

平成20年11月宮崎県定例県議会

平成19年度普通会計決算特別委員会
総務政策分科会会議録

平成20年11月26日～28日

場 所 第2委員会室

平成20年11月26日（水曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第10号 平成19年度決算の認定について

出席委員（9人）

主	査	外	山	衛		
副	主	査	新	見	昌	安
委	員	米	良	政	美	
委	員	中	村	幸	一	
委	員	黒	木	覚	市	
委	員	中	野	一	則	
委	員	中	野	廣	明	
委	員	鳥	飼	謙	二	
委	員	井	上	紀	代	子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	丸	山	文	民	
県民政策部次長 （政策担当）	渡	邊	亮	一	
県民政策部次長 （県民生活担当）	宮	田	廣	志	
部参事兼総合政策課長	土	持	正	弘	
部参事兼秘書広報課長	緒	方		哲	
統計調査課長	橋	本	江	里	子
総合交通課長	渋谷	弘	二		
生活・協働・男女参画課長	高	原	み	ゆ	き
文化文教・国際課長	福	村	英	明	
人権同和対策課長	酒	井		勇	
情報政策課長	渡	邊	靖	之	

中山間・地域対策室長	後	沢	彰	宏
広報企画監	亀	田	博	昭
交通・地域安全対策監	黒	木	典	明

会計管理局

会計管理者	長	友	秀	隆
会計管理局次長	中	西	秀	徳
会計課長	井	上	昌	憲

人事委員会事務局

事務局長	大	野	俊	郎
総務課長	吉	田	親	志
職員課長	大	野	保	郎

監査事務局

事務局長	佐	藤	勝	士
監査第一課長	川	越	長	敏
監査第二課長	篠	田	良	廣

議会事務局

事務局長	石	野	田	幸	蔵
事務局次長	弓	削	孝	幸	
総務課長	田	原	新	一	
議事課長	富	永	博	章	
政策調査課長	桑	山	秀	彦	

事務局職員出席者

総務課主幹	黒	田		涉	
議事課主査	湯	地		正	仁

○外山主査 ただいまから普通会計決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。分科会の日程については、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、昨日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会説明要領により行いますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましては、よろしくお願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、主査において他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしくお願いいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、県民政策部のみ、課・室を5つと4つに分けて2班を編成し、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成19年度決算について部長の説明を求めます。

○丸山県民政策部長 それでは早速、平成19年度の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。県民政策部の事業につきまして、新みや

ざき創造計画の施策の体系表に沿ってまとめております。平成19年度につきましては、年度当初の骨格予算に加えまして、昨年6月に策定いたしました新みやざき創造計画と、その重点施策であります新みやざき創造戦略に沿った6月補正予算をお願いいたしまして、各種の事業を実施したところであります。基本目標、施策の基本方向とありますが、私からは、本年4月に発足した県民政策部が所管する施策の基本方向ごとに、その成果について説明をさせていただきます。

まず、「未来の舞台で輝く人づくり」であります。

安全で安心な魅力ある教育環境づくりといたしまして、大学連携コンソーシアム支援事業等により魅力ある高等教育環境づくりを進めるとともに、私立学校振興費補助によりまして、保護者の経済的負担の軽減を初め、私立学校の経営基盤の安定や教職員の資質向上等を図ったところであります。

次に、NPO等との協働の推進とボランティア活動の促進といたしまして、ボランティアセンター整備促進事業等によりまして、NPOやボランティア活動を促進するとともに、NPOパートナーシップ創造事業によりまして、NPOと行政との協働の推進を図ったところであります。

また、人権意識の高揚と差別意識の解消といたしまして、宮崎県人権啓発推進協議会への委託事業や、宮崎県人権啓発センター整備事業等によりまして、人権教育・啓発や同和対策の推進を図ったところであります。

次に、男女共同参画社会づくりの推進といたしまして、男女共同参画地域リーダー人材育成事業や女性のチャレンジ支援事業等によりまし

て、女性の社会参画の促進と男女平等意識の確立を図ったところであります。

次の文化振興では、第12回宮崎国際音楽祭の開催や、県文化賞、若山牧水賞、みやぎきの郷土芸能再発見事業の実施などを通じ、県民の多様な文化活動の促進と心豊かな県民生活の創造に努めたところであります。

続きまして、「くらしの舞台づくり」であります。

まず、地球温暖化防止に貢献する社会づくりといたしまして、太陽光発電を初めとする新エネルギーについての普及啓発を図ったところであります。

次のページをごらんください。地域交通ネットワークづくりでは、地方バス路線等運行維持対策事業等によりまして、県民の日常生活に必要な公共交通機関の維持充実に努めたところであります。

また、情報通信環境の整備といたしまして、ケーブルテレビ施設整備支援事業や移動通信用鉄塔施設整備事業によりまして、高度情報通信環境の整備充実や情報通信格差の是正に取り組んだところであります。

また、安全で安心なまちづくりといたしまして、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化を進めるとともに、交通安全対策の推進につきましては、若年者や高齢者などを対象とした世代間交流による交通安全教育を実施し、交通事故防止に取り組んだところであります。

また、安心できる消費生活の確保といたしまして、消費者啓発の推進や消費生活相談員の設置によりまして、消費者の自立と消費者被害の未然防止に努めたところであります。

次に、「経済・交流の舞台づくり」であります。

まず、広域交通ネットワークづくりといたし

まして、各公共交通機関の利用促進や国あるいは関係会社への要望活動など、陸・海・空の輸送機能の維持充実に努める取り組みを進めますとともに、県民生活の利便性向上に努めたところであります。

また、特区や地域再生計画の認定支援を初め、元気のいい地域づくり総合支援事業等によりまして、個性を生かした地域づくりを推進するとともに、3ページでございますように、国際化の推進と多文化共生社会づくりとして、外国青年招致事業や多文化共生社会推進事業等により、県民の国際理解の増進と外国人住民に対する支援等を図ったところであります。

最後に、その他でございますけれども、新みやぎ創造戦略の展開や施策評価の実施によりまして、重要施策の総合企画、総合調整を行ったほか、県民フォーラム等の広聴活動や商業統計等の各種統計調査を実施したところであります。

次に、5ページをごらんください。平成19年度の決算状況についてであります。県民政策部全体といたしましては、一般会計、特別会計を合わせまして、予算額94億9,301万2,000円、支出額94億1,029万8,886円、繰越額が2,214万3,000円、不用額が6,057万114円となりまして、執行率は99.1%であります。

なお、平成19年度監査結果報告書指摘事項等につきましては、県民政策部は該当ございません。

また、昨年の全庁調査で判明した不適正な事務処理のうち、平成19年度に係るものは、県民政策部では該当がございません。

以上、概要について説明いたしました。詳細につきましては、各課長より説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

○外山主査 部長の説明が終了いたしました。

これより班ごとに説明及び質疑を行います。準備のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

これより総合政策課、中山間・地域対策室、秘書広報課、統計調査課、総合交通課の審査を行います。

平成19年度決算について、各課の説明を求めます。なお、委員の質疑は、5課・室の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○土持総合政策課長 総合政策課の平成19年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の同じく平成19年度決算特別委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思います。総合政策課の平成19年度の一般会計の決算状況につきましては、課内室であります中山間・地域対策室と合わせまして、一般会計の計にございますように、予算額12億682万6,000円に対しまして、支出済額が12億275万5,955円、不用額407万45円で、執行率は99.7%となっております。

このうち、目の執行残が100万円を超えているものについて御説明いたします。8ページでございます。(目)計画調査費でございますが、不用額が223万5,000円余となっております。主な理由でございますけれども、負担金・補助及び交付金の不用額142万9,021円、これが主なものでございまして、その中の元気のいい地域づくり総合支援事業の補助金及び事務費の残が主なものということになっております。この補助金の残でございますけれども、市町村事業における入札残等に伴います事業費の減によるもので

ございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。開発事業特別資金特別会計の決算でございます。19年度の決算につきましては、特別会計の欄でございますけれども、予算額が4,353万5,000円に対しまして、支出済額が4,352万5,400円でございます。執行率は99.9%となっております。

この結果、総合政策課の決算合計といたしましては、予算額12億5,036万1,000円に対しまして、支出済額が12億4,628万1,355円、不用額407万9,645円で、執行率は99.7%となっております。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、平成19年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の総合政策課のインデックスがあると思っておりますけれども、9ページです。説明に入ります前に、この報告書のまず記載内容について御説明いたします。先ほど部長のほうから、総合計画の施策体系について御説明をいたしましたけれども、「未来を拓く子どもが育つ社会づくり」が施策の基本方向、「安全で安心な魅力ある教育環境づくり」が、その基本方向を構成する基本施策でございます。新みやざき創造計画の施策体系に沿って記載しているところでございます。次に、施策の目標でございますけれども、これは、総合計画における安全で安心な魅力ある教育環境づくりのこの記載内容をそのまま引用しておるところでございます。次に、表になっている部分でございますけれども、施策推進のための主な事業及び実績でございますけれども、これは各課の重点推進事業等を中心に記載しております。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

ます。主な事業及び実績ですが、施策の推進状況の表がございますけれども、これは、新みやぎ創造戦略工程表に目標値が掲げている施策について、年度別の数値目標及び実績値をあわせて記載いたしているところがございます。そして、施策の成果等がございますけれども、これは、各課における施策の成果等について記載しておりまして、25ページを見ていただきますと、これにつきましては、参考となる実績値もあわせて記載しているところがございます。記載内容の説明については以上でございます。

再度9ページに戻っていただきたいと思えます。それでは、総合政策課の主な事業について御説明いたします。なお、総合政策課分といたしましては、中山間・地域対策室が所管している事業もあわせて記載しておりますので、私のほうからは、中山間・地域対策室の所管事業を除く総合政策課の所管事業について御説明いたします。

まず、9ページの安全で安心な魅力ある教育環境づくりについてでございますが、施策推進のための主な事業及び実績にありますように、県内すべての高等教育機関の連携組織であります高等教育コンソーシアム宮崎が行います公開講座、合同進学説明会など、県内の教育研究機能の充実や地域貢献活動の取り組みを支援したところがございます。今後とも、高等教育コンソーシアム宮崎の運営を支援することによりまして、高等教育環境の魅力向上や高等教育機関の有する知的財産の活用によりまして地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思えます。地球温暖化防止に貢献する社会づくりでございます。主な事業及び実績にありますように、新エネルギーの普及啓発のための講座や教

室を開催しまして、太陽光発電を初めとする新エネルギーの意義や必要性等の情報発信に努めたところがございます。今後とも、地球温暖化対策の必要性や昨今の原油価格高騰による県民生活への影響等を考えますと、人と自然が共生する社会の実現や脱石油化に向けて、本県の地域特性を生かした環境に優しい新エネルギー等の普及促進に努めていく必要があると考えております。

次に、11ページでございますが、個性を生かした地域づくりについてでございますけれども、総合政策課といたしましては、主な事業及び実績でございますが、西臼杵3町で取り組みます地域再生計画など3件の認定を支援したところがございます。今後とも、市町村、民間企業等への制度周知を図り、それぞれの特性を生かした地域づくりを支援していきたいというふうに考えているところがございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと思えます。県境を越えた交流・連携の推進についてでございます。主な事業及び実績でございますように、全国知事会議や九州地方知事会議を通じまして、国に対して本県発の施策提案、要望を行いますとともに、道州制を見据えた政策連合の検討や、東九州軸等の広域的な連携や取り組みを推進したところがございます。今後とも、地方分権や道州制検討の議論を踏まえながら、九州各県との連携を深め、県境を越えた広域的な取り組みを推進していく必要があるというふうに考えております。

14ページをお開きいただきたいと思えます。最後になりますけれども、重要施策の総合企画と総合調整についてでございます。主な事業及び実績でございますように、新しい県政運営の基本的な考え方と施策の内容、具体的数値目標

を盛り込みました新みやざき創造計画を策定いたしましたところでございます。この計画において重点施策として掲げます新みやざき創造戦略を庁内連携のもと、強力に推進していくための新みやざき創造戦略推進本部を設置いたしますとともに、その推進状況の客観的な評価・分析を行いますため、外部評価の組織といたしまして、県内外の有識者から成る新みやざき創造戦略評価委員会を設置するなど、戦略の推進管理体制の整備を行ったところでございます。また、効率的、効果的な行財政運営や県民への説明責任の向上に資するために、新計画に対応いたしました新しい政策評価システムを構築したところございまして、今後とも、計画の着実な推進を図っていくこととしております。

以上が主要施策の成果についてでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

総合政策課は以上でございます。

○後沢中山間・地域対策室長 中山間・地域対策室の所管部分について御説明いたします。

お手元、同じく報告書の総合政策課のインデックスの11ページをお開きください。個性を生かした地域づくりに関しまして、主な事業について御説明いたします。過疎地域自立促進計画推進でございます。当室で同計画の進捗管理をしておるところでございますけれども、これまでの過疎対策事業等の実施によりまして、社会資本の整備が着実に進んできたところであります。しかしながら、過疎地域を取り巻く環境は厳しさを増しているというところございまして、今後とも、地域資源を生かした産業振興や交流人口拡大に取り組み、地域の活力を高めていく必要があると考えております。

次に、地域づくりネットワークでございます。

こちらにつきましては、団体の自主的、主体的な地域づくり活動を促進するために、団体が加盟している宮崎県地域づくりネットワーク協議会に助成を行いまして、情報提供等を行うとともに、団体間の交流や連携を図ったところでございます。昨年度末で155団体が加盟しておりまして、今後とも、各団体の交流の場づくり等を行っていく必要があると考えております。

次に、元気のいい地域づくり総合支援でございます。市町村や地域住民による個性と魅力ある地域づくりの取り組みに対しまして、五ヶ瀬町外21件に対しまして支援を行ったところでございます。

次に、土地利用基本計画管理運営でございます。これは、土地利用の現況とその動向を把握いたしまして、宮崎県土地利用基本計画の変更を行ったものでございます。

次に、最後でございますが、地価調査でございます。これは、県内の標準的な土地の価格を295地点におきまして判定しまして、一般の土地取引価格の指標として提供を行ったところでございます。

説明は以上でございます。

○緒方秘書広報課長 秘書広報課の平成19年度決算の概要について御説明いたします。

資料は、決算特別委員会資料になりますけれども、秘書広報課は11ページから12ページまででございますが、12ページのほうをお開きいただきたいと思っております。秘書広報課計にございませうように、予算額4億4,612万5,000円、支出済額4億4,405万951円、不用額207万4,049円、執行率99.5%となっております。

このうち、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。同じページの（目）広報費であります。不用額187万75円ござい

すが、これは、ごらんのとおりの需用費のところ
が主なものとなっておりますが、小学生向けに
県政をわかりやすく紹介しましたパンフレット
「わたしたちの郷土宮崎県」を作成してありま
すが、この印刷物の入札に伴う執行残でありま
す。

続きまして、主要施策の成果についてござ
います。主要施策の成果に関する報告書、秘書
広報課のインデックスのところ、16ページをご
らんいただきたいと思います。情報通信環境の
整備についてであります。主な事業及び実績に
ありますように、印刷広報としまして、県民向
けの「県広報みやざき」の発行や、新聞広報と
しまして、県の行事等をお知らせする「県政け
いじばん」の新聞掲載、さらには、テレビ・ラ
ジオによる県政番組の放送、県ホームページで
の情報発信などであります。広報回数等は記載
のとおりでございます。今後とも、県民の県政
に対する理解を促進し、県民と県政との信頼関
係を形成するため、積極的に広報活動を行って
いきたいと考えております。

次に、17ページの県民本位の県政の推進につ
いてであります。主な事業及び実績にありますよ
うに、県民総ブレイン事業として、県民フォー
ラムを4回、県民ブレイン座談会を13回、出前
講座を24回実施しております。また、県民の声
事業は、専用電話やファクス、電子メール等で
寄せられました県民の生の声を直接、知事に届
け、県政に反映させるため行うものでございま
す。平成19年度は6,001件の意見が寄せられて
おります。今後とも、より幅広い県民の意見等
を県政に反映させるため、広聴事業の充実を図
っていきたいと考えております。

以上が主要施策の成果に関する報告書につ
いてであります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、
特に報告すべき事項はありません。

秘書広報課は以上であります。

○橋本統計調査課長 統計調査課の決算概要に
つきまして御説明申し上げます。

統計調査課につきましては、平成19年度決算
特別委員会資料の13ページから15ページであり
ますが、統計調査課合計欄をごらんください。
統計調査課の平成19年度における決算につつま
しては、予算額3億6,632万2,000円に対しまし
て、支出済額3億6,433万2,532円、不用額118
万9,468円、執行率99.5%であります。なお、翌
年度への繰り越しはありません。

目の執行残が100万円を超えるものはござい
ませんが、執行率が90%を下回るものにつつま
しては、同じく15ページの(目)県統計費の86.4
%であります。執行残の主なものは、旅費15
万1,805円、需用費16万8,625円であり、経費節
減により執行残となったものであります。

次に、主要施策の成果について御説明申し上
げます。

主要施策の成果に関する報告書の18ページを
ごらんください。各種行政施策の実施及び計画
立案等に必要な基礎資料を得るため、各種調査
を行っております。表に主な事業3つを掲げて
おりますが、まず1つ目の商業統計調査でござ
います。この調査は、経済産業省の指定統計と
して5年周期で実施されるものであります。す
べての卸売業・小売業事業者が対象となりまし
て、本県では県内の1万5,675事業所を対象に平
成19年6月1日を調査日として実施してありま
す。この調査によりまして、卸売・小売事業所
の分布状況、販売活動を把握し、業種別、規模
別、地域別などに区分して、商業の実態を明ら
かにするとともに、行政施策の企画や立案のた

めに必要な基礎資料を得ることができました。

次に、全国物価統計調査でございます。この調査は、総務省の指定統計といたしまして、5年周期で実施されるものであります。人口10万人以上の市及び総務大臣が指定いたします市町村の中から抽出された事業所が調査対象となりまして、本県では9市町の2,006事業所を対象に平成19年11月21日を調査日として実施いたしました。この調査によりまして、商品の販売価格、サービスの料金等の実態を明らかにするとともに、行政施策の企画や立案のために必要な基礎資料を得ることができました。

3つ目の就業構造基本調査でございます。この調査も、総務省の指定統計といたしまして、5年周期で実施されるものであります。総務大臣が指定いたします調査区の中から抽出された世帯が調査対象となりまして、本県では県内の約9,000世帯を対象に平成19年10月1日を調査日として実施しております。この調査によりまして、国民の就業・不就業の状態等を明らかにするとともに、行政施策の企画や立案のために必要な基礎資料を得ることができました。

主要施策の成果に関しましては、以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○渋谷総合交通課長 総合交通課の決算の概要について説明いたします。

特別委員会資料の17ページをお開きください。予算額6億2,560万2,000円に対しまして、支出済額6億1,581万293円、不用額は979万1,707円となっております。執行率は98.4%であります。

次に、事項別の執行状況ですが、目の執行残が100万円を超えておりますものは、(目)計画調査費でございます。その主なものは、(節)負担金補助970万7,020円でございます。この不用額の主な理由は、地方バス路線等運行維持対策事業におきまして、車両購入費の国の補助額が見込みを下回って確定した、地域バス再編支援事業における運行費補助が見込みを下回った、さらに、物流効率化推進事業のうち、関東航路利用促進補助事業におきまして、助成の対象となる運送事業者の利用実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。なお、執行率が90%を下回るものについては該当ございません。

次に、主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

成果に関する報告書、総合交通課のインデックスのところ、19ページをお開きください。地域交通ネットワークづくりについてであります。まず、主な事業の地方バス路線等運行維持対策であります。広域的、幹線的なバス路線である生活交通路線の維持のため、バス事業者に対しまして、運行費補助や車両購入費補助を行うとともに、バス路線廃止後に代替バスなどを運行する市町村に対しまして補助を行うなど、地域の交通手段の確保に努めたところであります。

また、地域バス再編支援によりまして、コミュニティバスなど地域の実情に応じた、より効率的な交通システムへの再編を図る9つの市町村に対しまして、調査事業費や車両購入費等への補助を行ったところです。平成19年度は、三股町と五ヶ瀬町がこの事業を活用いたしまして、コミュニティバスの運行を開始しております。

20ページをごらんください。次に、広域交通ネットワークづくりについてであります。まず、

主な事業の鉄道活性化対策推進についてであります。九州地方知事会などと連携を図りながら、国やJR九州に対しまして、日豊本線の高速化、東九州新幹線の整備について陳情・要望を行うとともに、JR九州等と協議を行ったところでもあります。今後も引き続き、関係自治体とも連携しながら、要望活動を継続していく必要があると考えております。

次に、海上輸送網整備によりまして、海運事業者との協議・調整、及び荷主、物流事業者等からの情報収集を実施したところでもあります。これらの結果、ローロー船「南王丸」が平成19年1月から細島港に寄港するとともに東京直行便となり、県北部地域から関東への直行航路が再開されたところでもあります。

次に、物流効率化推進についてであります。関東向け航路の利用促進による利便性向上を図るため、この航路を利用する運送事業者に対する助成事業を実施し、利用率の向上を図りました。また、講演会、意見交換会の開催により、荷主、運送事業者に対して海上・鉄道輸送の利用拡大による物流効率化についての意識喚起を図りました。今後も引き続き、海上・鉄道輸送の利用促進を図るとともに、船会社、JR貨物に対して輸送力拡充のための働きかけを行っていく必要があると考えております。

最後に、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化についてであります。宮崎空港発着の国内・国際路線を維持充実するため、国、航空会社等への陳情・要望活動や利用促進に努めたところでもあります。この取り組みにより、韓国との国際定期便ですが、冬季のゴルフ客など韓国人の需要が高くなり、平成19年度の冬季ダイヤでは週3便から4便への増便が実現しました。また、台湾との路線につきましては、国際チャーター

便による長年の積み重ねと要望活動の結果、平成19年11月に日本と台湾との間で宮崎—台北間の路線開設が合意され、ことし6月1日にエバー航空が定期就航いたしました。今後とも、路線の維持充実を図るため、利用促進や航空会社等への働きかけに努めてまいりたいと考えております。

以上が19年度の主要施策の成果でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告する事項はございません。

総合交通課は以上でございます。

○外山主査 説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑がございましたらお願いいたします。

○米良委員 中山間・地域対策室長、主要施策の報告書の11ページで御説明いただきましたが、新規事業として取り組みをされたということですが、いろいろ調査関係あるいは計画認定をされてきましたけれども、末尾に、行財政運営基盤の強化というので結んであるわけですが、こういう調査なりあるいは計画認定をされて、今後どう対応していくのかということが知りたいんですけども、その辺のことも含めて御説明いただくとありがたいと思います。

それから、中ほどに、155団体のネットワークの協議会の加入団体というのが出ていますね。主な団体をお示しいただくといいなと思っています。

○後沢中山間・地域対策室長 まず、初めの御質問についてでございますけれども、計画認定ということで、これまで現行の過疎法に基づく計画ですとか、そういうものを策定しまして、この計画に基づいた各種事業を推進してきたところでございます。現行の過疎法が平成21年度いっぱい切れるということもございますので、

新過疎法の議論がどうなるかというのはありますけれども、今後も必要な社会資本整備などの基盤整備は進めていく必要があるかというふうには考えております。これまでの計画などを踏まえた今後の取り組み方針についてでございますけれども、必要な基盤整備というものはしつつ、昨年度、集落に関する調査もしましたけれども、そういう結果なども踏まえながら、行政として何をやるのかということに加えて、地元の集落の住民の方々がどういうことを考えておられて、集落の姿がどうありたいと考えておられるのかとか、そういうことを我々も集落に入り込みながら把握をして、行政と住民とが協働して、きめの細かい対策を講じていくという方針で考えてございます。

2つ目の御質問の地域づくりネットワークの155団体、どんなものがあるのかということでございますけれども、活動の幅につきましても、非常に広いものでございまして、例えば言いますと、「やっちみろかい酒谷」という、酒谷は棚田が有名ですけれども、そういう地域の資源を活用しながら、棚田オーナー制度などということも取り組んでおられますけれども、地元でその資源を活用したイベントを開催して、都市と中山間などの地域の交流を進める活動ですとか、「佐土原くじら会」というのもございますけれども、くじらという一つの大きな夢のある対象を旗印にして、地元で子供を巻き込んだスポーツ大会、お祭りとか、そういうものを仕掛けて活動している団体など、多岐にわたってございます。

○米良委員 今、室長からも地域再生計画の認定のことにつきましてお触れがありましたけれども、ある程度地域に入ってという話もありましたけれども、私は、それが一番基本だと思う

んです。町村間と県庁の皆さんたちとのいろいろな計画認定ということに端を発して、過疎地域の皆さんたちがこれからそういうものの中でどうつくり上げていくかということからすれば、室長からもありましたけれども、実際に現場に踏み込んでいって、じかに皆さんの要望なり、そういう意見を聞いて、そして過疎対策に向けて取り組むという姿勢を私は特に要望しておきたいと思うんです。実際にことしはおやりになったんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 私も、机に座っていて頭で考えて何とかなるという課題ではないんだろうという思いを4月から持っておりましたので、市町村に足を運んで、当然30市町村全部回りましたし、役場の方と話をするというのももちろんのことながら、地元の住民の方と役場との話し合いの場とか設けられれば、そこにはなるべく足を運ぶようにしています。また、つい先日も行ったんですけれども、県庁に中山間・地域対策室ができたということであれば、地元で一生懸命取り組まれておられる方たちがどんなことを考えて何をやりたいのか、直接聞いてほしいという話も寄せられるものですから、そういうところには積極的に足を運んでお話を伺ったり、意見交換をしたりという場を設けるようにしております。

○米良委員 地域づくりネットワークの155団体で380万という予算ですが、これが多いか少ないかというのはわかりませんが、ネットワークづくりを通して——例えば田舎に行きますと、40歳になっても50歳になっても嫁さんをもっていない人たちが物すごく多いんです。そういう一端もここで担っているという理解でいいんですか。その辺はどうなんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 委員御指摘の課

題はあるというふうに認識しておりますけれども、このネットワーク協議会で直接、中山間部のお嫁さん対策を目的に活動しているところはないかと思えます。ただ、中山間地域も含めて交流活動などをする中で、結果として、交流活動の中からカップルが生まれている可能性は否定できませんが、我々としてはその実績を把握はしてございません。

○米良委員 できましたら、そういうところにも力点を置いて、これからの過疎対策の一端に加えてもらうとありがたいなと思うものですから、あえてお聞きしたところでありましたが、ひとつそういう観点でこれからもお願いしたいと思っています。

秘書広報課長、17ページでございますが、県民総ブレイン事業ということで知事があちこち回られております。できましたら、4年間のうちにずっと網羅するんじゃなくて、早い機会にこういう事業というのはどんどんおやりになったほうが、県民の皆さんたちも身近に感じて、これからの東国原県政に対する一つの期待感というのが出てくるような気がしてならんのですけれども、スピーディーな対応が必要じゃないんですか。どうですか。

それともう一つは、県民の声事業というのが6,000件ありましたけれども、結果的には、ここあたりは広報誌を通して広報しているんですか。

○緒方秘書広報課長 実際、事業として17ページの表に記載してあるような広聴活動をやっておりますけれども、それに限らず、いろんな大会がありました場合、あるいは竣工式がありました場合、いろんな機会をとらまえて、知事も各市町村に出て行ってございまして、就任してから19年度中に一通り市町村のほうは回るこ

とができたのかなと思っております。もちろん大きな市等につきましては、複数回行っておりますので、広聴活動に限らず、いろんな各部署の行事、事業もございまして、そういったものを活用いたしまして、可能な限り市町村のほうに知事が行けるように行事調整等をやっているところでございます。

2番目の、県民の声事業をやっていますというPRにつきましては、ホームページですとかいろんな機会をとらまえてPRしております。実際いただいている方法としましては、直接、秘書広報課にメールで来る場合ですとか、はがきでいただく場合ですとか、ファクスでいただく場合、電話等でいただく場合、そういったものをすべてトータルしてのこの数字となっております。

○井上委員 まず、後沢室長に、成果のところの11ページの元気のいい地域づくり総合支援のところで、五ヶ瀬町外21件というふうになって2億円近くのお金を使っているわけですが、例えば五ヶ瀬町を例にとつて言えば、どういう事業でどれぐらいの金額を出しているということなんでしょうか。

○後沢中山間・地域対策室長 五ヶ瀬について御説明しますと、元気のいい地域づくり総合支援事業というのは3カ年の事業になってございまして、17年度に採択したものを3年間支援するという形のものもあるわけですが、ここで挙げた五ヶ瀬というのは、17年度に採択したもので、19年度は3年目ということになります。その取り組みの内容についてですけれども、五ヶ瀬町の桑野内地区は、住民が主体になって夕日の里づくりの推進会議といったものを立ち上げて、地域づくりをしているわけでございます。夕日の里の交流拠点の整備をするということで、

五ヶ瀬ワインで有名でございますけれども、ワイナリーの横の農産物の直売所やレストランを整備したいということで、そういったものを支援したり、あとは花いっぱい運動ということに取り組んでおられて、国道沿いの花壇に季節の花を植栽し、訪れる方をおもてなしするという取り組みを行っておられるので、そういうソフト的な取り組みに対しても支援をしているということでございます。

○井上委員 金額的に幾らぐらいなんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 金額としましては、補助金として4,253万3,000円ということになってございます。3年間でございます。

○井上委員 ということは、21件は、そういう町村で具体的に取り組みをしているものについて予算化、元気のいい地域づくりのそういう支援をしていくための前段で、それについて上がってきたものに対してただ支援を出しているということですか。

○後沢中山間・地域対策室長 事業の仕組みとしましては、各市町村でどういった取り組みをするのかといったことを計画としてまとめていただいて、申請をしていただく。それに対して採択をすれば補助していくということになりますが、この事業の特徴としまして、補助金を出すというのも当然あるんですけども、調整会議というのを庁内で設けておまして、関係部局が集まって、各市町村から上がってきた事業というのを各専門の目で練り上げていって、例えばここはこうしたほうがいいんじゃないかとか、もっとこういう展開があるんじゃないかというアドバイスをもらったりしながら、一緒に練り上げていくという形をとって最終的に採択してございます。

○井上委員 夕日の里づくりについては、成功

例として私たちもよく知っているんですけども、3カ年の事業の中でやって効果の出ているものと効果の出ないものがあると思うんですけども、21件というのは、全部が非常に効果が出たものばかりなんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 地域づくりの取り組みというのは、なかなか定量的に成果が測定しにくいということもございまして、何が成功して何が失敗だったかというのは一概には申し上げられないんですが、今ほど御説明した五ヶ瀬の例などは宮崎県の代表選手的に成功したというものだと思います。それ以外にも、例えば日之影町で森林セラピー基地の認定を受けて地域づくりに頑張っておられますが、そこに対する支援などもやっておりますし、同じく北郷町も森林セラピーを核にした取り組みなどやっておられます。我々としては、いずれも地元の皆さんが頑張っているのに対して支援して、それなりに成功しているというふうに理解しております。

○井上委員 これは、市町村も自分のところのお金を出して、合算して何かをやっているというふうに理解していいんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 そのとおりでございます。最大で3分の2という補助率でございまして、当然、市町村のほうでも手出し分があるという事業でございます。

○井上委員 効果があるとすれば、3分の2の補助率というのは、17年度からそういうふうな取り組みの仕方だけでも、これについてはもっと金額的にも絞り込んでやっていくとか、総花的じゃなく、絞り込んでやっていくとか、そういうことについても検討していただけないかなというふうに、これは意見ですが、思います。

13ページの九州地方行政連絡会議、全国知事会、九州地方知事会とか含めて、私の率直な感想ですが、九州各県に、私ども委員会だとか特別委員会とかで調査に行くと、九州一体で取り組むという感覚よりも、北と南に分かれて、北は、地理的なこともあるのかもしれないんですけど、連携がよくとれているような印象があって、南のほうは南のほうで、これはまた地域間のこともあるんだと思うんですけど……。本来、九州で一体的なことは連絡会議とかも含めてやったほうがいいと思うんですが、金額的にも1,000万円程度の予算なので何とも言いがたいところもあるんですけど、集まって議論されていることについての成果というのが本当に上がっているのかどうか、そこあたりについてどうお考えなのか、聞かせていただけるといいなと思います。

○土持総合政策課長 全国知事会、九州知事会とも同じでございますけれども、集まって成果といいますか、九州知事会もそれぞれが抱える課題を出し合ひまして、九州としてどういうふうに対応していくかというようなことをやっております。特に九州につきましては、政策連合という形で、共通する行政課題について全県で同じような取り組みをしていくというような取り組みもやっております。国に対する制度要求、そういったものを要望する場ということにもなっております。これは全国知事会等も同じでございます。九州地方行政連絡会議はちょっと毛色が違うんですが、これは九州内の国の出先機関と都道府県で構成して、今は事務的な調整をするという会議でございます。それぞれに役割がございます、私どもとしては、そういう場で知事等から発言をしていただきまして、私どもの主張を関係機関にも伝えていくというこ

とで活用しているというふうに考えております。

○井上委員 秘書広報課にお尋ねしたいんですが、先ほど米良委員からも出たんですけども、実はよく県民の皆さんから聞く意見として、東京にいる時間というか、テレビで見る知事のほうが多くて、地元で見る知事が少ないというふうな言われ方というのは、よく私たちも耳にするわけです。実際は、こんなふうによく動いていらっしゃって、県民の声を聞く機会というのも持っていらっしゃると思うんです。本来、県民と直接会って、県民フォーラム、県民ブレーン座談会、出前講座、これほどの数はこなしていращやるだけけれども、ブログ等も見つみると、実際、その感想とか書いていらっしゃるわけだから、行っていращやると思うんですけども、県民に現実的に知事が動いていらっしゃることが伝わりにくいという点については、どのように秘書広報課としては考えているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○亀田広報企画監 今おっしゃられた中で、出前講座というのがございますが、これはちょっと毛色が違ひまして、職員が県民の求めに応じて特定のテーマについて講義に参るということで、これは知事が行くわけではございません。県民フォーラムにつきましては4回、このときは数百人規模で意見交換を4市でやりました。県民ブレーン座談会のほうは少人数、絞り込みまして、特定のテーマとか、あるいは特定の地域ということをやテーマにして13回ほどやりました。これは19年度ですが、今年度は、さらにフォーラム等については、米良委員からも御指摘がございましたけれども、もっと回数をふやして、各市町村に入ってということでやっております。確かに、出席者ということで申し上げますと、何千人も入るわけではございませんので、

来ていただいた方の波及効果といいますか、口コミといいますか、知事がこういうことを言っていたということで地域に波及していくということに期待している部分はあるんですが、一方では、議事録をホームページのほうで掲載しておりますので、余り浸透しているかどうかというのはありますが、そちらのほうで県民の方には中身等について知事のお考え等を御理解いただければというふうなことでやっております。

○井上委員 先ほど米良委員からも出ましたが、県民の声の事業で、先ほどの御説明によると、メールだったり、はがきだったり、電話だったりいろいろあるわけですが、6,001件に対する対応というのは具体的にどういうふうにされているんですか。

○亀田広報企画監 6,001件、19年度ございまして、どこから来たかということで申し上げますと、県民の声といいながら、実は県内からというのは3割ぐらいでございまして、県外が45%ぐらい、結構、中傷めいたものもあるものから、匿名がその他25%ぐらいでございます。匿名については対応しようがないということですが、県外の方も、テレビ等でいろいろありますので、知事の言動に対するリアクションということで来る部分がございます。県民の方から参りました施策提言あるいは身近な意見、要望、こうしてほしいとかいう要望につきましては、これも含めまして、県民の声については1週間ごとに知事に上げております。その結果、御指示がある場合もありますし、また全体については各部のほうにフィードバックしまして、各部各課のほうでその方に対応する——お答えする部分はお答えし、あるいは施策の面、事業の面で参考にすべきは次年度の予算等で反映するように努めていただくように、私どもからもお願

いしているところでございます。

○井上委員 本来的な政策的な提言の場合は各部にしっかりつないで、それについての対応というのをきちんとやっていただきたい、これは私からの要望です。

もう一つは、16ページにあります情報発信の関係ですけど、県庁から全国に向けて情報発信というのは、これはどういう発信ですか。何を指して全国への発信というふうに……。

○亀田広報企画監 16ページに広報活動をいろいろ載せておりますが、この中で県外向けの発信ということになりますと、県のホームページがほとんどになるかと思えます。あとは県内向けのテレビであったり、新聞でのお知らせであったり、あるいは県の広報誌であったりということで、県外向けということになりますと県のホームページ。昨年まではうちのほうでやっておったんですが、みやぎきアピール課ができましたので、県外向けの情報発信についてはあちらのほうで今年度から対応しているということでございます。

○井上委員 続けてそれをお聞きしようと思っていたんですが、宮崎県をアピールするというためのみやぎきアピール課との連携というのは十分とっているのか、それともお任せなのか、そこはどうですか。

○亀田広報企画監 基本的には、みやぎきアピール課が主体性を持ってやっていくことだと思いますが、私も含めまして、農政水産部と環境森林部と県土整備部の関係する課長級の人間が兼務職員になっております。適宜、みやぎきアピール課からは情報提供もございまして、意見交換の場もございまして。そういう形で、みやぎきアピール課のほうで我々と連携してやっていこうということで非常に努めていただいていると

思っております。

○井上委員 わかりました。

統計調査課にお尋ねしたいんですが、きょう御説明があった主要成果のところでは、3つの調査は総務省だとか経済産業省からで5年ごとですけれども、このデータ、調査した分については県内での分析というのはするんですか。

○橋本統計調査課長 これらの調査につきましては、まず調査のほうは県と市町村とで行いまして、その結果につきましては、国に一たん数字を返しまして、国のほうでまず分析等を行っております。その後、また県のほうに県分のデータが返ってまいりますので、いただきましたものを県のほうで分析等を行い、公表しているところでございます。

○井上委員 それぞれ3つ、対象は何事業所ですよというのはありますけれども、実際にこれに対応したパーセンテージみたいなのはわかるんですか。対象数はあるけれども、それに対して幾ら回答したというデータはお持ちですか。

○橋本統計調査課長 それぞれ調査につきましては、調査終了後、回収率、回答率等を取りまとめているところでございますが、現在、手元にそれぞれの回収率等については持っておりませんので、また後ほど御回答させていただきたいと思っております。

○井上委員 総合交通課にお尋ねしたいんですが、地方バスの再編のことでコミュニティバスの関係ですけれども、コミュニティバスは、私は、市町村にとっては大変いいものだと思うんですが、もっとこれは手を挙げる地域はないんですか。いつもこんなに少ないものなんですか。

○渋谷総合交通課長 地域バス再編支援の事業につきましては、御案内のとおり、平成18年度からスタートさせた事業でございまして、平成19

年度につきましては、調査事業費補助で延岡市外6市町、実際、コミュニティバスを走らせたのは三股と五ヶ瀬の2つの町だったということなんです、その間、調査等を進めておりまして、20年度に入りまして、トータルで12の市町村がコミュニティバスを運行することになりました。事業以前に独自にもしくは国の事業等を活用して既にコミュニティバスのものを導入しているところもございまして、県内30市町村の中で現在、コミュニティバスといったような類似したものが導入されていないというのが逆に少なく、9つの市町だということになっております。

○中野廣明委員 13ページ、県境を越えた交流・連携の推進、ここで全国知事会とかいろいろ出ています。九州管内、各県でそれぞれ道州制の議論をされたりしています。知事の意見を聞いていますと、条件つき財源つき道州制、それから一歩も踏み出していません。県民政策部としては、少しは道州制とかそういうのに興味を持って議論するとか、知事にレクするとか、そういうのはどうですか。

○丸山県民政策部長 道州制の議論は、九州知事会と九州の経済界が一体となった九州地域戦略会議の中で議論をまとめるということで、先般、第2回目の結果、答申がなされたところであります。九州知事会は委員が知事ですので、入っているわけですけれども、この下に部長クラスが入った幹事会というのがございまして、その中で議論を何回も重ねて、事務局の案を練って、それを九州地域戦略会議の中に上げて成案を得るということになっていきますので、当然その過程において、我々も知事に今の県の立場、考え方を説明して、知事の考えをまとめていただく、そういう段取りで進んできているところ

であります。

○中野廣明委員 そういうことじゃなくて、自身としてはどういう考え方を持っているかというのを聞いているわけです。

○丸山県民政策部長 現況を見ますと、例えば交通網にしても東半分西半分、進捗の速度が遅くて、まだ高速道路も開通していないわけです。一方では、九州新幹線が2011年の春には開通するというのでありますので、当然そこらあたりを念頭に置いて、とにかく社会基盤の基礎的条件が、九州各県同一の基盤整備がなかった後でないと、道州制というのは宮崎県にとっては困ることになるんじゃないか、私もそう思っております。ですから、知事がいつも言うのは、そういう基礎的条件が備わった後で九州の道州制というのはできていくべきじゃないか、そういうことでもあります。

○中野廣明委員 消極論ですか、積極論ですか。

○丸山県民政策部長 条件付きの推進論です。

○中野廣明委員 17ページ、県民フォーラム、県民ブレイク座談会、出前講座、安藤知事のと看からこういうのはやり出したんですけど、いろいろ私の経験では、こういうのをやっても、宮崎県全体がどうあるべきかという議論が出たような記憶がないんです。結局、自分たちのグループ、小さい点の話とか、こういうのをやるのはいいけど、かなり部長が行ったりとか、金はしれているけれども、悪いけど、こういうので何か施策に反映したという事例は出てきたものですか。

○亀田広報企画監 委員がおっしゃったように、前知事時代にこの前身のようなものができて、名前は変えながら踏襲しているわけでございます。委員がおっしゃったような、かなり高度な

政策提言等がなされるのではないかということは、確かにそういうものは十分出ているとは思えないと思いますが、身近なあるいは自分の所属する団体に関する意見とか、それでも知事がそういう意見を聞く機会は十分とは言えないと思っておりますので、私としては意味があるのではないかと思っております。

○中野一則委員 既にほとんどの方が言い尽くされましたので、余りないんですが、まず11ページ、元気のいい地域づくり総合支援、五ヶ瀬町外21件ということですが、残りの市町村は8市町村あると思うんですけども、この8市町村はどこでしょうか。

○後沢中山間・地域対策室長 五ヶ瀬町以外のどこの市町村を支援しているかということでもよろしいですか。

○中野一則委員 五ヶ瀬町外21件ということは、30市町村だから残りが8市町村だと思うんです。その8市町村を教えてください。

○後沢中山間・地域対策室長 入っていない市町村ということは、どこを入れているかは、すぐにお伝えできるんですけども、ちょっと整理をして、すぐお答えをするようにします。

○中野一則委員 取り組んでいない市町村が8つあるというふうに見ただけけれども、そうじゃないんですか。17年からスタートしているわけだから、3カ年事業で今年度で終わりですか。

○後沢中山間・地域対策室長 入っていないところで言いますと、広域連携でやるといった取り組みもあるものですから、単純に30引く22市町村が取り組んでいないというふうにはならないんですが、取り組んでいない市町村で言いますと、10市町村ということになります。都農、川南、高鍋、新富、木城、三股、えびの、国富、清武、野尻の10です。

○中野一則委員 先ほど課長は、座っている場合じゃないから、市町村に全部行ったと言われたんですけれども、大変いいことだと思うんです。こういう元気のいい地域づくり、県下網羅的に取り組んで、また20年度からも何か変わったものがスタートしていると思うんだけれども、こういう取り組んでいない、自分からみずから手を挙げていない市町村、そういうところに積極的に行って、むらおこし、地域づくりのために、元気な地域づくりのために、ぜひ取り組んでほしいということを積極的に言ってほしいと思うんです。8地域を新しい事業ではぜひ取り組んでほしいと思いますので、要望しておきたいと思います。

それから、13ページ、道州制のことですけれども、この前、新聞に、連邦制に近い道州制ができるような話が載っていました。ある会議では、10年後には道州制がスタートするという話も聞いたんです。さっきは部長のほうから、幹事会があってということですが、九州地方行政連絡会議というのは幹事会を指しているわけですか。

○丸山県民政策部長 これは全く別物であります。九州地方行政連絡会議というのは、国の機関と九州各県の共同体での事務連絡会議みたいなことをやっています。

○中野一則委員 道州制については、担当部長がよく福岡に行かれたりして、あるいは事務局担当が県庁内にもあって、よく話を聞いていたんですが、最近聞いていないんです。丸山部長が担当部長になっているわけですか。事務局というのは、今もあるんですか。

○丸山県民政策部長 そうです。事務局は総合政策課のほうで持っております。

○中野一則委員 先ほど、知事は条件付きの積

極論者みたいな話でしたが、幹事会というのはどのくらい開催されているんですか。

○渡邊県民政策部次長 幹事会については私のほうがほとんど行っているものですから、私のほうでお答えします。限りなく連邦制に近い道州制というのは知事が言っておられるわけですが、今回まとめようとしているものはそういうものではありません。国の基本的な権限は国に残しながら、できるだけ地方ができるものについて道州に移していこうと。そして、基礎自治体、基本的には市町村ですけど、今の市町村をイメージしたらいけないわけですが、体力のある基礎自治体をつくって、そこにほとんど県の権限等は移していこうと。九州知事会の幹事会のほうでまとめたものは、オーソドックスな道州制といいますか、連邦制に近い道州制ではありません。このレポートについては、まだ中間報告でございまして、今週末にそういう会議があるわけですが、来年の3月までに一定の報告をまとめるということになっておりまして、そのときに全体の概要は、九州知事会及び九経連、そういう方々が集まって一つの案として出していく、まとめていくという考えでございまして。

○中野一則委員 私は、道州制については賛成論者の一人なんだけれども、ただ、知事会は別として、経済界がリードしたいような形でメディアから伝わってきますね。私は、それにはどうも腹立たしさを感じているわけです。宮崎県という県民の目線で取り組んで、その結果として道州制が実現するように、特に幹事会があるわけですから、その立場で一生懸命頑張って取り組んでほしいと要望しておきたいと思います。

次に、地方バス路線のことですが、車両購入費の負担補助金が約970万円、不用額が上がって

きて、これは車両購入費が見積もりよりも少なかった、下回ったという話でありましたが、えびの市も一生懸命これに取り組もうとしているのをよく聞くんだけど、現実、取り組んでいないんだけど、えびの市から、こういう車両購入費という補助があるんですかとか、相談があったことはあるんですか。

○渋谷総合交通課長 地方バス路線等運行維持対策に係る車両購入費補助というのは、宮崎交通に対するワンステップバスの購入補助です。これについて国の補助率が下がったものですから、不用額が出たということなんですけど、多分今おっしゃったえびの市の車両購入に関しては、地域バス再編支援に係る車両購入費補助の関係ではないかというふうに思って、それについて御説明いたします。先ほど、コミュニティバス等の未導入のところは2市7町あると申し上げましたが、その2市の中にえびの市が入ってございます。えびの市の状況は、廃止路線代替バスについて、えびの市管内というか、単一市町村内の路線はございませんが、複数市町村内の廃止路線代替バスはございます。これにつきましては、市町村に対して県が補助するわけですので、現状維持でいくということですから、車両購入ということについては特に聞いておりません。

○中野一則委員 えびの市もこういう制度を知っていなくて、地域バス再編の取り組みをしていないのかどうかわかりませんが、これもさっきと同じように、積極的に指導してください。えびの市は将来負担比率がかなり低い率でしたから、まだまだ余力はあると思うんです。ぜひ御指導をお願いしたいと思います。

それから、県民手帳の担当はどこでしたか。統計調査課になるんですか。今の県民手帳、資

料編が分冊ですね。ずっと以前は一緒に、5～6年前に分冊制度になったんです。分冊もいいけれども、たくさんは入れなくてもいいですけども、ある程度の資料をこっちにぜひ入れてほしいんです。持つのに都合が悪いんです。ぜひそういう改良をしてほしいということと、今の中身も不要なところもあるんです。例えば、東京の交通網がありますね。以前も私は、こんなのは不要だと。県民手帳というのは、県民目線の手帳なんです。県庁手帳なら、県庁の皆さん方がよく東京に行かれて、交通網も利用されると思うんだけど、我々だって余り利用しないし、何か別なものに使えるものかなと。そういうことを含めて、県民手帳を、資料編の主なもの、我々が説明ができたり、見れるような感じに、一冊にもう一度まとめてほしいなと思うんです。

それと、宗教上か信教の自由か知らんけれども、大安吉日とかありますね。あれが載っていないんです。あれもできたら載せてほしいなと。我々はああいうのを気にはしないけれども、見る機会が多いんです。前もお願いしたんだけど、信教か宗教上か何か知らんけれども、載せられないという話だったけれども、載せてもいいような気がするんだけど、そういうこと等を要望しておきたいと思うんですが、コメントもいただきたいと思います。お願いすれば、印刷が済んだ後になるものだから、21年度、22年度に向けて。

○橋本統計調査課長 県民手帳につきまして、御関心を持っていただきましてありがとうございます。県民手帳につきましては、事務局は統計調査課にございますが、統計協会というところで作成しております。資料編の分冊につきましては、過去いろいろ経緯もあったようでござ

いまして、分厚くなるのを避けるとか、資料だけを持っておきたい、そういう御意見もあったようでして、今のような分冊になっているというふうに伺っております。

東京の交通網についてはどうかという御意見でございますが、これにつきましては、東京出張の際に持っていくときに非常に便利だ、そういうお声もいただいております、その結果、載せているというふうに考えております。

おっしゃいます和暦ですか、暦的なものがございますが、これにつきましては、これまで御意見をいただいたことはないかと思っております。いずれにしても、委員の御意見につきましては、また協会のほうと相談いたしまして、今後に生かしたいというふうに考えております。

○中野一則委員 東京のを載せることが、それが県民目線ではなく、県庁目線なんです。例えば、県内の交通網、鉄道線路、肥薩線の一部は宮崎県を通っている。真幸駅はえびのだけれども、ここが宮崎県と知らなかったという人がたくさん県民の中でいらっしゃいますよ。東京は知っているけれども、宮崎県内を知らない、そんなことじゃだめだと思えます。ぜひそのことも含めてお願いしておきます。

○黒木委員 いろいろ出ましたが、執行率の考え方は、民間でいけば、できるだけ安く上げようと一生懸命努力するんですけども、どうしても行政機関の場合は執行率がほとんど99%。これを実行することが優秀な職員だと、昔は何かそういう感じを我々は受けておりました。確かに、予算要求の段階できちっと締められている分もあります。だけど、各課が努力して、少しでも執行残を残して余力をつくらう、こういうものを県庁職員全体が考えないと、収支不足、知事がいつも言っているように、財政課は特に

言っていますね、21年度はようやく予算が組めるけれども、22年度が非常に厳しいと。そういうことになってくれば、皆さんの給与まで手をつけなきゃならない時代が来るんじゃないかと私は心配するんです。大阪はそういう現実が出てきているんじゃないですか。そういうことを考えると、職員全体で絞るものは、これは1,000万円かかるけれども、もっと努力して800万円でもできるんじゃないとか、そういうことを予算の中でやるべきじゃないか、みんなが考えるべきじゃないかなということを心配しているんです。部長、どうですか、執行率の考え方。

○丸山県民政策部長 執行率も確かに低ければそれで来年度の財源ができるという話もあるんですけども、我々も予算を組み立てるときには、当然、部内で何回も協議をしまして、議論をしまして、それをもって財政当局とやり合うとか、協議して、最終的にそれが成案となって議会の皆さんの審議をいただくという格好になっているわけです。ですから、精査した事業をそのままやるのが、一応我々の頭としては、最小のコストで最大の効果、県民の皆さんの福祉向上のために役立てていただくということが基本的にあるわけですけども、例えば先ほどの地域づくり事業みたいに、そういうお話はあるんですけども、例えば21年度の事業は20年度に予算を組み立てるわけですから、先行き不透明な部分はあるわけです。そういうところで予算が不用になって不用額として上がってくるというのは当然あるんですけども、使い切れればいいというような考えも、不用なものは当然いけませんけれども、掘り起こして使い切れればいいという話もありますし、黒木委員おっしゃったように、できるだけ圧縮して残して次年度へ備えていけばいいという話もあるわけです。要

は、新規事業、継続事業、全体で事業を行うことによって、県民が幾らぐらい満足されたかというのが最終的には一番大事だと思うんです。そこらあたりを勘案して、事業の執行も県全体としても気をつけてやっていかざるを得ないんじゃないか、そういうふうに私は考えています。

○黒木委員 確かに、皆さん方は、確実に事業を消化していかないかという面はあるんです。そういう努力をしようという気持ちが職員の中には大事だというものを持っていないと、皆さんが使い切って満足感を与えればいだけでは、これからが厳しくなるかなというふうに思うんです。その辺をしっかりと職員の皆さんも考えておかないと、まだ若い職員の皆さんは今後が大変だなというふうな気がするんです。何かその辺でありますか。

○渡邊県民政策部次長 部長がお話ししたとおりですが、技術的に言えば、これは当初予算でございまして、2月に補正で減額しているんです。執行率が非常に高いんですけど、12月から、今からですけど、暮れからずっとかけて予算の見通しが立って、ある程度これは余るというものは2月の議会で補正減していますので、したがって、結果的に執行率が高くなる仕組みになっております。そこは予算の編成上の問題が一つあります。

○黒木委員 当初予算と比べて、減額しなかった場合、どのくらい執行率は概算で違いますか。それは財政でないとわからないですね。

○中野廣明委員 関連。きのうも、逆に予算はしっかり使い切れとかいうような、不用額が多いとか、本会議であったですね。この問題は、ある議員は不用額を残すな、ある議員は使い切れとか、変な言い方ですけども、そうになっているわけです。統一したほうがいいんじゃない

かと思うんです。

○中村委員 総合政策課にお聞きしたいんですが、14ページに新みやざき創造戦略評価委員会というのが載っていますね。新みやざき創造戦略評価委員会を2回行っていらっしゃるんですが、この内容はどうだったんでしょうか。

○土持総合政策課長 戦略評価委員会の本来の目的は、重点戦略であります新みやざき創造戦略の評価等について御意見をいただくわけでございますけれども、19年度は、前計画について政策評価をやったということもございまして、ちょっと活動状況が違っております。といいますのが、創造戦略を展開していくために各部のほうでいろんなプロジェクトの検討をやりました。その結果、26本ぐらいのいろんなものが出てきたわけですけども、そういったものに対する意見。2回開催しておりますけれども、もう1回は、20年度の政策評価のあり方、創造戦略事業といいますか、重点戦略の政策評価をどのようにやったらいいかというようなことについて議論をいただいたところでございます。

○中村委員 きのう、話が出ていましたね。農政水産部の担い手対策の件で、やっていないのにA評価になっていたというのがありましたね。あれをずっと見て、Aが多かったけど、何か安易なつけ方をしているような気がして仕方ないんですけども、どうですか。

○土持総合政策課長 施策評価、政策評価の場合には、くり方がどうしても大きくなってまいります。これは20年度の事業でございまして、19年度の評価をやったわけです。これについては、重点戦略56項目について、A、B、Cの評価をやったわけですが、それにまたいろんな122の取り組み方法、そして事業がぶら下がっておりますので、それをまとめる段階で全

体をどう評価するかというのは難しいところがあると思います。ただ、個別を見ていきますと、中身がばらばらであるものをまとめておりますので、そこら辺の矛盾はあるのだろうというふうに考えております。

○中村委員 私が言いたいのは、いつも言っていますが、国もだし、県もそうなんだけれども、外郭団体に評価をさせれば、さも目新しいというか、権威があるようなやり方がありますね。そのことを前も言ったけど、著名な人、専門家というよりか、この評価を県議会でやっていただけませんかとか、そういったほうが金も使わず、より効果的に出ると思うんです。専門家といえども、我々のほうが実態をよく知っているということはあるわけですから、そういうことを考えないかと思えます。例えば、エコクリーンプラザみやぎきのとき、外部団体にお願いする。土木工学科の教授とか、ああいう人たちは必要ですよ。専門家から成るものについては必要です。しかし、また仕分け委員会に戻るけれども、仕分け委員会とか、そういったものに県民をいろんなところから抽出してさせる。格好いいんだけど、金もかかるわけだから、議会と相談して、議会にひとつやってもらえませんか、そういうことが必要だと思うんです。これもそうだと思うんです。いかがお考えですか。

○土持総合政策課長 執行部と議会との関係ということにもなっていると思いますが、審議会等でも同じですけれども、そういう場に議員の方々に入ってきていただくのがいいのか、それとも、今度の政策評価は特にそうでございますけれども、まず自己評価をやって、外部に評価をしていただいております。同じように、自己評価について、我々といたしましては、こういう委員会の場で議員の皆様方には報告を

しておりますし、またこれにつきましては、全議員の皆様にお配りをしたところでございます。そういったものを受けまして、それぞれ各部、所管がございますので、そういった場でそのことについてのコメントなり、またそれを参考にして予算編成等してまいりますので、そういう過程で御意見をいただくというふうに我々は考えているところでございます。

○中村委員 わかるんですけれども、前も渡邊次長に言ったけど、今からは執行部がいろんなことを決めていくということじゃなくて、こういう政策を打ちたいというときは、お互いに資料も共有しながらやっていかないと、後で何でそんな事業なのかということになるんです。例えば、皆さん方の中で今度新しい事業を展開しようと思ったら、前もって総務部のほうで委員会に、こういうのをやっていきたいんだと。委員会なんて急に開いてもいいんじゃないですか。決まった委員会だけじゃなくて、その都度新しいものをやるというときには、委員会を招集してもいいんじゃないでしょうか。私は、そういうふうな議会と執行部のやり方に持っていけないと、県はよくなると思います。根本的に考え方を変えて、執行部だけで決めるんじゃない、両方で決めていこうじゃないかという取り組みが必要だと思いますので、このことに触れたんです。繰り返しになるけど、エコクリーンプラザみやぎきなんかの構造的な問題については我々はわからないから、それは専門家です。工学部の教授とか、そういう人たちがいいと思うんですけれども、普通の、民間に諮問機関等をさせないでもできるものはやめたほうがいいと思う。金がかかることだし、委員会を招集したら済むことです。そういうふうに思います。

○鳥飼委員 関連してお尋ねします。今、中村

委員が言われたように、仕分け委員会のときもいろいろ議論がありました。委員長報告とかいろいろんなところから出てきますけれども、そこは文章として残ります。それと、各議員がいろんな意見なり本会議で提言をいたします。それも議事録として残ります。そのことをどうやって次の予算に反映させているのか、そんなシステムを今、持っているのか、そのことをお伺いしておきたいと思います。

○丸山県民政策部長 そういう議事録であった概要分について、うちの場合はそうですけれども、各部も、例えば前向き答弁した、それにどういうふうに対応しているか、進んでいるのか、どういう検討になっているのか、我々もそういう事業の追いかけというのはやっております。その中で、議会、委員会からこういう意見が出た、本会議でこういう意見が出た、これについてはやっぱりやったほうがいいんじゃないかとか、来年度予算の施策とか事業に向けて当然そういう議会の意見は真摯に聞いているつもりであります。

○鳥飼委員 例えば、中村委員がこれまでこの問題についてどういう発言をしてきたか、それを次の予算を立てるときにどうやって反映したか、生かされていくことが私は大事だと思います。それがなくて、例えば創造戦略評価委員会2回と書いてありまして、これは前回もお話ししましたけれども、わずか数時間で全事業を評価しているわけです。A、B、Cというのは執行部が、皆さん方がつけた評価でありまして、そのことについての評価はしておられない。一般的なことについてさらっと流しておられるという感じがするわけです。それはそれで一つのあり方ではあると思うんですけれども、例えばこの決算分科会の審議というものはこの評価委

員会と同じようなものにもなっていくんじゃないかと思っているんです。これは5つの分科会で2日間に分けてやるわけです。一方は、2時間と3時間ですべてのものを作って、そして評価をする。そのことが第三者委員会なり評価委員会で評価を受けたという形をとる。そして、県民がそれを受け取るということになっていると思うんです。

それはそれで一つのやり方ではあると思うんですけれども、私どもが申し上げたいのは、それぞれの各議員がいろいろな問題提言をする、いろんな意見を言う、これについて問題ではなかったかと言う、こういう問題についてはだれだれ委員がこういうふうに言っている、いつの議会でこういうふうに言っているということが予算をつくる段階でそれぞれの担当の方のところには届いているような形、システムを今からつくっていかなくてはならない。当然、聞いておられる部課長の皆さん方は頭には一応入っていると思いますし、係長さん、リーダーの皆さんのところまで入っているとは思うんですけれども、図式化するなり、ペーパー化するなりして、生かしていただきたい、そんなシステムをつくっていただきたいというふうに思っています。

特別委員会資料のほうですが、10ページ、開発事業特別資金特別会計というのがございますが、この事業の概要について簡単に御説明をいただきたいと思います。

○土持総合政策課長 事業といたしましては、2件の事業をやっております。一つが河川パートナーシップ事業ということで、これは河川課が執行しておりますけれども、河川堤防の草刈り等を自治会等が行う場合に、そこに対して一定の支援をしております。もう一つは、環境管

理課が行っておりますけれども、環境保全の森整備事業というのがございます。県、市町村、九州電力、企業局等がそれぞれ一定額等、基金の造成をしております、それに基づいて治山事業、緑化事業、都市と中山間地域、上流域との市民の交流、そういった事業を行っています。

○鳥飼委員 これは九電の株式の利潤から出てきたというふうに記憶しているんですけども、そうですね。ずっと私も審議会の委員で来たんですけども、これで別途特別会計をつくる、審議会をやるというのが果たして効率的なのかどうかというのが一つあります。売却をして資産活用を図っていくとか、そういうことも検討したほうがいいのではないかという思いもあるんですけども、そこら辺は、何か検討してもらえるようなことがあれば、お聞かせください。

○土持総合政策課長 この特別会計につきましては、御承知のとおり、できた経緯というのがございまして、株式の売却、そういったものも含めて当然従来から検討されてきた経緯はございます。ただ、現在は、活用の仕方というのが、おっしゃるとおり、我々としても有効活用に至っていないということは考えてございまして、今後、新エネルギー等の推進、そういったものを念頭に置きながら、これを活用していきたいというふうには考えているところでございます。ただ、これにつきましては、委員おっしゃったように、それぞれ条例に基づく審議会等がございまして、そことお話をしていく必要があるだろうというふうには考えております。

○鳥飼委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

幾つかあったんですけども、2つだけお聞きいたします。成果報告書の10ページのサン・SUNみやざき体験情報発信事業というのがあ

ります。これはソーラーカー模型工作教室の開催ということで136人、新年度の重点施策になっていくということですけども、これはこの間あったんですね。私、行こうかと思っていたんですけども、知るのが遅くて行けなかったんですが、広報とかはどんなふうにしておられますか。

○土持総合政策課長 これは単独での広報ではございませんで、昨年まではテクノフェア、ことしが総合産業祭という形でやっております、その中で、共催事業でございますので、この事業についてもPRをいたしております。

○鳥飼委員 エネルギーの自給率というのは宮崎県でも数%しかないだろうというふうに思っています、日本自体がないわけですから、重点施策でやられるわけですから、ぜひ広報もお願い申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、16ページの広報活動のところですが、2億600万円ということが上がっておりますが、MRTテレビ「おしえて！みやざき」が52回、UMKテレビ「みやざきゲンキTV」52回ということですけども、単価としては放送1回がいかほどになっているのでしょうか。

○亀田広報企画監 MRTの「おしえて！みやざき」でございますが、年間で2,815万4,000円の委託料でございます。UMKテレビが3,066万9,000円ということでございます。それぞれ52回分ということですが、微妙に金額が違いますが、テレビ局の時間帯によりまして値段が決まっております、それをかなり値切って契約しているんですが、そこで若干の違いが出てきています。1回当たりでいきますと、MRTが55万円、UMKが59万円ぐらいになろうかと思っております。

○鳥飼委員 値切られたというか、そういうことなんですけども、当然なことだと思うんで

すが、公的事業ですよ、県が、公益団体がやるわけですから、そこでの例えば割り引き、そういう配慮とかいうものはテレビ局からは行われているのでしょうか。

○亀田広報企画監 正規の放送料、電波料と言うようですが、それが決まっております、県政番組ということで、その4割とか5割とか、そういうところで見積もりを出していただいているというふうに理解しております。

○鳥飼委員 そうしますと、例えばほかの民間企業ではこんなにたくさんやる場所はないと思うんですけれども、そこは正規の料金でやっているということでしょうか。それはわかりませんか。

私がお聞きしたいのは、あるテレビ局では、結婚したら退職をしなくてはならないというところもあるやに聞いておるわけですが、これは県が進める男女共同参画社会づくりに反しているというふうに思っているんですが、そこら辺の調査をされたことはございますか。

○亀田広報企画監 どこのテレビ局のことかわかりませんが、そういう観点は、うちの範疇ではないと思っております、そういう調査をしたことはございません。

○鳥飼委員 これは県の施策、国の施策でもあるわけで、もしそういうところがあって受けているということは、それは大きな問題だと。社会的な責任を果たしていないということにもなると思います。例えば、銀行でも、宮銀さんが指定金融機関になっておりますけれども、そこで、例えば障がい者雇用率が達成されているのかいないのかということも、大きな問題ですね。そこは達成するよという働きかけも必要でしょうし、達成をしなければ、かえるというこ

とも必要でしょうし、それなりの施策の目的に沿った県の対応というのが求められますので、今後、そんなこともあるように聞いたりするものですから、なければ結構ですけれども、ぜひその辺の調査も御配慮を賜ればと思っております。

○新見副主査 17ページの広聴活動の中の出前講座は、先ほど中野廣明委員がおっしゃったように、安藤前知事の時代からスタートしているわけですが、この実績、回数24回、これは前年度、前々年度と比較してふえているか減っているか、わかりますか。

○亀田広報企画監 17年か18年ごろから始めていると思うんですが、18年度が46回で2,797名の方が受講されております。19年度は、今ございましたように24回で806名、ちなみに、本年度は現在のところ28回、917名の方が受講しておられます。県のほうがメニューを、いろんなテーマ100ぐらいあるんですが、テーマを御提示しまして、その中から県民の方が選んで、これについて聞きたい、来てくれということで作るものですから、なかなか一定しないというところはございます。

○新見副主査 今、メニューというふうにおっしゃいましたけれども、例えば、ことしの年度初め、長寿医療制度が非常に話題になりました。そういったメニューにはない、時期に応じた県民が知りたいいろんなことが出てくると思うんですが、そういったメニューにないものに対しての職員の派遣というのは、各部各課でそれぞれ対応されているのか、メニューの定期的な見直しをやりながら、そこの中に盛り込んでおられるのか、その辺わかりますか。

○亀田広報企画監 出前講座がもともとスタートしたときに、統一的にこういったシステムで

やっといこうということでスタートしております、これ以外に各部各課が、自由と言ったらおかしいですが、自主的にやる分についてはまたそれはそれでやっていただきたいという趣旨でスタートしております。ですから、メニュー自体を年度途中で見直すことは難しいんですが、年度途中でこれは聞きたいということがあれば、私どもでも結構ですし、それぞれの各部各課のほうに申し込んでいただければ、それが実現するように努力すべきだと思っております。

○新見副主査 先ほど中野一則委員から県民手帳のお話がありましたが、私の使い方を紹介しますと、まずアドレス帳は資源物になります。手帳本体は欲しい人に上げます。資料だけを抜き取って自分がずっと使っている手帳にはめ込む、そういった使い方をしています。ということで、合冊にするのもいいかもしれませんが、分冊の活用も多いということを知っておいていただきたいと思います。

○外山主査 以上をもちまして、総合政策課ほか4課・室の審査を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

これより、生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行います。

平成19年度決算について各課の説明を求めます。なお、委員の質疑は、4課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高原生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算について御説明申し上げます。

ます。

生活・協働・男女参画課につきましては、お手元の平成19年度決算特別委員会資料の19ページから24ページでございます。24ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の決算の状況につきましては、予算額5億6,144万5,000円に対しまして、支出済額が5億5,878万4,120円、不用額が266万880円、執行率は99.5%となっております。なお、翌年度への繰り越しはございません。

次に、事項別の執行状況についてでございますが、目の執行残が100万円以上のもの、また執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。

お手元の平成19年度主要施策の成果に関する報告書の生活・協働・男女参画課のインデックスのところ、22ページをお開きください。まず、2の一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らせる社会づくり、1) NPO等との協働の推進とボランティア活動の促進につきましては、施策推進のための主な事業及び実績にありますように、まず、ボランティアセンター整備促進事業でございますが、福祉教育推進指定地域での福祉教育の推進、研修会、講座等の開催、県ボランティアセンターの運営費補助等を行い、ボランティア活動の促進に努めたところでございます。

次のNPO活動支援センター整備事業でございますが、NPO法人の設立・運営の相談実施や、NPOマネジメント・協働講座等の開催により、NPO活動の促進に努めたところでございます。

次のNPOパートナーシップ創造事業でございますが、県が選定したテーマやNPOが企画

したテーマについて、NPOからの事業提案を募集し、委託することにより、行政とNPO等との協働の推進に努めたところでございます。今後とも、県民の視点に立った公共サービスを提供するために、協働事業数の増加を図るなど、NPO等との協働を推進してまいりたいと考えております。

次に、23ページをごらんください。3) 男女共同参画社会づくりの推進につきましては、主な事業及び実績にございますように、まず、啓発資料整備事業でございますが、本県の男女共同参画の推進状況や、男女共同参画社会づくりの必要性について、わかりやすく解説したパンフレットを作成、配布し、県民の意識の啓発に努めたところでございます。

次の男女共同参画地域リーダー人材育成事業でございますが、県央地区の8町村を対象に講座を開催し、地域において男女共同参画の普及啓発を進める新たなリーダーを養成したところでございます。次の女性のチャレンジ支援事業でございますが、女性の再就職や起業、地域活動への参加など、新たなチャレンジに関する情報提供や、講座・企業セミナーの開催、相談事業などにより、女性の新たなチャレンジの支援を行ったところでございます。

24ページをごらんください。男女共同参画センター管理運営委託事業でございますが、本県の男女共同参画の推進拠点である県男女共同参画センターにおいて、指定管理者である特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構の管理運営のもと、県民への情報提供、講座開催等の啓発事業のほか、相談事業等を実施し、男女平等意識の確立と固定的性別役割分担意識の解消に努めたところでございます。

なお、施策の進捗状況に記載しておりますが、

県の審議会等における女性委員の比率につきましては、19年度末41.8%であり、全国では4位となりましたけれども、目標の43%には達しませんでした。21年度末までに50%とする目標に向け、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や関係機関との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、26ページをごらんください。3の安全で安心な暮らしの確保、1) 安全で安心なまちづくりにつきましては、主な事業及び実績にございますように、犯罪のない安全で安心なまちづくり強化事業を実施しました。地域安全活動リーダーを育成するためのリーダー講習会の開催、地域安全活動を行っている団体へのアドバイザー派遣事業、地域コミュニティ再生化モデル事業等を実施することで、犯罪の起こりにくい地域の実現を目指したところでございます。今後とも、地域住民と行政が一体となって安全で安心なまちづくりに取り組むため、防犯活動に関する情報の提供や研修などを行ってまいりたいと考えております。

次に、27ページをごらんください。2) 交通安全対策の推進につきましては、主な事業及び実績にございますように、世代間交流による交通安全教育を実施しております。これは、高齢者、若者運転者及び近い将来ドライバーとなる高校3年生等を対象に、相互の特性を理解し、交通安全のための知識及び技能を習得していただき、高齢者に対する保護意識の醸成を含めた交通事故防止対策を図ったところでございます。今後とも、交通事故防止と交通安全意識や知識の高揚を図るなど、県民総参加による交通安全対策の推進に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

次に、28ページをごらんください。3) 安心できる消費生活の確保につきましては、主な事業及び実績にございますように、まず、消費者啓発推進事業及び消費生活啓発員設置事業を実施しました。県の消費生活センターにおいて、消費者啓発講座の開催や、消費生活に係る情報の提供を行うなど、主体性のある自立した消費者の育成に努めたところでございます。

次に、消費生活相談員等設置事業でございますが、県の消費生活センターに11名の相談員を配置し、消費者からの各種相談に応じております。次に、くらしを守るウオッチャー設置事業でございますが、県内に商品表示ウオッチャーを80名配置し、不適正な景品提供や商品表示についての情報を収集することにより、商品表示等の適正化を推進したところでございます。

今後とも、啓発や相談事業などを実施することで、消費者被害の未然防止や消費者の自立支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が主要施策の成果についてでございます。

なお、最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

生活・協働・男女参画課の説明は以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 文化文教・国際課の平成19年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の平成19年度決算特別委員会資料の27ページをお開きください。文化文教・国際課の決算の状況につきましては、予算額48億9,632万円、支出済額48億9,161万6,232円、不用額470万3,768円となりまして、執行率は99.9%となっております。

不用額の主なものでございますけれども、25ページに戻っていただきまして、(目) 企画総務費でございますが、不用額が190万352円となっております。これは、県立芸術劇場大規模改修事業におきます工事費の入札残に伴う減によるものであります。また、27ページでございますけれども、(目) 事務局費でございますが、不用額が231万9,722円となっております。これは、私立学校等への補助額の確定に伴う補助金の残等に伴う減によるものであります。なお、翌年度への繰り越しはありません。

次に、平成19年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の文化文教・国際課のインデックスのあるところ、30ページをお願いいたします。まず、1) 安全で安心な魅力ある教育環境づくりについてであります。施策推進のための主な事業及び実績にあります私立学校振興費補助事業であります。私立の高等学校、中学校、小学校、専修学校に対して補助を行うことによりまして、保護者の経済的負担の軽減を初め、特色ある私立学校づくりや教職員の資質向上など、私立学校の教育環境の充実に努めたところであります。

次に、31ページをお開きください。文化の振興についてであります。主な事業及び実績の宮崎国際音楽祭開催事業は、19年度で第12回を数えまして、総監督青木賢児氏、総合プロデューサー徳永二男氏、芸術監督シャルル・デュトワ氏の実施体制で、5月5日から5月20日にかけて開催しました。期間中の主催事業への来場者数は8,946人、またこの表には記載していませんけれども、宮崎市橘通商店街の方々と共同で開催しましたみやざき国際ストリート演奏会などの関連イベントを含めると、合計4万

人の方々が来場されたところであります。来場者におかれましては、各種プログラムのコンサート等を楽しんでいただくとともに、本県から世界に向けた文化情報の発信の効果があつたと考えているところであります。

県立芸術劇場事業におきましては、18年度から財団法人宮崎県立芸術劇場に管理運営を委託しているところですが、平成19年度では、3つのホールと10の練習室がございますが、この施設の利用者は24万5,911人を数えたところであります。

また、大規模改修事業におきましては、開館以来14年が経過しまして、施設設備等が老朽化してきたことから、19年度新規事業として実施したところでありますが、今後も、緊急性の高いものより順次改修し、県民サービスの向上を図りながら、県民にとってより身近な文化施設となるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、32ページをお開きください。ふるさとファミリー劇場でございますが、9団体が7市町でミニコンサート等を行い、親子で舞台芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、県内文化団体の発表機会の提供に努めたところであります。

県文化賞ですが、第58回を数えまして、本県文化の向上に寄与した4人の方を顕彰したところであります。

若山牧水賞ですが、12回を数えまして、香川ヒサさんが受賞されましたが、回を重ねることにより全国有数の短歌文学賞として高い評価をいただいていると考えているところがございます。

楠並木コリドールですが、42回を数えまして、春秋の年2回開催、県民が幅広く文化に親しむ

場として定着していると考えておるところであります。

◎郷土先覚者顕彰事業では、本県ゆかりの偉人を顕彰するため、銅像の案内看板やパネル等を作成し、県総合文化公園内へ設置するなどによりまして、先覚者の偉業について県民への啓発、理解促進に努めたところであります。

みやざきの郷土芸能再発見事業におきましては、西都原古墳群イベント広場におきまして、郷土芸能7団体の公演を実施し、伝統文化の保存伝承の大切さ等について県民の理解を深めていただいたところであります。

元気になる文化情報発信事業におきましては、県内の文化イベント情報などを一括して掲載したホームページを18年12月から創設しておりますが、県民が容易にイベント情報を得られるサービスの提供、いわゆるワンストップサービスを実施したところがございます。

今後とも、これらの各種施策を推進することによりまして、県民の文化活動を支える環境の整備を行い、多くの県民がさまざまな機会を通して文化に親しみ、心豊かな生活を送ることのできる社会の実現を図る必要があると考えております。

34ページをお願いいたします。2)国際化の推進と多文化共生社会づくりであります。主な事業及び実績であります。外国青年招致事業におきましては、当課に、英語、韓国語、中国語に対応できる3名の国際交流員を配置しまして、通訳・翻訳業務を初め、県民の国際理解に資する各種国際交流活動等幅広い取り組みを行ったところであります。

次に、多文化共生社会推進事業におきましては、普及啓発事業としまして、広報誌等によりまして情報提供や講座の開催、外国人住民支援事

業としまして、日本語講座の開催や法律・生活相談の実施、体験型の防災講習会の開催などを行ったところであります。

35ページをお願いいたします。まず、国際理解促進事業におきましては、韓国、シンガポール、アメリカから招致しております当課の国際交流員を講師としまして、県内の小・中・高校に派遣し、児童生徒にそれぞれの母国の地理、歴史や文化を紹介するなどしまして、国際理解の促進を図ったところであります。

東アジア民間交流促進事業でございますが、宮崎と韓国のスポーツや文化の分野で活動する民間団体同士の草の根レベルの交流を実現するため、これらの団体の代表や指導者が相互に相手国を訪問し、各団体同士の将来の交流実現に向けた協議を行うための機会を提供したところであります。

宮崎・韓国青少年国際交流事業におきましては、中学生は相互に訪問、小学生は派遣事業を通して、児童生徒の国際理解を促進するとともに、国際感覚豊かな青少年の育成を図ったところであります。

次に、36ページでございます。海外技術研修員受け入れ事業におきましては、アジア地域の国々から4名の研修員を受け入れまして、県内の大学などで研修を行い、途上国の発展に貢献できます人材を養成するとともに、研修員と県民との交流を通じた県民の国際理解の促進を図ったところでございます。

また、㊤国際化推進人材育成セミナー開催事業は、県国際交流協会に委託して行いましたが、国際交流・協力に関心のある県民を対象に、イベントづくりの方法等の講座を行い、地域の国際化を担う人材の育成を図ったところであります。

今後とも、県国際交流協会や市町村等関係団体と連携しながら、国際交流・協力の推進や多文化共生社会づくりの県民意識の啓発を図っていく必要があると考えております。

以上が主要施策の成果についての説明であります。

なお、最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

文化文教・国際課からの説明は以上でございます。

○酒井人権同和対策課長 人権同和対策課の平成19年度決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料の29ページをお開きください。決算の状況につきましては、予算額1億6,477万1,000円に対しまして、支出済額1億6,408万4,122円、不用額68万6,878円、執行率は99.6%であります。目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、平成19年度の主要施策の成果について主なものを御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の人権同和対策課のインデックスのございます38ページをごらんください。2)人権意識の高揚と差別意識の解消であります。施策推進のための主な事業及び実績といたしまして、まず、宮崎県人権啓発推進協議会委託並びにみんなが集う「思いやり交流プラザ」開催であります。主な実績内容欄にございますように、8月の人権啓発強調月間、12月の人権週間における集中啓発、さらには人権啓発イベント開催など、さまざまな啓発事業を実施いたしまして、多くの県民の方に気軽に御参加いただくとともに、県民の人権意識の高揚と差別意識の解消に努めたと

ころであります。

次に、宮崎県人権啓発センターであります。財団法人宮崎県人権啓発協会の解散に伴いまして、人権同和対策課内に新たに設置した宮崎県人権啓発センターにおきまして、それまで協会が実施していました研修関係の事業を県直営で行ったものであります。

次に、39ページをごらんください。えせ同和行為等対策であります。えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因の一つでありますので、アンケート調査やリーフレットの作成、配布、新聞広告などによりまして、えせ同和行為を排除するための広報啓発に努めたところであります。

次に、宮崎県人権啓発センター整備であります。先ほど御説明いたしました宮崎県人権啓発センターを設置するための経費でございます、単年度の事業であります。図書ビデオライブラリーあるいは研修室、相談室などを備えましたセンターを平成19年7月に開所いたしましたところであります。

以上が主要施策の成果であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

人権同和対策課の説明は以上であります。

○渡邊情報政策課長 情報政策課の平成19年度決算の概要について御説明いたします。

平成19年度決算特別委員会資料の32ページをお開きください。予算額11億8,206万6,000円に對しまして、支出済額11億2,533万9,281円、翌年度繰越額2,214万3,000円、不用額3,458万3,719円、執行率は95.2%、翌年度繰越額を含めますと、97.1%となっております。

このうち、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものがございまして、

説明いたします。31ページをごらんください。

(目) 企画総務費であります。不用額が172万円余となっております。この不用額の主な内容は、負担金補助であります。これは、公的個人認証サービスの中で県が行います電子証明書の発行に際しまして、県の認証事務を委託している団体へ支払う費用であります。交付金が減額されたことによるものであります。

次に、32ページをごらんください。(目) 計画調査費であります。不用額が3,285万円余で、執行率が81.7%となっております。この不用額の主な内容は、負担金補助であります。携帯電話のサービスエリア拡大のための移動通信用鉄塔施設整備事業におきます国庫補助金の確定による執行残などがございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成19年度主要施策の成果に関する報告書の情報政策課のインデックス、41ページをお開きください。2の快適で人にやさしい生活空間づくりの2) 情報通信環境の整備であります。まず、ケーブルテレビ施設整備支援であります。これは、県内のケーブルテレビ事業者等がサービスエリアを拡大することに対し、国の交付金にあわせて追加補助するものでございます。国富町の中心部における施設整備を予定しておりましたが、国の交付決定が2月となったために事業を繰り越しております。本年度12月中には新たに5,057世帯でサービスの提供が可能となる予定でございます。

次に、移動通信用鉄塔施設整備であります。これは、電子通信事業者の採算性の問題から、携帯電話等のサービスの提供が見込めない地域におきまして、サービスを提供するための施設を整備する市町村に対し、国及び県が補助を行

うものでございます。平成19年度は、延岡市の安井地区、神戸地区と日之影町の戸川地区の3地区、計100世帯を対象に事業を実施いたしております。

次に、全県ブロードバンド環境整備でございますが、これは、民間による高速インターネット接続サービスの提供が見込めない地域におけるサービス提供に必要な施設の整備に対し、費用の一部を補助するものでございます。平成19年度は、西都市の三納地区、諸塚村の一部、高千穂町の向山地区の3地区において事業を行い、新たに967世帯で利用が可能になっております。

次に、情報セキュリティ強化でございますが、これは、個人情報など県民の重要な情報を守り、安心・安全に情報を活用できるように、庁内の情報セキュリティー対策の強化を図るものであります。平成19年度は、50所属に対し、セキュリティー監査を実施しますとともに、職員研修を2,399名に対して行ったところでございます。

次に、42ページをごらんください。宮崎情報ハイウェイ21管理運営でございますが、これは、県内全市町村を高速・大容量の光ファイバー網で結ぶ情報通信基盤でありまして、条件不利地域におけるブロードバンド環境整備に寄与するとともに、ケーブルテレビの回線や地上デジタル放送のバックアップ回線にも利用されております。

最後に、電子申請届出システム運営でございますが、これは、県に対する申請等の受け付けや審査結果等の通知をインターネットを利用して行う電子申請届出システムや、行政手続や地域情報案内など、ホームページ上における県と県内市町村の総合的な窓口となる県民生活ポータルサイトの運営を行うものであり、自宅や事業所にいながらにして手続や情報収集を行える

など、サービスの向上等を図るものでございます。

主要施策の成果については以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告する事項はございません。

情報政策課は以上でございます。

○外山主査 説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑をお願いしたいと思います。

○中野一則委員 男女共同参画社会づくり推進についてですが、センターの相談事業の状況が載っております。19年度、3,387件の相談があったということですが、主な内容はどのようなものでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 いろんな相談が来ているんですけども、最も多いのは心の問題あるいは体の問題ということで、どうも調子が悪い、あるいはうつ、不定愁訴、そういったものが40%ぐらいになっております。それ以外は、離婚の問題ですとか、あるいは人間関係に困っている、そういったような問題が出されております。

○中野一則委員 男女共同参画がうまくいかないというようなことでの相談かなと思えば、心の問題とか体の問題というのは、男女共同参画との関係というのはどこにあるんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 この相談所は、個人の方からのいろんな御相談を受けるということで、男女共同参画の施策そのものというのは、中身としては少のうございます。要するに、生き方についていろいろ困ったりしているときに、よろず相談と言ったら語弊があるかもしれませんが、何かよりどころとして御相談される、そういうようなことで受けている状況でございます。

○中野一則委員 男女共同参画センターの相談

で3,387件もあると、ぱっと数字を見たならば、何か男女共同参画がうまくいっていないなというようなイメージを受けたものだから、質問いたしました。

それから、文化・スポーツ振興の中で、県立芸術劇場の年間利用者数24万5,911人とありますが、大変多いようなんですけれども、平成15年からこの5年間では毎年利用者が減っていますね。5年前と比較すると約3万5,000人減っているわけですが、そしてまた途中、指定管理者制度に移行もしているわけですが、減ってきている理由というのは何かあるのでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 具体的に、劇場のほうで減った理由を分析したものはございませんけれども、やはり全体的な経済環境が影響しているのかなと。催しをやったりとか、劇場の催しなんかに行くとか、そういう機会が減りつつあるのかなと、私は考えているんですけど。具体的には、24万5,000人ぐらいですから、相当の方が行っているのかなという感じはしていますけど、分析したものはございません。

○中野一則委員 内容がマンネリ化したとか、そういうことではないわけですね。

○福村文化文教・国際課長 内容がマンネリ化したとか、そういうものはないと思います。

○中野一則委員 郷土先覚者顕彰ということで取り組まれておりますが、先覚者のパネルの常設、県立文化施設4館にあるとあるんですが、県立文化施設というのはどこにあるんですか。

○福村文化文教・国際課長 これは、文化公園内にあります図書館、美術館、劇場、それと博物館、それを入れて4館に設置したところでございます。

○中野一則委員 この4カ所にそれぞれパネルが常設してあるということですか。

○福村文化文教・国際課長 そういうことでございます。

○中野廣明委員 35ページ、東アジア民間交流促進、これは去年もたしか事業をやっていたと思うんですが……。

○福村文化文教・国際課長 やっております。

○中野廣明委員 具体的な実績はどうですか。

○福村文化文教・国際課長 18年度が、参加団体、宮崎側から派遣したのが6団体、韓国側から招聘しましたのが4団体でございます。

○中野廣明委員 そういうのをして民間交流が出てくるのが目的でしょう。

○福村文化文教・国際課長 そういうことでございまして、そういう代表者たちが行きまして、その後に具体的にどんな実績があったかということも調べておりますが、18年度6団体、4団体が相互に代表者が行きまして、事後の交流実績としましては、宮崎から韓国に行きましたのは2団体、韓国から宮崎に来たのが2団体というような実績を上げています。

○中野廣明委員 団体というけど、1団体何人ぐらいですか。

○福村文化文教・国際課長 例えば、18団体は、19年度で実施しておるんですけど、ソフトテニス30名とか、人数は書いておりませんが、生け花とか書道とか、10人程度だと思うんですが、そういう交流実績を上げています。全体の人数は掌握しておりません。

○中野廣明委員 それから、台湾との交流可能性調査、職員派遣、可能性はどうだったですか。

○福村文化文教・国際課長 20年3月に私どもの課の職員が行きまして、ことし、台湾との交流実績をつくりました。私どもが県内の6団体を8月に台湾に連れて行きまして、今度12月に台湾から今のところ5団体が来る予定になって

います。

○中野廣明委員 団体というけど、人数で何人ぐらいですか。5人でも1団体だし。

○福村文化文教・国際課長 去年までは1団体1人ということで負担をしていたんですけど、ことしからは1団体2人ということで、2倍の方が来ています。5団体だったら10名の方が来るという感じです。

○中野廣明委員 毎年60名ぐらい、ただでやっているわけ。220万ぐらい年間使ってそれぐらいだけど、こんなのはもうちょっと……。渡邊次長も知っているように、韓国なんかのスポーツ交流だったら、ほかのほうで区別してせんと、文化なのか、何でもかんでも交流するのか、結局、団体が来てやりましょうといったときに、受け皿がない。場所賃もない。交流派遣とかやっているけど、団体の人たちがただ行って楽しんでいるような話で、それだけの効果というのが出てきているのかな。

○福村文化文教・国際課長 私たちは、民間の人たちが実際、国際交流をすることによって国際理解とかそういうのを進めれば良いというふうに考えておまして、こういう事業をやっておるわけですよ。参加した方々は非常によかったというようなことです。

○中野廣明委員 交流という考え方が何をもちょう交流と言うのか。スポーツ交流もそうです。観光、コンベンションなんかでもみんなそういうのを誘致している。国際課と向こうの差がわからんようになってきている。これは、部長、次長もおるけど、観光、コンベンションとまとめてやるべきです。わざわざ可能性調査まで行くとか、上海だって事務所があるわけだし、そういうところを使ってやらんと、もったいない。220万も使って、年間何人来るかわからんけ

ど、そういう人たちは幾らでも持ってくるよ。私なんか、やりましょうやりましょうといって、人手がないからそんなに受けてせんだだけで、実際やろうと思ったら、何にもできん。横断幕一つ補助金もない。ただ行ってやるだけで、もうちょっと工夫して……。交流と云ったって、要は観光に来てもらう話だから、国際化というとならえ方が、意味が違う。コンベンションなんかと同じようなことをしている。

○福村文化文教・国際課長 私どもの課の事業目的というのは国際交流をやるという——コンベンションとか観光セクションでやっているのは、それぞれの目的があるところはその目的でやっておられますけれども、私どもの課は、本当に純粹の親善交流みたいなものを促進しようという位置づけで国際交流事業をやっているところでございます。

○中野廣明委員 親善というのが何をもちょう親善と言うのか。スポーツは親善じゃないわけですか。ただ文化とか話し合いすれば親善になるわけですか。

○福村文化文教・国際課長 定義づけは難しいかと思うんですけども、一般的には、相手国のことを理解したり、文化を理解したりとか、そういうことで親善を深めるというような意味づけでやっているかと思うんです。

○中野廣明委員 行ったり来たりしていろんな話し合いをする中でそういうのは構築されるわけで、最初は韓国と日本の歴史を話し合いましょうとか、そういうことです。目的は、外国から宮崎に来て金を落としてくださいというのが本来の、いろいろアジアナも含めて……。もうちょっとそこらを観光含めてやらんと、わざわざ台湾までこんな可能性調査なんて今ごろ笑われる。私なんか言わせると、恥ずかしいよう

な話だ。

○**福村文化文教・国際課長** 県が積極的に文化・スポーツ団体の代表者の間をとってそういう機会をつくるというのは、この4～5年の事業でございまして、そういうことで実績は上げているかなというふうに考えております。

○**中野廣明委員** 例えば、60名来るよといったら、あんたたちは何をしてくれるの。そこから先は勝手にやりなさいという話だ。

○**福村文化文教・国際課長** 60名の方が来られるというときの支援制度みたいなものは、国際交流協会もございまして、私どもの課で通訳とかそういう支援が必要であるならば、支援はやっております。

○**井上委員** 主要成果の23ページ、男女共同参画社会づくり推進のところでは女性のチャレンジ支援ですけれども、この事業もずっと引き続いてあるところではけれども、現実には起業にまで至ったという成果はどのくらいケースとしてあるのかを教えてください。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 女性のチャレンジ支援というのは、国の委託を受けて、内閣府のモデル事業として、18、19年度の2カ年間の事業として実施しております。その中で私どもが伺っている分について、19年度は起業が5件、実際に就職までされたというのが9件というふうに聞いております。

○**井上委員** 足したら14件だけど、可能性としては、もっと広がる可能性が高いものですか。それとも、傾向としては、これを成果があるとするのかとらないのかというのは微妙ですけど、どんなふうにお考えですか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** このチャレンジ支援というのは、要するに、女性が、具体的に就職したいというふうに強い気持ちを持つ

ていらっしゃる方につきましては、例えばハローワーク等に直接行かれるのではないかと考えておりますけれども、実際何かしたいんだけれども、どうしていいのかわからないというふうに、もやもやとしたところで悩んでいらっしゃる方のために、チャレンジ支援講座や相談事業というのを実施しているところでございます。そういう意味では、いろんな方の相談窓口として受けたというところでの成果はあると思っておりますけれども、ここに来たからといって即、就労とか起業に結びつく、直接的なものではないのかなというふうには感じております。

○**井上委員** ここはまだ議論が必要なところだと思ふんですけどね。

次は、28ページの商品表示ウォッチャーの配置、県内80人いらっしゃるという御報告で、報告件数が346件で研修会が2回というふうになっているんですが、具体的に商品表示の話題になった部分というのもいろいろあるんですが、それを突きとめたというか、そういう実績みたいなものはあるんですか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** ウォッチャーさんにつきましては、日々のお買い物ですとか、あるいはいろんな商品広告を見ていただいた中で、ちょっとおかしいなというふうに感じられたものについて私どもに連絡いただくというふうな形式をとっております。その中で、結局のところは、報告件数346件の中で実際に若干の問題があるというふうにわかりましたのが10件でございました。それ以外の分につきましては、正しい表示であったりということで、ウォッチャーさんのほうの勘違いということだったんですが、その10件につきましては、例えば商品表示のところではフィリピン産のバナナを都城育ちというような形で販売されていた、

そういう問題がございました。これにつきましては、ウオッチャーさんからの連絡を受けまして、業者に対して指導を行ったということでございます。

○井上委員 これで行った分についての広報はどんなふうに行っているんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 これについては、内容が非常に重い行政的な処分をするようなものでありましたら、それなりの公表はするんですけれども、実際に口頭指導レベルで注意喚起というものばかりでしたので、これについては公表しませんでした。ただし、翌年度のウオッチャーさんの研修のときには、こういう具体例があったということで皆さんに御説明申し上げました。

○井上委員 これは今後も充実させていきたいという方向性なんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 そういうふうにしたいところですが、80名ということで、この方々への謝金等の問題もあり、これ以上充実というのは実際のところ難しいのかなというふうに思っております。

○井上委員 次は情報政策課のことでお尋ねしたいんですが、昨年の決算委員会のときにも、地上デジタル放送の現状で、中山間地域の情報においても格差が生じることがないように努力をしてくれとか、知恵を出してくれとかいう御指摘があったと思うんです。本年に入っても、きのうこそニュースになっていたとか、酒谷のほうで地デジが何とかいう情報があったりして、そういうのがあると、周りの皆さんにとっても情報がだんだんそういう意味では広がってきているなというのは理解できるんですけれども、決算にかかわって言えば、この状況の中では十分な進捗状況だというふうに理解してもよ

ろしいですか。

○渡邊情報政策課長 今、地上デジタル放送のお話でしたが、地上デジタル放送につきましては、一義的に国のほうが実施された施策ということで、県のほうで予算化をしたものについてはございません。ただ、これにつきましては、県内の、特に中山間地域の住民の方々に御不便があるということになってはならないということ、平成23年度までには地上デジタルのほうに移行してしまうということで、PR、それともう一つは、今一番重要なのは中山間地域の共聴施設についてどんな補助ができるのか、それと、どこが見える見えないということについては、国、NHK、民放さん等と協力しながら、いろんな形でのPRをやっているところでございます。

○井上委員 情報ハイウェイ21については、十分な活用がされているというふうな理解でよろしいんですか。

○渡邊情報政策課長 情報ハイウェイにつきましては、先ほども申しましたように、市町村、住民の方々にとっては、ブロードバンド網としての機能はございます。ほかに、ケーブルテレビ会社さんのほうで末端までなかなか行けない場合、例えてみますと、延岡にはケーブルメディアワイワイさんがございますけれども、日向まで行くには何らかの延長線が要る、伝送路が要るといったときに、その投資が必要なために、それについては情報ハイウェイ網をお使いいただいているということがございます。それと最近では、地上デジタル放送が宮崎市内から順次始まりまして、延岡のほうにつきましては、鉄塔で、電波で発信しておりますけれども、万が一事故が起こった場合ということで、バックアップ回線としまして、情報ハイウェイを使って

いただいて、サポートしていただいている。そういうことでいろんな面で情報ハイウェイについては活用されていると思っております。

○井上委員 それについては、今後また議論させていただきたいこともあるんですが、実は、情報化というか、総合的なソリューションというか、そういうのは物すごく発展していますね。それについてのうちの職員、情報関係というか、政策的なところも含めて、職員の人たちの研修というのは、NGNの時代にもなったしで、十分だというふうにお考えですか。

○渡邊情報政策課長 職員の研修という場合に、知識的な研修もございますが、今、私ども県庁職員で一番問題になるというのは、個人情報扱っているということをございます。というのが、普通の紙ベースですと、1枚、2枚ということで、持ち運びというのは不便でございますが、今みたいにフロッピーディスクとか、パソコンの中に入っているということになると、何万人、何十万人の情報が一瞬にしてなくなってしまいかいということもございます。そういうことがございまして、各職員の方々については、そういう意味でのセキュリティー研修、個人情報研修、これにつきましては、41ページにございますが、セキュリティー強化研修の中で受講職員数2,400名近くの方を研修させていただいているところをございます。

○井上委員 これは、もちろんセキュアドの資格を持った方たちが講師になって来ているというふうに理解していいですか。

○渡邊情報政策課長 2～3年前については、私どもの県の職員ではできないということで、外部委託してやらせていただきました。最近は、私どもの課の職員もそういうところで実績を積みましましたので、ある程度実績を積んだ課の職員

が一般的な職員の方の研修については対応させていただきます。つけ加えさせていただきますと、システムのな、ハッカーの問題とかいろんな問題がございます。こういうものについての対応は外部のところに委託して、そういうチェックをさせていただいております。

○井上委員 最後ですが、電子自治体関係も含めて総合的にですけれども、セキュリティーの問題はその中の一つとして考えて、総合的な情報化、自治体が次に望めばこういうものもできるというようなものに対する研修というか、そういうものの専門者の養成みたいなのは予算上全然上がってきていないので、どうなっているのかなというのが心配なんですが、そういうのは必要ないというふうにお考えですか。

○渡邊情報政策課長 そういう研修につきましては、どちらかというと特別な研修ということもございます。専門性がないとできないもの、例えば私どもについては、そういう専門性のあるものについては、任期付きの職員を雇いまして、それで対応しております。それと同じように、今、委員がおっしゃったものにつきましては、既定の予算の中で、今後の情報政策のためにどのようなプランがあるかということにつきましては、いろんなメーカー、国から得ました研修等に随時参加させております。

○鳥飼委員 2点お尋ねします。1つは、本会議でも出ました情報ハイウェイの断絶の問題ですけど、概要説明をお願いします。

○渡邊情報政策課長 今回の情報ハイウェイの問題につきましては、6号館に情報ハイウェイのセンターがございます。そのセンターの外側に予備電源があるんですが、その予備電源を県の一般の電気管理のときに誤って切られたということをございまして、情報ハイウェイそのも

のが切断されたとか、そういうものではございません。私どものほうとして、あれは切断というふうには思っておりません。ただ、もう一つ、平成17年に日南のほうで簡易水道の工事をされるときに、誤って簡易水道管とあわせて情報ハイウェイボックスを切られたことによって切断したという事故はございます。その2点だけでございます。

○鳥飼委員 6号館のものは、日時はいつごろでしょうか。

○渡邊情報政策課長 ここに資料を持っておりませんので、また……。

○鳥飼委員 大体でいいです。5月とか6月とか。

○丸山県民政策部長 ことしの2月11日です。

○鳥飼委員 これは委員会に報告らしきものはあったんですか。

○渡邊情報政策課長 委員会のほうには御報告いたしておりません。

○鳥飼委員 私も初めて本会議で聞いたものですから、それはそれで必要であるならばしっかりとしておいていただきたいと思います。

もう一つ、生活・協働・男女参画課のことで、この名称も、4月に知恵を出していただくといんですが、28ページ、安心できる消費生活の確保というのがございます。消費者啓発、消費生活啓発員設置、消費生活相談員等設置ということで、いろいろと対策を打っておられるんですけれども、その中で、商品テストも一つありますし、ハイハイ商法の防止、それに対する規制、そういうものもあるだろうと思うんです。相談は若干減少しつつあるんですけれども、中身自体はかなり複雑なんですよというお話を聞いてきたんですけれども、概略、相談内容の傾向がわかればお示しいただきたいと思います。

○高原生活・協働・男女参画課長 19年度の相談で一番多かったのは融資サービスということで、多重債務ですとか、ヤミ金関係のものが多くなっております。これが1,600件ぐらいです。それ以外に、インターネット等で変なところに入って、有料サイトに入ったということで不当に請求されるような事案が同じように1,600件ぐらいございます。それ以外に、はがきで裁判所から来たような感じの架空請求、そういったものも900件近くあるということで、こういう苦情というか、相談が多くなっております。

○鳥飼委員 この中で消費生活相談員の方、11名ということですが、資格とかは必要なんですか。御説明いただけますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 本県の場合には、消費生活相談員で資格というのが2通りあるんですが、消費生活専門相談員という資格がございまして、これと別に、民間の方も対象とするような消費生活アドバイザーという資格もございまして、現実的に11名の中で持っている方は7名ということになります。実際、こういう資格を持っている方も少のうございまして、資格を持っていない方につきましても、いろんな研修、国のほうの国民生活センターで行われる研修に行っていたり、あるいはこちらのセンターのほうに弁護士さんを月に1回呼びして、いろんな勉強してもらったりということで、現実的にはそういう資格を持っていない方でも、一生懸命研修はさせていただいている状況でございます。

○鳥飼委員 今、研修について御説明もありました。国民生活センター、東京での研修もあるそうですけれども、次から次にといいますか、いろんな悪質なことを考える人が世の中にはおるんですね。それに対応していくということで、

相談員の皆さん方もあらゆる機会を通じて知識が必要ですから、資格を持っておられる方ももちろんですけれども、持っておられない方もそこはしっかり充実していただきますように、お願いをしておきたいと思います。

そこで、権限といいますか、例えばある企業に対して命令をするわけですね。こういうことをやってはいけませんと、やるわけですけれども、権限というのは何かあるのでしょうか。具体的に、こういうことをして困りますということで、切った張ったじゃないですけれども、そういう場面も出てきているんじゃないかと思っています。御説明いただけますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 相談員につきましては、おっしゃったような行政処分的な権限はございません。相談員さんは相談を受けて、問題になった企業等があれば、そこであっせんを行う。そこに事情を話して、例えばこれはクーリングオフ対象なのでやめてください、契約を解消していいですねとか、あるいはいろんな法に基づいて、そちらのほうの勧誘はおかしかったでしょうということでのあっせんはするんですけれども、委員がおっしゃったような形での処分というのはできません。

○鳥飼委員 相手の悪質業者、ほぼ悪質な業者が多いわけですね。相談を受けるのは知識を持っていない人たちのほうが多い。高額な商品売りつける、えせ同和といいますか、そういうものも出てくるでしょうし、ですから、相手に対するときかなり緊張を強いられるというか、おどされる場面も出てくるんじゃないかと、そんな仕事だと思っているんです。そんな理解でいいのでしょうか。それに対する対応についてもどういうふうな研修をしているのか、お示しください。

○高原生活・協働・男女参画課長 クレーマーというか、そういう方に対する接遇の方法というのももちろん研修しておりますが、相談員さんだけが対応するのではなくて、当然、消費生活センターに県の職員もおります。県の職員と一緒にそういう相談というか、あっせん業務に当たるとか、そういうふうな工夫はしております。そして、余りにも悪質な場合には、あっせんは不可能だと思います。そうなると、やはり法的な措置をアドバイスするとか、そういったことになろうかと思っています。

○鳥飼委員 消費生活相談員の皆さん方は非常勤だろうと思うんですが、これについては、日にちにもよるんですが、通常、報酬はどれぐらいですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 去年までは1日につき7,310円ということで、非常勤ですので、20日が限度という状況でございます。なかなか厳しい相談を受けていただくということもございますので、今年度から1日8,000円ということで、若干ですが、報酬のほうを上げさせていただいたという状況でございます。

○鳥飼委員 各都道府県の消費生活相談員、非常勤のままでいいということではないだろうと思うんですが、私、調査していないんですけれども、常勤化をしているところを把握しておられればお答えいただいて、把握しておられなければ、常勤化についてどう思うかということについてお尋ねいたします。

○高原生活・協働・男女参画課長 ここにデータはございませんけれども、ほとんどの県でこういう非常勤措置をとっていると思います。それでなければ、民間のNPOのほうに委託するというので、そこにいらっしゃる相談員さんもNPOの抱える方だということで、県職員と

か正職員が相談員をするというところは、ほとんどなかったというふうに思います。ほかのところもそうなのでしょうけれども、今、国のほうで消費者庁のお話がいろいろございまして、その中で国家公務員の非常勤とすべきだというような議論も中にはあるようですけれども、正職員というお話は、今のところ国の動きの中でも直接的には聞いていない状況です。県の場合にも、本県だけ特別な対応するというのは今のところ考えていない状況です。

○鳥飼委員 11名のうちで最短の方が勤続何年で、最長の方が勤続何年かというのはわかりますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 一番長い方が16年、一番短い方がまだ1年未満という状況でございます。

○鳥飼委員 それにしても、7,310円から8,000円ということで、手取りが15万を切るか切らないかだろうと思うんですが、内容については、かなり専門的な知識を持っていないとできない仕事ですから、努力をしてこられたというのは700円上げていただいたということで認めるんですけれども、そこはもう少し年数に応じてとか、そういうこともひとつ今後考慮していただいて、悪質業者というのは年々ふえてきていますから、その辺は配慮を今後もお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○外山主査 以上をもちまして、生活・協働・男女参画課ほか3課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時15分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

県民政策部の決算全般についての質疑を行い

たいと思います。

○橋本統計調査課長 午前中の分科会の中で井上委員のほうから御質問のありました件につきまして、回答させていただきたいと思います。平成19年度に統計調査課のほうで実施いたしました調査につきましての回収率でございます。まず、商業統計調査についてでございますけれども、これは全数調査でございまして、調査対象、1万5,675事業所でございまして、回収率は97.7%でございます。続きまして、全国物価統計調査でございます。これにつきましては、調査対象、2,006事業所でございまして、回収率99.4%でございます。就業構造基本調査は、調査対象、約9,000世帯となっておりますけれども、回収率93.6%でございます。

○井上委員 回収は非常に高いものがありますね。昨年の決算委員会の中でも、就業と不就業の状態等の調査については、その結果が出た場合には、きちんとそれを参考にするようにみたいな意見が出たと思うんですが、実際に出た調査の状況については把握されていて、それが関係部のほうに渡されているというふうに理解してもいいんでしょうか。

○橋本統計調査課長 就業構造基本調査につきましては、本年7月に国のほうから速報が発表されております。その後、確報につきましては、来年3月ごろ公表される予定となっております。県では、国のほうから速報の調査を先般いただいておりますので、それを現在、分析、取りまとめ作業を行っているところでございます。私どもとしましても、労働関係の統計は非常に重要なものだと考えておりますので、調査結果がまとまり次第、公表したいというふうに考えております。

○井上委員 昨年の決算のときにも話が出たと

思うんですが、先ほどから中野委員が何度も申し上げているように、県民政策部の役割は何なのかということと、各部全体にまたがった政策的なものをつくり上げていくということが大変重要だというふうに思うんですが、この1年間で、決算にかかわってなので、決算を見る限りにおいて政策的広域化ということについてはどのように取り組まれてきたのか、総体的で結構ですので、お話ししていただければと。次長のほうでもいいですけど。

○丸山県民政策部長 質問の意味が私、わからないのですが、広域化ということですか。

○井上委員 県民政策部の役割というのは、予算を県民政策部がいっぱい持っているわけではないので、政策的なつながりで各部をつなぐというか、そういう意味で言えば、ある意味では、部で見えないものが県民政策部だと見えるというふうに理解するなら、総体的に県全体を上から見た場合に、政策的なつながりを考えたときに、こういうものは広域化したほうがいいのか、物の考え方というんですか、予算執行していくときにそのほうが効率的なんだというふうな考え方だとか、そういう考えに立ったことはないのかどうか。そこについて具体的にあれば教えていただきたいということです。

○丸山県民政策部長 答えになっているかどうかわかりませんが、例えば20年4月1日から県民政策部ができたわけです。昨年度までは総合政策本部、それと地域生活部、これは私が部長をしていたんですが、この2つが統合されて県民政策部ができたわけでありまして。昨年の総合政策本部は、一番高いところで県のいろんなことを調整して、県の進むべき方向を定めて政策を執行していくということであったと思うんですが、今回の県民政策部は、各部の筆頭部の

位置づけで、県の全体的な政策立案、各部局との連携、最初の政策の遂行状況の評価をしていく、こういう役目を負って発足したところでありまして。具体的に言うならば、新みやざき創造戦略を効率的、スピード感を持って事業推進していくために、企業立地推進局、あるいはこども政策局、あるいは観光交流推進局、そして我が部におきましては、総合政策課内に中山間・地域対策室をつくって、中山間地域対策も、国土保全とかああいうところの仕事を一元化して、総合政策課は、県全体としての総合調整機能を持っているわけですから、その中に中山間・地域対策室を置いて、一元的に中山間地域対策、いわゆる広域的な県下全体を目配せしなきゃいけない事業を遂行していくということで体制が整ったと思っております。今後、県民政策部を中心に各部連携して、新みやざき創造戦略を体系的に、また効率的に、スピード感を持ってやっていくということにしておるところでございます。

○井上委員 きのうの本会議の総括質疑のときに知事が何度も言われたのは、新みやざき創造戦略というのは知事のマニフェストをベースにしてということを再三再四言われているわけです。私どもも、知事のマニフェストに対して予算執行がきちんとされているかどうかということについては非常に関心もあるし、もちろんそこを私たちも今、審査しているわけです。例えば、総務部だと、単なる、これでお金を使うか使わないかという話だけでチェックする部分だと。本来的な政策的なチェックというのは県民政策部ができるというふうに考えたときに、政策的効果とお金を使ったときの成果は県民政策部のほうがしっかりとわかるのではないかと認識をしているわけです。だとすれば、例え

ば財政的な、これは統合したりしながらやったほうがいいのかということについては、県民政策部のほうがよく見えるのではないかというふうに思うわけです。そのほうが政策的効果というか、知事のマニフェストをベースにしてそれを実際やろうとするなら、かえって県民政策部のほうがよく見えるのではないか。だとすれば、予算の執行の仕方もう少し考えられても……。先ほど中野委員からも出ましたけれども、あそこが持っているこっちが持っているみたいなのは、実際やっているほうからすれば自分ところの事業というのは本当に大事なわけで、エリア意識みたいなものだけが出てくれば、予算執行には窮屈な面というのが出てくるのではないかと私は思ってしまいます。県民政策部の立場から言えば、予算の切り方みたいな分についても考え方がしっかりあるのではないだろうかという予想ですけど……。今言われると、そうでもないのかなとも思うし、逆を言えば、ゼロ予算という政策の立て方が現実にはありますね。ゼロ予算についても、どういう対応とか、それを吐き出させるというか、みんなからそれを募っていく仕事はどうしていくのかというのは、逆に県民政策部の役割でもあるのかなと思うんですけれども、そこについてはどうなんですか。

○丸山県民政策部長 県民政策部は筆頭部として調整機能を持っているわけですけども、例えば昨年と違うのは、昨年は、総合政策本部は頭の部分だけしかなかったと思うんです。地域生活部が手足の部分だと思えば、その2つが合体したわけですから、非常に機動的になったということは言えると思います。おっしゃった政策と予算の関係ですけども、これについては、財政当局は総務部でありますけれども、我が部といろんな協議をした後で、一番頭に浮かぶの

が次年度の総合重点施策の立て方ですね。これは我が部がイニシアチブをとって財政当局と協議しながら、来年度どういう重点施策を打ってどういう予算のつけ方をするんだということ当然やっておりますし、それはそれで県民政策部として一つの部のあり方を示しているのではないかと考えております。

それともう一つは、これは議論から離れるかもしれませんが、例えばそういう重点施策部門を決めるところと財政部門が一緒になったら、より効率的に事業施策ができるんじゃないかという話も一部にございます。それはあるんですけども、それが一緒になった場合は、倣え主義とは言いませんけれども、多分そういう部分も出てくるのではないかと危惧される部分もあるわけです。むしろ財政部門と政策部門が別の部局にいて、牽制し合って、お互い議論を高めて施策を遂行していくほうがいいのではないかなという考えもあるわけでありまして。それはまた今後の議論の展開の部分になると思うんです。

最後におっしゃいましたゼロ予算施策ですが、財政状況が厳しいわけですから、知恵を絞って、金をかけずに県民サービスができる部分はそれでやっていこうということでありまして。18年からそれをやってきておりますので、ここらあたりもまた庁内からそういう話を募って、できる分からやっていくということは方向性としてあるわけです。そういうのも一つの大きな、予算ではありませんけれども、事業の組み立て方としてやっていく必要があると考えております。

○井上委員 先ほど中村委員のほうから何度も出ました政策評価の問題等も、結局それを抱えているのはここなんです。県民政策部なんです。それともう一つは、県民総ブレーン事業という

のを抱えているのもここなんです。ということは、県民から上がってきた意見を把握できる力をここが持っているということなんです。知事が行っているのが年に17回というのが多いのか少ないのかと言われれば、テレビに出ている回数の方が多くて、テレビでしか私たちは見ていないという状況になるわけだから、この回数はもっとふやしたほうが良いとは思いますが。知事がもっと出ていかれて県民と直接話をされたほうが。本当に県民総力戦を望まれるなら、予算の状況から政策の実行まで、もっと知事が出ていかれて……。年間17回などというのは残念な回数だなというふうに思わざるを得ないわけです。そういう意味で言う県民政策部が持つ力が各部にきちんと伝わっていくようにしないと、政策的効果、いわゆる創造計画と戦略との整合性が、各部は各部、県民政策部は県民政策部、知事は知事のマニフェストみたいな、そういうばらばらの状況になっていくのではないかと。本来、政策評価をしたならしたで、しっかりとそれを各部に物申せる、そしてその裏づけがとれるというふうにはしないと、なかなか難しいのかなという思いがしてならないんです。予算執行が正当に政策的効果を上げる力を持っているかどうかというのは、しっかりと県民政策部がその役割を果たすべきなのではないかというのが私の意見なんです、それについて部長にちょっと……。

○丸山県民政策部長 井上委員のおっしゃることはもっともだと思っております。評価も外部評価委員会をお願いして、2回ほどやったわけですが、この中でもいろんな意見をいただいております。当然それにプラス、きょうは議会のほうの分科会の意見もいただいたわけですから、全体含めて評価の仕方、あるいはその

評価分析して、次年度以降に新みやざき創造計画をいかに充実発展させていくのか、ここらあたりを整理して、新みやざき創造戦略の目標達成のために頑張っていきたいと考えております。

○中野廣明委員 生活・協働・男女参画課は、生活課、協働課、男女参画課、3つが集まったのかなと。まさかここで交通事故の発生状況を見ようとは思わなかった。東諸県地区にも安全見回りとかいろいろあるんです。県警とこの役割分担というのはどうなっているんですか。警察には、アドバイザー、リーダーとか、講習会とか、そういうのはないのかな。

○黒木交通・地域安全対策監 警察との業務の違いということですが、目的は全く同じです。個人の生命・身体、財産の保護ということですが、主に県の事業といたしましては、広報啓発、リーダー育成、それに重点を置いております。警察は、犯罪の予防、捜査ということで、個々の犯罪状況に応じて対策をとっていているのが警察であって、県は、県民全体を見回しまして、広報啓発と安全教育、リーダーの育成をやっております。

○中野廣明委員 もともと男女参画課が主かなと思ったら、いろいろ寄せ集めで、もうちょっと整理したほうがいいんじゃないかと思う。男女参画、協働とかいうのはネーミングの問題だけれども、感性の問題かもわからんけど、企画調整部から総合政策本部、県民政策部、これだけぐるぐる変わって、中身も変わって、みんなわかるのかな。文化文教・国際課なんかも、文化とかいろんな、整理せんと……。技術の国際交流なんて民間でかなりやって、またここでまちまやったりとか、もうちょっと整理したほうがいいんじゃないか、私はそんな気がします。

それと要望ですが、これを見ると、こっ

ちに成果というのは書いてあるわけね。この成果の数字、私は、この間から言っているように、この成果というのは目的のところの数字を押さえないと、途中の手段のところの数字を何ぼ押さえたとってしようがないと思う。何人入りました、何人参加者がありましたと、参加者が多く入るのが目的じゃないわけです。例えば、NPOだったら、限りなく団体ができるのがねらいというわけでもないだろうし。NPOが何々できましたとか、要は、それで何をしたかというのを追求しないと、ただ数だけふやしたという話では、こんなのは成果のうちには入らんと思っただけけれども、要望でいいです。

○中野一則委員 県民政策部、その中の主管課が総合政策課、そして秘書広報課もある県民政策部ですが……。えびの市民は、私が毎日県庁に来て、知事と机を並べて、一生懸命いつも論議をしているというふうに見ているんです。先ほどは井上委員が、テレビを見て議員も知事の政策を知るという話でしたが、考えようでは情けない話なんです。知事は、気持ちは国政に行っているかもしれません。2カ年が経過しようとしている。そして、今まさに佳境に入らないかん3年目の予算、政策をまとめている最中です。平たいことを尋ねますが、皆さんがまとめる県民政策部ですから、知事はどのぐらい熱心に、予算もだが、来年度に向けての政策の論議を熱心にやっておられるのか、真剣な場、そういうものはどんなものですか。

○丸山県民政策部長 なかなか答えにくい質問ではあるんですけども、知事は常々、議会でもそうだったんですけども、県民総力戦という言葉が一番最初に使われますし、また総合計画の中にも一番最初に出てくる言葉であります。今回いろんな話がありましたけれども、今の

新みやざき創造計画は、知事の任期である19年から22年まで4年間の政策を自分のマニフェストに基づいて新みやざき創造戦略として策定しているわけですから、全身全霊を傾けて県政を遂行して、県民の幸せのために尽くすんだということは、知事の心の中には常にあると思っておりますし、そう信じております。いろんな政策の仕方、課題、問題点等は、それぞれ各部局で、副知事を入れて、二役入れて協議をしておりますし、県民福祉の向上のためには、それぞれ県職員、知事、副知事二役を入れて一生懸命取り組んでいると、私は思っております。

○中野一則委員 部長が、知事の心の中はそうでありますとか、私は思っておりますじゃいかん。かんかんがくがくとした議論を県民政策部が知事とやり合って、それを全庁に広げて、それを県政として県民に広げる政策、予算というものをつくってもらわんと困るんです。そういう議論が、かんかんがくがくとした知事との熱心な議論があるのかということをお聞きしたいんです。私は今度は質問を知事にはしますので、職員という立場の最高責任者にまずは聞いておきたいんです。

○丸山県民政策部長 確かに、21年度予算に向けていろんな事業を我が県民政策部も仕組んでおりますので、当然今から先、来年度予算の発表があるまでは、知事、二役を入れて県民政策部でかんかんがくがく、思うところを存分にぶつけて行って、ぜひ我々が考えた施策は実行に移していきたいということを考えています。

○中野一則委員 今までの安藤さん、前の松形さんは、我々が、地元に来てください、えびのに来てくださいと言えば、予算のことで政策のことでなかなか来れん、忙しくて来れん、皆さんといろいろ内部協議があるから来れんという

返事だったんです。ところが、今の知事は東京にしょっちゅう行かれる。我々もテレビを見て、「ああ、元気か」というようなことですが、前の知事さんたちは、一生懸命皆さん方と協議の場で地域に出てこれない。今の知事は東京にしょっちゅう行かれるわけです。東京で収録されたかどうかわかりませんが……。本音で言ってもらわないかんが、皆さん方と熱心に、本当にかんかんがくがくとした協議をされているのかなと、そう思うんです。県民はテレビで見ているから、今の知事は忙しいものだ、頑張っておられるという評価なんです。それが本当なのか。メディアを通じてはそんなふうに映るんでしょうが、いずれ本物が出てこないかんわけですから、そういう意味で心配をいたしておりますが、そういうことにならんように、部長は3月で定年だから、歯にきぬ着せず、本当にやってくださいよ。そして、今週、来週は東京に行く間はないよ、テレビに出る間はないよと言うぐらいのことをしてほしいんです。お願いしておきます。

○鳥飼委員 今の中野委員の発言も、新みやざき創造戦略展開事業、知事の Manifesto に従った政策の展開をしっかりとやっていただきたいということだろうと思います。ですから、評価は物すごく大事だと思うんです。戦略評価委員会というのがつくられていまして、午前中にもいろいろ議論をいたしましたけれども、極めて不十分ではないかと思っているんですけれども、部長は今のような5時間ぐらいの評価でいいと思っておられるのか、そこら辺をお尋ねします。

○丸山県民政策部長 外部評価委員会、9名の方にさせていただきましたけれども、時間が足りないんじゃないかという意見もごございます。私も2回とも出席しましたけれども、いろんな

意見が出ますので、委員さんの顔を見ていると、まだ言い足りない分があるなというような印象を受けております。ですから、そこらあたりが来年に向けての、もし来年も評価委員会をやるのであれば、課題であるとは認識しております。**○鳥飼委員** 知事の Manifesto を評価するのはあと2年後の、もし知事が出られれば選挙でということになるだろうと思うんですが、いずれにしても、毎年毎年の評価というのが行われているわけでありまして。具体的には、議会の中での審議でもあったり、質問でもあったりしますし、このような分科会での議論でもあったりするということに思うんです。そのときに、戦略評価というものの重要性を委員の方にはしっかりわかっていたいただきたいというのがございます。

仕分け委員会のときもそういう議論をいたしましたけれども、20分、30分、事業の説明を受けて、それについてどうこうというのは、私に言わせれば、井戸端会議と同じじゃないかというふうに言いたいんです。そういうことをやるとするならば、しっかりと1時間、2時間、事業の概要を聞く、できたら自分が電話をする、現地に行くとかいうようなことの中で、この政策というものは継続する必要がないとか、継続する必要があるという結論に達していただくと思うんです。それがおぎなりに、去年のように予算もついていない中でぱっと出てきて、そしてそれで仕分けをしていくというのは、議会のほうから反発があったのは当然だと私は思うんです。やるならやるでしっかりとやっていただきたい。

創造戦略評価委員会の仕事も十分な、10日間ぐらいでもやっていただきたいと思うんです。その中でAとかBとかCとかいうのは、今まで

は、執行部の方々がつけられたのについてそれを追認するような形になっていきますけれども、委員会の中で評価をするということをしっかりとやらないと、評価委員会というのは、言葉は悪いですがけれども、官製審議会みたいな形になって、追認をする場になるのではないかと。

とりわけ、今、中野委員が言われたように、知事が上京するのが非常に多い。テレビに出ている。お笑い番組に出ている。私は、仕事をしっかりとやっていただければ、それはそれで結構だろうと思うんですけれども、先ほどの県民座談会ではありませんけれども、もっともっと行って、じかに聞く場をつくらうと思えばつくれると思うんです。そこはそういう場ができていないわけですから、本当にこの委員会というのは大事ですから、来年度はしっかりとした評価をやっていただくと。マニフェスト追認、知事の仕事を追認して、よかったよかったで終わらせるんじゃないで、こういう知事を県民が選んだわけですから、皆さん方はその知事のもとで仕事をせざるを得ないわけですから、皆さん方の立場でしっかりと評価をしていく、知事の仕事を評価していく、そして第三者にも評価してもらうような資料をつくっていただくということで、来年度はぜひ臨んでいただきたいというふうに思います。

○外山主査 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 それでは、以上をもちまして、県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分休憩

午後 2 時 54 分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

平成19年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○長友会計管理者 会計管理局の平成19年度決算の概要について御説明申し上げます。

決算に関する調書の80ページからですが、お手元に決算特別委員会資料という2枚紙のものをお配りしてございます。1ページを開いてください。(款)総務費の欄をごらんください。予算額5億4,538万1,000円に対しまして、支出済額は5億3,956万801円でございます。不用額は582万199円となっております、執行率は98.9%となっております。

次に、目における予算執行残額が100万円以上のものとしたしましては、(目)会計管理費の不用額が577万9,637円となっております。これは、(節)役務費の執行残が484万6,006円となっております、県の証紙売りさばき手数料の執行残が主なものでございます。なお、執行率が90%未満のものはございません。

以上、会計管理局の決算の概要について御説明申し上げます。

なお、主要施策の成果に関する報告書への記載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における報告すべき指摘事項は、ございません。さらに、昨年全庁調査で判明いたしました不適正な事務処理のうち、平成19年度に係るものは、会計管理局では該当がございません。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○外山主査 執行部の説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願い申し上げます。

○鳥飼委員 1ページの役務費で484万6,006円について、証紙手数料の執行残ということだったんですけれども、ちょっと意味がわからない。

証紙手数料は収入について入ってくる分ですね。それが収入として入ってこなかったということは、もう一回説明をお願いいたします。

○井上会計課長 証紙売りさばき手数料というのは、証紙売りさばき額に3.15%を掛けまして、それを売りさばき人のほうに売りさばき手数料として支払うものでございます。平成19年度は9,500万円の予算を組みました。ところが、実際に売れた額が減りまして、その結果、3.15%掛けた売りさばき手数料も減っております。これが9,038万1,057円で、461万8,943円が残りまして、これが不用額になったということでございます。

○外山主査 以上をもちまして、会計管理局を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時59分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

平成19年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○大野人事委員会事務局長 人事委員会の平成19年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付しております決算特別委員会資料により御説明申し上げます。合計の欄をごらんください。平成19年度の予算総額1億5,390万9,000円に対し、支出済額は1億5,326万1,475円でございます。繰り越しはございません。この結果、不用額64万7,525円、執行率99.6%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載はございません。決算審査意見書に関しましても、特に報告すべき事項はございません。また、昨年の中庁調査で判明した不適正な事務処理のうち、平成19年度決算に係るものは、人事委員会では該当がございません。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○外山主査 説明が終了いたしました。質疑がございましたらお願い申し上げます。

○鳥飼委員 職員採用をやっておられるわけですが、不況といえますか、宮崎は仕事が少ないという面もありまして、公務員志望という方が多かったと思うんですけれども、傾向について御報告をお願いします。

○大野人事委員会事務局長 大まかに申し上げれば、昨年までは申込者が減ってきたんですけれども、いろんな社会経済情勢もありまして、ことしは人数的にはかなりふえました。ただ、競争倍率ということにしますと、退職者が増加傾向にありますので、申込者は多くなったんですが、競争倍率は若干下がっておりまして、ある意味では受験者にとっては広き門といえますか、厳しいときには40倍とか、そういうのがあったんですが、今は10倍前後ということで、もちろん職種によって異なっていますが、全体としては枠は広がっていますので、受験生もふえ、なおかつ競争倍率は全般的には下がっているという状況でございます。恐らくこれから2～3年は退職者がたくさん出てきますので、全体の定数は、県の枠は減りますけれども、やめる人が多いものですから、そういう点では、今の経済情勢、これから先もかなり厳しい時代になりますので、受験生は、ふえてくるんじゃないか、なおかつ競争倍率はそんなに上がらな

い、むしろ下がるのではないかというふうに出るところは見ております。

○鳥飼委員 行政職とかいろんな職種がありまして、人事委員会で採用の仕事をしておられるんですが、それ以外に、これは選考採用になるだろうと思うんですけれども、例えば獣医職とか看護職、かなり来てもらうのに苦労している職種があるというふうに聞いているんですが、その現況と、それに対して知事部局なりに、報告の中なり、報告の中で触れられたことがあるのかどうかについてお尋ねします。

○吉田総務課長 今おっしゃいました獣医につきましましては、任命権者のほうでやっておりますので、こちらはつかんでおりませんが、看護師につきましましては、私どものほうでやっております。競争倍率が3倍ぐらいという形で、ほかの職種に比べると競争率は高くないという状況にあります。

○鳥飼委員 例えば、獣医確保がことし、困難だろうと思っているんですけれども、結果を聞いていないんですけれども、それに対して何らかのアクションを起こす必要があるのではないかとということと、もう一つは、看護師のところ、3倍ぐらいということですが、必要人数は確保されているのかなと、現場からの報告では、そんな気がするものですから、その辺についてお尋ねします。

○吉田総務課長 獣医師につきましましては、全人連というのがありまして、全国的になかなか採れないということで、今、全国の人事委員会連合会の任用部会というのが、今その辺を研究しておりますして、その辺の検討結果を見ながら、何かアクションを起こそうかということになると思います。

看護師につきましましては、昨年、平成19年のと

きの採用につきましては、多目には採ったんですが、辞退がおりまして、結果的には欠員が出たという状況になっております。ただ、ことしにつきましては、まだ最終的な合格発表はしていませんが、今週の金曜日にやる予定ですが、一応多目に採りまして、大体確保できるんじゃないかという形で考えております。

○外山主査 その他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 それでは、以上をもちまして、人事委員会事務局を終了いたします。御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時7分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

平成19年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○佐藤監査事務局長 平成19年度の監査事務局の決算について御説明申し上げます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思えます。この資料は、決算に関する調書の中から監査事務局の関係部分を抜粋したものでございます。これによって説明させていただきます。1ページでございます。(款)総務費でございます。監査事務局は、(款)総務費だけでございます。そのうちの(項)総務管理費でございます。これは、説明の欄に記載しておりますように、外部監査に要する経費でございます。それから、(項)監査委員費でございます。これは、監査委員と事務局職員の人件費と運営費でございます。これらの予算の執行状況につきましては、2ページの一番下をごらんいただきたいと思

ますが、予算額が2億2,192万3,000円、支出済額が2億2,117万9,336円で、繰越額はございません。不用額が74万3,664円で、執行率は99.7%でございます。

なお、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

また、主要施策の成果としては、特に報告すべき事項はございません。なお、昨年の全庁調査で判明しました不適正な事務処理のうち、平成19年度決算に係るものは、監査事務局では該当ございません。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○外山主査 執行部の説明が終了しました。委員の皆様、質疑がございましたらお願ひいたします。

○中野廣明委員 委員費の給料1,484万9,000円、これは代表監査委員の給料ですか。

○佐藤監査事務局長 これは、識見委員がもう1人、民間出身の方がいらっしやいまして、2名分でございます。

○鳥飼委員 大変な御苦労があったわけですが、監査実務に当たられる方については事務系の方が多いということですが、専門的な目、技術的な目を見る必要もまた出てくると思うんですが、それに対する対応策というか、そのことが実際行われておれば、御説明いただきたいと思ひます。

○佐藤監査事務局長 委員御指摘のとおり、事務職がすべてでございまして、工事監査等につきましては、技術的な部分がございまして、我々はなかなかそこまでのノウハウを持ち得ないということで、これまでも、かなり以前からですが、大阪の技術士会という専門の技術士を抱えている組織がございすけれども、そ

らに協力を要請しまして、アドバイザーということで、我々と一緒に工事検査に当たっていただひて、いろんなアドバイスをしていただひてというような取り組みを過去からやってきております。それと、今年度からは、工事検査に関しましては、一部を外部の専門家に委託してやろうということで、今年度、3機関の12の工事について、技術士に委託するような形で実施しております。それとか、財政援助団体といういろんな事業をやっている団体がございすけれども、そこあたりの事務を見ていただひてためには、やはり専門的な知識が要る部分がございすので、この部分につきましては、公認会計士にお願ひして、ことしは1つの団体だけでございすけれども、完全にその方に委託してやっていただひたという実績がございす。

○中村委員 技術士は、県庁の職員の中でも、この前、聞いてみたんだけど、10何人いますね。大阪あたりからどうこう言わなくても、相当勉強している人がいるわけです。我々は監査に行ったことがあるけど、監査委員が見に行つたってわかりはしないのよ。だから、やっぱり技術士です。専門家を連れていかないとわからない。

○中野廣明委員 別途委託するアドバイザーとか、そういう報酬は年間どれぐらいになるんですか。

○佐藤監査事務局長 今年度の数字でございすけれども、御容赦いただきたいと思ひますが、工事監査、検査の関係で委託費135万3,000円でございます。工事監査と財政援助団体、公認会計士と技術士の委託部分が合わせて135万3,000円でございます。

○中野廣明委員 県土整備部の監査というのは、事務処理の監査だけかと思つたけど、事業の中

身、施工方法、それまで監査するわけですか。

○佐藤監査事務局長 設計から実際の仕上がりぐあいまで見ております。

○黒木委員 (聴取不能) はどういうふうに分けておりますか。

○佐藤監査事務局長 基本的には、県庁全体の部局を単位として、それぞれ分担するような形をとっております。

○外山主査 以上をもちまして、監査事務局を終了いたします。御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 14 分休憩

午後 3 時 19 分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

平成19年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○石野田議会事務局長 議会事務局でございます。よろしくをお願いいたします。

平成19年度決算の概要につきまして、御説明をさせていただきます。お手元の決算特別委員会資料の1ページをお願いいたします。(款) 議会費でございます。予算額12億868万2,000円に対しまして、支出済額が11億9,624万2,550円でございます。その結果、不用額は1,243万9,450円、執行率は99%でございます。

次に、目における予算の執行残額が100万円以上のものにつきまして御説明申し上げます。なお、執行率が90%未満のものはございません。まず、(目) 議会費でございます。不用額1,031万5,058円、執行率98.7%でございます。不用額の主なものといたしましては、旅費の欄でございますが、議会の会期日程の確定に伴います執行残でございます。それから、負担金・補助及

び交付金につきましては、政務調査費の執行残でございます。続きまして、2ページの(目) 事務局費でございます。不用額212万4,392円、執行率99.4%でございます。不用額の主なものといたしましては、委託料でございますが、本会議及び委員会の速記反訳に要する経費等の執行残でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、報告すべき事項はございません。また、昨年全庁調査で判明しました不適正な事務処理のうち、平成19年度決算に係るものは、該当はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○外山主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様からの質疑がございましたらお願いいたします。

○米良委員 1ページの政務調査費の753万円の執行残というのは、もうちょっと詳しく。

○田原総務課長 御説明させていただきます。執行残として残っております1ページ目の753万3,736円でございますけれども、19年度は4月に改選がございまして、5月以降に交付いたしました5月から20年3月までの政務調査費に係ります執行残、つまり返還金です。残額が7つの会派で753万3,736円あったということで、残のお金が全体でこの金額だということでございます。

○鳥飼委員 旅費について御説明をお願いいたします。

○田原総務課長 これも19年度は改選時期ということでございまして、臨時議会を6日分予算をとってございましたけれども、実際には6日ございまして、3日分余ったところでございまして、1回の応召旅費に係る分が大体60万円ご

ございますので、そういうふうに考えますと、227万5,000円のうちの応召旅費に係る3日分が余ったと。もちろん2月補正で落とすということも考えられるわけでございますけれども、議会でするので、2月議会で会期が延長とか、全員協議会とか、そういった事態も考えられますので、あえてここは補正をせずに残した結果が、こういった少し大きな金額の執行残になったということでございます。

○鳥飼委員 いろいろ委員会に分かれて調査をやりますね。県北、県南やりますけど、以前は県北をやって、県央もやって、県南もやってということで、いろいろ出先に出て行って、現場の企業の方とお会いしたりとか、いろいろやってきたんですが、最近は少なくなってきたような感じがしておるんですけども、これは抑制策といいますか、執行の抑制と関連しているのかなという感じもするんですけども、基本的な、そういう調査に対する考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○石野田議会事務局長 委員会の調査につきましては、十分に調査をしていただくということで、基本的な考えについては変わっておりませんが、全般的な財政的なことも含めて、日程につきまして、これまで2泊3日、3泊4日というところではございましたけれども、そのあたりにつきまして、1泊2日、2泊3日という形で日程の短縮を基本的なところとしていただいております。内容につきましては、若干スケジュールが窮屈になっている面は確かにあるかと思いますが、内容の充実につきましては、十分それぞれの委員長さんと協議をしながら、事務局のほうも、箇所の選定といったものには配慮して取り組ませていただいております。

○鳥飼委員 県外調査もありますし、県内調査もあるんですけども、議員としては、県内の調査でも、少なれば少ないほど楽は楽なんです。だけど、いわば強制的というとおかしいですけど、委員会の意思として行って、いろいろお話を聞くということですから、それはそれでかなり吸収するといいますか、県民の皆さん方がどういうふうな気持ちで仕事をしておられるのか、どういうふうな要望を県政に持っておられるのかということをいろいろお聞きする、また意見交換をやるという意味では、非常に意味があると思っています。ですから、この分は充実をしていったほうがいいのではないかと、そういうふうに考えますので、そこら辺また必要な会議の中で議論していただければと思います。

○井上委員 事務局費のことについてお尋ねしたいんですけども、勤務時間が過ぎて、県庁に車を置いていたりするものですから、来ると、まだ事務局は明かりがついていて、結構遅くまで職員の人たちが仕事を一生懸命やっているのを目撃することがすごく多いわけです。長時間労働というのを心配していますし、それとちゃんとペイされているかどうかというのが非常に気になるんですが、超過勤務手当、それに対して支払いというのは、労働協約上決められた1日の時間というものはあるでしょうけれども、それを超えることもあるかもしれませんが、そういうことも含めて、職員に対しての超勤手当というのはちゃんと対応されているのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○田原総務課長 私ども全庁的に時間外手当につきましては、給与額の一定の率で当初予算措置しているわけでございますけれども、繁忙時期、また緊急の用途でどうしても時間外をやらなければならないという場合には、人事課と折

衝いたしまして、人事課にそういった必要性を認めていただきまして、手当てをするという形で現在、全庁的に動いているところでございます。そういった中で私どもも、昨年度の決算につきましても、当初916万6,000円の時間外手当でございましたけれども、議会事務局の特殊性を十分人事課のほうにも理解していただきまして、最終的には1,170万円余の決算額という形で支払いをいたしまして、そういった手当の面につきましても、不足のないように心がけているところでございます。

○井上委員 ただ働きというか、ふろしき残業じゃないけれども、ああいうのが一番よくないのと、それから職員の健康とか、そういうことも考えた上で、できるだけ長時間の労働にはならないようなことを心がけていただいた上で、その対価はきちんと払われるように御配慮をきちんとしていただいて、そのことについてはしっかりと守っていただきたいというふうに思います。時たま、見ると、遅くまで明かりがついていたりすると心配ですので、それはきちんと手当てができるように努力をしていただきたいと思います。

○米良委員 2ページの委託料ですが、さっきありましたように、速記の方、あるいは議員寮の管理の委託料だと思いますが、これから先の議員寮のあり方等につきましても、我々議員みずからいろいろ話をしておりますが、議会事務局として、これに対する将来の考え方をお聞かせいただきたいと思います。それから、速記の方は今、何名でしょうか。

○富永議事課長 速記の関係だけお答えします。速記関係は、嘱託で1名、通年雇用の方にやっていただいておりますし、あと本会議中に臨時的に契約している会社から数名派遣している形

でやっております。

○石野田議会事務局長 議員寮の件につきましてでございますが、議員寮につきましましては、2～3年前にも一度御検討いただいた時期があるということでございますけれども、御案内のとおり、建築後相当年数経過しております。それにつきまして、補修といえますか、あそこの暖房関係や、建物そのものもでございますけれども、今後、相当の維持管理費が必要になってくるということもございます。これにつきましても、御利用の議員さん方の数もほぼ横ばい状態でございますが、新たにということになりますと、相当の経費も必要になってくるかと思しますので、維持管理費の状況を見ながら、また近い時期に皆様に御相談させていただくことが出てこようかというふうには思っております。

○米良委員 確かに議員寮につきましましては、全国の傾向を見ておられますと、ほとんど宮崎県ぐらいなものだという話も聞きます。しかし、遠方から来る方が何人かおられますから、勢い切ってしまうということもどうだろうかという内々の話もあります。願わくば、我々の議員間で、いろいろ利用する者同士の中でどうあるべきかというのを近々立ち上げなきゃならんのかなという話はしております。今、局長からありましたけれども、修繕費なるものが相当増額しておるとい話も聞きますので、それと相まって、2部屋ぶち抜いてバス・トイレつきにしたら、もっといい思いができるとか、いろいろありますけれども、今の時期それが無理かと言えば、そういうふうに感じますから。我々、時々泊りますけれども、利用しますけれども、市中のホテルが格安でありますから、そちらのほうに転換してもいいかなという気持ちもないでもないということなんです。今、局長おっしゃるよ

うな一つの方向性を皆さんたちで見きわめていただき、その方向で我々も何らかのそういうものを話し合わないかなかなということをお願いしておきたいと思うんです。

それから、もう一つ、速記をなくそうという話を去年あたりから聞いたことがあります、数名の皆さんの人的な雇用を一遍に切ってしまうということもどうだろうかという、気の毒な思いもしますし、その辺のどうあるべきかということにつきましても、これだけのものが従事してきた職業を奪ってしまうということからすると、忍びないなということを考えますと、これは置かざるを得ないだろうかなということをお話したこともあります。そういうことも頭に入れながら、検討してもらいたいと思います。

○中野一則委員 議会費が、支出済額が8億1,373万1,000円ですが、予算は8億2,400万円、当初予算からすると、3,742万6,000円低い予算額になっているんだけど、当初予算の減額3,742万6,000円というのは何だったんですか。

○田原総務課長 主なものの内訳を申し上げます。まず、旅費でございます。海外行政調査に係る分の旅費を1,100万円減額させていただいたところでございます。それから、議員の皆さん方の人件費関係が総額で補正額としまして約2,000万円、報酬、職員手当、共済費で2月補正で減額させていただいているところでございます。大きなものとしましては、先ほどの政務調査費の関係の負担金・補助及び交付金のほうが436万1,000円ということで、政務調査費を中心に、負担金・補助及び交付金の減額をさせていただいております。約3,700万円の減額の内訳はそういった数字になるところでございます。

○外山主査 そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 以上をもちまして、議会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時40分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

あすの分科会は、午前10時に再開し、総務部の審査を行うことといたします。

そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 以上をもちまして、本日の分科会を終了いたします。

午後3時40分散会

平成20年11月27日（木曜日）

午前10時1分再開

出席委員（9人）

主	査	外	山	衛		
副	主	査	新	見	昌	安
委	員	米	良	政	美	
委	員	中	村	幸	一	
委	員	黒	木	覚	市	
委	員	中	野	一	則	
委	員	中	野	廣	明	
委	員	鳥	飼	謙	二	
委	員	井	上	紀	代子	

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

総務部長	山下	健次
総務部次長 （総務・職員担当）	吉瀬	和明
総務部次長 （財務・市町村担当）	稲用	博美
危機管理局長	後藤	厚一
部参事兼総務課長	馬原	日出人
部参事兼人事課長	岡村	巖
行政経営課長	加藤	裕彦
財政課長	西野	博之
税務課長	後藤	文雄
市町村課長	四本	孝
市町村合併支援室長	坂本	義弘
総務事務センター課長	柄本	寛
危機管理課長	武田	久雄
消防保安課長	川野	直記

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田	渉
議事課主査	湯地	正仁

○外山主査 分科会を再開いたします。

平成19年度決算について執行部の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○山下総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回御審議いただきます平成19年度決算につきまして、お手元に配付いたしております主要施策の成果に関する報告書及び平成19年度決算特別委員会資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

まず、平成19年度一般会計決算の概要についてでございます。お手元の主要施策の成果に関する報告書の1ページをお願いいたします。平成19年度の決算額は、歳入5,564億2,616万円、歳出5,517億6,769万8,000円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、46億5,846万2,000円となっております。また、この形式収支から平成20年度へ繰り越すべき事業に充当する財源21億7,470万9,000円を差し引いた実質収支は、24億8,375万3,000円となっております。

19年度決算の特徴としましては、1つ目には、決算規模が歳入歳出ともに前年度を下回りました。2つ目には、財源の確保に努める一方、徹底した経費の節減に努めたことなどにより、前年度を上回る実質収支を確保することができたということでございます。

次に、平成19年度決算特別委員会資料の8ページをお願いいたします。総合計画に基づく総務

部の施策体系表につきまして、概要を御説明いたします。まず、危機管理体制の強化についてであります。大規模化、多様化する災害に対応できる防災体制の強化を図るため、宮崎県防災の日推進では、宮崎県防災対策推進条例に基づき、新たに5月の第4日曜日を「宮崎県防災の日」として、県総合防災訓練を実施するとともに、テレビコマーシャルやポスターなどを活用して、県民の防災意識の向上に努めたところであります。また、24時間防災ウォッチ・情報伝達システム運営では、迅速な初動体制の確立と県民への防災情報の提供を図ったところであります。自主防災組織活動強化では、リーダー研修会や防災士資格の取得支援を行ったところあります。さらに、航空消防防災管理運営でございますが、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航いたしまして、救急搬送や救助などの迅速な対応を図ったところあります。また、消防防災力強化促進につきましては、市町村に対し、耐震性貯水槽や消防用資機材等の整備を支援したところあります。

次に、個性を生かした地域づくりについてあります。市町村合併後の一体的なまちづくりを支援する市町村合併支援を行うとともに、災害対策や行財政改革などに取り組む市町村に対して元気市町村支援資金貸付を実施したところあります。

次に、9ページをごらんください。総務部の19年度歳出決算の状況についてであります。総務部全体では、歳出予算額1,328億3,813万2,731円、支出済額1,321億4,773万4,462円、翌年度繰越額500万円、不用額6億8,539万8,269円、執行率は99.5%となっております。なお、翌年度への繰り越しは総務課の県有施設災害復旧費でございます。

次に、監査における指摘事項についてでございます。資料の29ページの(3)契約事務につきまして、都城県税・総務事務所におきまして、「都城総合庁舎及び職員駐車場の庭園管理業務委託について、請書と実績報告の薬剤散布回数に相違があった。留意を要する」との指摘事項であります。これは、請書では3回の薬剤散布とされているものが、チェックの不備によりまして2回の実績となったものであります。今後このようなことがないように、請書と作業実績のチェックを十分行い、適正な事務処理に努めてまいりたいと思います。

また、お手元の平成19年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書において、2件の意見・留意事項がありました。これについては、後ほど関係課長から御説明を申し上げます。

なお、昨年の中全庁調査で判明いたしました不適正な事務処理のうち、平成19年度に係るものは、総務部では該当はございません。

以上、概要を御説明いたしました。各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、それぞれ関係課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○西野財政課長 まず、お手元の平成19年度決算特別委員会資料の1ページをごらんください。一般会計歳入決算の状況を御説明いたします。まず、県税の19年度決算額は1,003億4,569万6,000円で、前年度に比べ117億円余、13.3%の増となっております。地方消費税清算金の19年度決算額は211億4,261万6,000円で、前年度に比べて3億円余、1.6%の減となっております。詳細につきましては、後ほど税務課長が御説明いたします。

次に、2ページをごらんください。地方譲与税であります。決算額32億9,950万5,000円で、前年度に比べて179億円余、84.5%の減となっております。これは、主に所得譲与税の廃止に伴うものでございます。その次の地方特例交付金であります。決算額8億5,656万2,000円で、前年度に比べて3億円余、61.0%の増となっております。これは、平成19年度に児童手当のさらなる制度拡充が行われたことなどに伴う増加によるものでございます。次の地方交付税であります。決算額1,892億5,350万1,000円で、前年度に比べて約9億円、0.5%の増となっております。これは、特別交付税では特殊事情分等の減によりまして、4億円余減額となりましたが、普通交付税では基準財政収入額の減に伴い、交付額が13億円余増加したことによるものであります。分担金及び負担金であります。決算額28億5,167万9,000円で、前年度に比べて6億円余、17.8%の減となっております。これは、港湾建設事業費負担金の減などによるものであります。

3ページをごらんください。国庫支出金であります。全体では25.7%の減となっております。内訳ですが、総務費委託金は選挙費の増により180.5%増であります。災害復旧費関係の負担金や補助金が大幅な減となったため、国庫支出金の合計で290億円余の減額となったものであります。次の財産収入であります。決算額18億9,637万1,000円で、前年度に比べて5億円余、43.4%の増となっております。これは、主に県有財産の売却によるものであります。繰入金であります。決算額182億7,833万8,000円で、前年度に比べて76億円余、72.1%の増となっております。これは、県債管理基金等の基金取り崩しの増等によるものであります。

次に、4ページをお開きください。県債であります。決算額681億1,830万円で、前年度に比べて147億円余、17.8%の減となっております。これは、災害復旧費、土木費、農林水産業債等の減によるものであります。

次に、5ページをごらんください。収入未済額の状況についてであります。19年度の収入未済額は、県税や諸収入など合計で32億5,502万2,000円となっております。調定額に対する割合は0.58%となっております。収入未済額は、昨年度と比べ全体で3億8,966万9,000円増加しております。これは、県税の収入未済額の増加などが原因であります。今後、整理計画を立てまして、積極的に収入の確保を図らなければならないと考えております。

次に、6ページをお開きください。県債残高は、前年度から27億2,600万円減少し、9,146億7,300万円となりました。県債残高が前年度より減少したのは、今回が初めてであります。また、折れ線グラフにありますとおり、経常収支比率が悪化しており、公債費負担比率は近年、減少しているものの、財政運営の硬直性が高い状況でありまして、引き続き、財政改革に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、資料かわりまして、19年度主要施策の成果に関する報告書であります。2ページでございます。歳入決算の概要につきましては、先ほど資料により説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、3ページをごらんください。歳出決算の概要についてであります。まず、款別についてであります。合計欄をごらんいただきますと、平成19年度の歳出決算額は5,517億6,769万8,000円、対前年度比で見ますと、7.2%の減となっております。特徴という部分をごらんく

ださい。主なものを御説明いたします。民生費は、身体障害者療護施設整備事業等の減があったものの、自立支援医療費、介護給付費・訓練等給付費、老人医療費支援事業、障害者自立支援強化事業、児童養護施設等整備事業等の増によりまして、前年度比1.9%の増となっております。農林水産業費は、就農支援資金貸付金等の増があったものの、緊急治山事業、強い産地づくり対策事業、地域食料関連リサイクル等普及推進事業、ふるさと農道緊急整備事業等の減により、前年度比13.7%の減となっております。土木費は、河川激甚災害対策特別緊急事業や公共交通安全施設事業の増はあったものの、公共砂防事業、公共道路新設改良事業、地方道路交付金事業の減等により、前年度比10.1%の減となっております。災害復旧費は、公共土木災害復旧、林道災害復旧、港湾災害復旧等の減により、前年度比67.4%の減となっております。

次に、4ページをお開きください。歳出決算の性質別の状況であります。特徴という部分をごらんいただきますと、まず、義務的経費は、人件費が退職手当の増等により前年度比0.1%の増、公債費が一般単独事業債償還額等の減により前年度比1.7%の減となり、全体では前年度比0.1%の減となっております。投資的経費は、普通建設事業費が前年度比12.8%の減となり、そのうち補助事業費は13.1%の減、単独事業費は20.1%の減となっております。また、災害復旧事業費が前年度比67.4%の減となり、全体では前年度比23.8%の減となっております。その他の経費は、補助費等が前年度比2.0%の増、維持補修費が0.2%の増となっております。また、積立金が前年度比24.4%の減、投資及び出資金が前年度比95.9%の減となり、全体では前年度比2.1%の減となっております。以上です。

○後藤税務課長 県税の決算状況につきまして御説明を申し上げます。

委員会資料の7ページをお願いいたします。平成19年度の県税歳入決算につきましては、最終予算額1,001億8,500万円に対しまして、調定額が1,030億4,241万8,000円、収入済額が1,003億4,569万6,000円となっております。収入済額の前年度比は113.3%であります。最終予算額に対しましては、1億6,069万6,000円の増であります。不納欠損につきましては、2億3,936万1,000円、収入未済額は24億6,088万7,000円となっております。徴収率につきましては、97.4%、昨年度より0.1ポイント上昇しております。

各税目ごとの増減につきまして御説明を申し上げます。委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。増減の欄であります。18年度に比しまして117億7,292万7,000円、13.3%の増であります。主な税目につきまして、1億円を超えるものについて御説明申し上げます。まず、県民税のうち個人県民税につきましては、18億990万5,000円の増となっております。これは、所得税から住民税への税源移譲の影響によるものであります。利子割県民税は1億6,880万2,000円の増となっております。日銀の金利の引き上げによりまして、銀行預金利子が増加したことによるものであります。法人事業税は1億2,754万円の増となっております。これは、製造業等の企業収益が堅調に推移したことによるものであります。不動産取得税は4億5,609万2,000円の増となっております。これは、税額が1,000万円を超える大規模建築等の新規取得分の増によるものであります。次の自動車税につきましては、2億600万5,000円の減となっております。自動車登録台数の減少によるものと考えております。自動車取得税につま

しては、2億9,641万8,000円の減となっております。販売台数の減少によるものと考えております。軽油引取税につきましても、3億7,434万2,000円の減となっております。消費数量の減少によるものと考えております。地方消費税清算金につきましても、消費税の申告につきましても、事業者が本店等の所在地に支店等を含めて一括して申告しておりますので、地方よりも大都市に集中しております。その地方消費税を各都道府県の消費に合わせて配分するために、各都道府県間で清算しております。19年度は、前年度に比べまして3億3,346万6,000円、1.6%の減となっております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。収入未済額の状況であります。県税は、18年度と比較いたしまして約2億6,600万円の増であります。未済額の主なものにつきましては、個人県民税の16億9,423万円で、全体の68.8%を占めております。前年度よりも約6億円の増となっております。これは、税源移譲によりまして、調定額の増に伴うものであります。自動車税、不動産取得税、法人事業税につきましては、それぞれ前年度より減少しております。以上でございます。

○馬原総務課長 総務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

総務課分は決算特別委員会資料の10ページから11ページまでとなっております。11ページの下の欄に総務課の計を記載しております。予算額14億8,428万9,000円、支出済額14億5,874万9,210円、翌年度繰り越し500万円、不用額2,053万9,790円で、執行率は98.3%となっております。

不用額でございますが、10ページの(目)文書費の不用額が134万5,991円となっております。この主なものは、節の欄の委託料で総合文書管

理システム管理委託に要する経費等の執行残でございます。

次に、11ページの(目)財産管理費の不用額でございますが、1,647万1,276円となっております。その主なものとしまして、節の欄の需用費848万2,814円と役員費356万8,495円でございます。これは組織改正に伴いまして、本庁各課・室、それから出先機関等の施設改修経費及び移動経費等の執行残でございます。また、委託料419万6,334円についてでございますけれども、これは庁舎管理に要する経費等の執行残でございます。

次に、(目)県有施設災害復旧費の不用額が245万3,390円となっております。災害復旧につきましては、19年度は、台風4号及び5号等により被災した県有施設の災害復旧工事によるものがございますが、その後の突発的な災害に備えて予備費として残しているものがございます。なお、繰越額が500万円になっておりますけれども、これは、総合農業試験場亜熱帯作物支場の圃場のり面及び道路の復旧工事につきまして、工法の検討等に日時を要したことにより繰り越したものでございます。

次に、監査における指摘・要望事項として、お手元の平成19年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書において意見がございました。

審査意見書の55ページをお願いいたします。1の(1)宮崎県土地開発基金に関する意見でございます。3の審査の結果及び意見でございますが、「近年、基金の活用実績がない状況にある。今後の基金の活用の見込み等を的確に把握したうえで、基金の必要性及び規模等について、検討を行うよう要望する」という意見でございます。土地開発基金は、公用もしくは公共用に

要する土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置された基金でございます。平成14年度以降は土地を先行して取得する事業がなく、当基金の活用がなされていないところでございます。今後、意見を踏まえまして、基金としての役割や財政状況等を勘案しながら、基金の必要性や規模等について検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

総務課は以上でございます。

○岡村人事課長 人事課の歳出決算の状況につきまして御説明させていただきます。

決算特別委員会資料の12ページをお開きください。人事課の計は、予算額61億7,281万5,000円、支出済額61億3,514万5,604円、不用額3,766万9,396円で、執行率は99.4%となっております。

目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。初めに、(目)一般管理費につきましては、3,547万1,570円の不用額となっております。主なものとしては、職員手当等の3,458万9,226円でございます。これは、各課で予算計上している時間外手当が当該年度の業務の都合により不足する事態になった場合の調整費を当課で計上し、配分を行っていますが、その執行残でございます。理由でございますが、18年度においては、御承知のとおり、1月から2月にかけて発生した鳥インフルエンザの防疫業務に取り組んだ際に、多くの時間外勤務手当が必要となりました。そのため、19年度におきましても、そのような不測の事態が年度後半に発生した場合に備え、予算対応しておりましたが、結果的にはそのような事態が発生しなかったため、不用額となったものでございます。

次に、(目)人事管理費につきましては、219万7,826円の不用額となっております。主なもの

として、旅費の不用額が130万9,710円でございますが、これは、海外派遣研修者等の旅費について不用額が生じたことなどによるものでございます。なお、目の執行率が90%未満のものはございませんでした。

また、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項等はございません。以上でございます。

○加藤行政経営課長 行政経営課の歳出決算の状況について御説明いたします。

行政経営課分は決算特別委員会資料の13ページでございます。行政経営課計は、予算額1億3,516万7,000円、支出済額1億3,266万7,837円、不用額249万9,163円で、執行率は98.2%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものとしましては、(目)文書費で不用額189万1,012円、執行率86.7%となっております。その主なものは、(節)需用費でございますが、これは県公報発行経費でございますが、年度末の条例改正等に伴う県公報の印刷枚数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。以上でございます。

○西野財政課長 続きまして、財政課の歳出決算の状況について御説明いたします。

財政課分は、決算特別委員会資料の14ページから16ページまでとなっております。財政課の合計は、予算額916億7,365万6,078円、支出済額911億125万256円、不用額5億7,240万5,822円、執行率は99.4%となっております。

このうち執行残が100万円以上の目が4件ございます。各費目について御説明いたします。14ページに戻っていただきまして、(目)一般管理費でございます。予算額15億2,525万7,000円、

支出済額13億1,118万838円、不用額2億1,407万6,162円、執行率は86.0%となっております。一般管理費には、各課の共通経費や財政課の事務費を計上しております。共通経費と申しますのが、例えば県税や国庫補助金など県で収納した歳入につきまして還付が生じた場合など、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費につきまして、財政課で予算を一括計上して、支出が不用になった都度、分任して対応することにしております。これらの規模につきましては、年度末までの所要額を見込むことが困難でありまして、また高病原性鳥インフルエンザの発生など不測の事態に備える必要があることから、年度末まで予算を計上しておりましたため、結果として不用額が生じたものでございます。

次に、15ページの(目) 財政管理費でございます。予算額876万9,000円、支出済額646万3,091円、不用額230万5,909円、執行率は73.7%となっております。財政管理費は、財政課の業務執行に係る事務費を計上しておりますが、全国宝くじ事務協議会分担金につきまして、不用額が生じたものでございます。

次に、(目) 利子でございます。予算額162億7,286万8,000円、支出済額160億32万2,685円、不用額2億7,254万5,315円、執行率は98.3%となっております。これは、銀行等引受債について、金融機関との交渉金利により利子支払いが少なくなったことから不用額が生じたものでございます。

次に、16ページの(目) 予備費でございます。これは、年度途中における不測の事態により予算外の支出が生じた場合などに対処する経費であります。当初予算額で1億円を計上し、このうち1,749万3,922円を充用いたしました。その結果、予算現額が8,250万6,078円となり、不用

額となっております。充用した主な内訳は、県有車両による交通事故などの損害賠償金、管理運営瑕疵事故等の損害賠償金、訴訟等に伴う弁護士に対する着手金及び謝金、その他行政運営経費等への充用でございます。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございませんでした。以上でございます。

○後藤税務課長 税務課の歳出決算状況につきまして御説明を申し上げます。

17ページ、18ページであります。税務課計は、予算額275億3,007万7,549円、支出済額275億152万5,324円、不用額2,855万2,225円、執行率99.9%となっております。

このうち、目の執行残が100万円以上のものが2件、執行率が90%未満のものが1件ございます。その費目について御説明申し上げます。17ページをお願いいたします。(目) 財産管理費でございます。予算額472万2,000円、支出済額406万2,684円、不用額65万9,316円、執行率86.0%となっております。これは、宮崎県税・総務事務所分室庁舎の維持管理費に要する経費の執行残によるものであります。

(目) 賦課徴収費でございます。予算額30億5,819万1,000円、支出済額30億5,186万5,618円、不用額632万5,382円となっております。これは、7つの県税・総務事務所において使用いたします納税通知書等の様式に係る印刷経費や郵送料などの執行残によるものであります。

次のページをお願いいたします。諸支出金の配当割交付金でございます。予算額3億4,140万1,000円、支出済額3億1,995万7,000円、不用額2,144万4,000円となっております。配当割につきましては、株式の配当などに課税される県民税であります。その税収の59.4%を市町村

へ配当割交付金として交付するものであります。見込んでいました県民税配当割の税収が少なかったことによりまして、不用額が生じることとなったものであります。

次に、監査意見書における指摘・要望事項はありませんが、歳入歳出決算審査意見書におきまして、審査意見がありましたので、御説明を申し上げます。

別冊になっております平成19年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の5ページをお開きいただきたいと思っております。4の収入の確保についての

(1) 県税収入の確保についてであります。「個人県民税については、税源移譲に伴い収入未済額も増加していることから賦課徴収を行う市町村とより一層連携を密にして、各市町村の実情に即した支援策を進めるなど、効果的な徴収対策を講じられるよう要望する」との御意見でありました。個人県民税につきましては、徴収対策会議や徴収実務研修など従来の取り組みに加えまして、19年度からは、税務職員の併任人事交流制度を創設いたしまして、県税職員の市町村への派遣や、市町村職員を県税事務所に受け入れるなど、市町村と一体となった徴収体制の充実に努めているところであります。今後とも、市町村との連携を一層密にしまして、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○四本市町村課長 市町村課の平成19年度決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の19ページから22ページまでが市町村課分でございます。22ページの一番下が市町村課の合計となっております。予算額が41億3,250万1,000円、支出済額が41億2,880万4,798円、不用額が369万6,202円となっております。執行率は99.9%でございます。

。翌年度への繰り越しはございません。

目の執行残が100万円以上のものが1件ございますので、御説明いたします。19ページをごらんください。(目)市町村連絡調整費でございますが、不用額150万3,733円となっております。これは、市町村課の事業運営に伴う需用費、旅費などの節約による執行残でございます。なお、執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成19年度主要施策の成果に関する報告書の市町村課のインデックスのところ、47ページでございますが、お開きください。1の1)の個性を生かした地域づくりについてであります。主な事業といたしまして、まず市町村合併支援事業であります。旧合併特例法のもとで合併しました6市町村に対しまして、6億8,650万円の市町村合併支援交付金を交付し、合併に伴う生活防災道路の整備や小中学校の施設整備などに対する支援に努めたところであります。

また、新市町村合併支援事業といたしまして、シンポジウムや市町村合併推進構想説明会の開催等により、合併に関する情報を県民に広く提供し、合併機運の醸成を図るとともに、合併新法下で合併した延岡市に対しまして、1,180万円の市町村合併支援交付金を交付し、新たなまちづくりの支援を行ったところであります。さらに、合併協議会への補助といたしまして、5市町村に対して補助金を交付し、協議会の円滑な運営に対する支援を行ったところであります。

次に、元気市町村支援資金貸付事業であります。災害防災対策や行財政改革など、市町村の当面する課題の解決に向けた取り組みを支援するため、17の市町村に対し59件、9億6,840万円

の無利子貸し付けを行ったところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

市町村課の説明は以上でございます。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センターの歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。総務事務センター分は23ページから24ページまでとなっております。24ページの最後に総務事務センター計がございます。予算額が8億2,849万1,000円、支出済額が8億2,510万375円、不用額が339万625円、執行率は99.6%となっております。

目の執行率が90%未満のものはございませんけれども、23ページの人事管理費でございます。この目におきまして執行残が148万3,713円となっております。この主なものは、県の補助で県職員互助会が実施した人間ドック事業や定期健康診断の2次健診において見込みより受診者が減少したことなどによる執行残でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○武田危機管理課長 危機管理課の歳出決算の状況について御説明いたします。

危機管理課は決算特別委員会資料の25ページから26ページまでとなっております。危機管理課の計は、予算額3億5,309万6,104円、支出済額3億5,102万1,583円、不用額は207万4,521円で、執行率は99.4%となっております。

次に、不用額でございます。25ページの(目)防災費の不用額が196万円余となっておりますけれども、主なものは旅費の66万円余でございます。まして、防災士研修講座受講に係る旅費について、福岡での開催予定でありましたけれども、宮崎

で行われたための執行残でございます。その他の目につきましては、執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、平成19年度の主要施策の成果についてでございます。

主要施策の成果に関する報告書の48ページをお開きください。1の安全で安心な暮らしの確保の1)危機管理体制の強化についてであります。まず、施策の目標でございますが、県民の防災意識の高揚や、自主防災組織・防災ボランティアの育成に取り組むとともに、関係機関との連携強化などにより、自然災害を初めとする多様な危機事象に迅速に対応するため、危機管理体制の強化に努めたところでございます。

次に、施策推進のための主な事業及び実績であります。まず新規事業といたしまして、宮崎県防災の日推進事業に取り組みまして、昨年の5月27日に、延岡市、日向市及び門川町の2市1町におきまして、83機関、2,300人の参加で総合防災訓練を実施したところであります。

また、24時間防災ウオッチ・情報伝達システム運営事業に取り組み、県庁内において24時間災害監視体制の確立を図るとともに、県民に対しまして、メールによる防災情報や気象情報、防犯情報を提供するサービスを行ったところであります。

そのほか、災害時の情報の孤立化解消を目的とした衛星携帯電話の整備を図る災害時情報連絡手段整備事業や、自主防災組織リーダー研修会の実施や、防災士の育成を図る自主防災組織活動強化事業に取り組んだところでございます。

49ページでございます。国民保護推進事業について、宮崎県国民保護計画の改正及び啓発用パンフレットを35万部作成し、各家庭に配布し

たところであります。

施策の成果等でありますけれども、①の総合防災訓練について、多数の防災関係機関との一層の連携強化が図られるとともに、県民の防災意識の高揚が図られたというふうに考えております。②の宮崎県防災の日の推進につきましても、各種広報媒体を活用して普及促進と防災意識の啓発に努めてまいりましたけれども、今後もさらに効果的な普及啓発に努め、自助・共助の重要性を県民に訴えていきたいと考えております。また、③や④にありますように、24時間防災ウオッチ・情報伝達システムや国民保護に関する取り組みについては、おおむね想定した成果を上げたところですが、引き続き、危機管理体制の強化につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。

私からは以上でございます。

○川野消防保安課長 消防保安課でございます。当課の歳出決算状況について御説明します。

決算特別委員会資料の27ページをお開きください。まず、消防保安課の計でございますが、28ページの一番下の欄をごらんください。予算額5億2,804万円、支出済額5億1,346万9,475円、不用額は1,457万525円で、執行率は97.2%となっております。

次に、不用額について御説明します。27ページに戻っていただきまして、まず(目)防災総務費でございます。不用額が1,099万円余となっておりますが、主なものは、需用費の254万円余と負担金及び交付金の604万円余でございます。需用費につきましては、防災無線や防災救急ヘリの維持修繕に係る執行残、負担金及び交付金につきましても、防災救急ヘリコプター管理運

営協議会の負担金の減額及び市町村等に対する消防防災施設整備補助金の執行残等でございます。

次に、(目)消防連絡調整費でございます。不用額が293万円余となっておりますが、主なものは委託料の81万円余でございます。消防設備士・危険物取扱者の免状交付に伴う執行残でございます。その他、旅費、需用費につきましても、節約に伴う執行残でございます。

その他の目につきましても、執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の50ページをお開きください。1の安全で安心な暮らしの確保の1)危機管理体制の強化についてであります。まず、施策の目標でございますが、消防対策の充実や産業保安の確保を図るとともに、防災情報の提供や防災関係機関との連携強化を図るなど、危機管理体制の強化に努めたところであり

ます。次に、施策推進のための主な事業及び実績であります。主なものについて御説明いたします。まず、総合情報ネットワーク設備更新事業であります。防災行政無線設備のシステムを管理運営し、国や市町村、防災関係機関との災害連絡体制の維持を図ったところであり

ます。次に、航空消防防災管理運営事業であります。防災救急ヘリ「あおぞら」を運航しております。19年度中の緊急運航出動回数は92件ということで年々増加しているところでございます。

次に、消防指導であります。消防団員の確保や活性化を図るため、ふるさと消防団パワフル21事業としまして、ラッパ隊フェスティバルや消

防団員意見発表等を内容とする消防大会を開催するとともに、新聞等を活用した県民への広報啓発を行ったところでございます。また、救急業務の高度化や増大する救急需要に対応するため、救急救命士の養成に取り組んでおりまして、19年度末現在における救急救命士の総数は218名となっております。

次に、予防指導につきましては、火災による災害や危険物の事故の未然防止を図るため、消防設備士や危険物取扱者に対して新しい知識や技能の習得のための講習を行ったところでございます。

次のページでございますが、消防防災力強化促進事業につきましては、市町村が実施します消防用資機材や耐震性貯水槽、消防防災用車両等の整備に対して補助を行い、消防力の強化に努めたところであります。

次に、施策の成果等でございますが、①の総合情報ネットワーク設備更新につきましては、適正な管理を行い、災害時における通信体制の確保が図られたと考えております。②の防災救急ヘリにつきましては、より一層の利用の増と運航の適正化を図り、危機管理体制の強化につながるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。③につきましては、消防団の活性化や消防職員・消防団員の資質の向上に向けて、さまざまな訓練や研修等を実施してきたところであります。④の市町村消防防災施設等整備につきましては、市町村等に対し補助を行い、整備促進を図ったところでありますが、引き続き整備を促進し、防災力の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。⑤の火薬類、高圧ガス及び電気の保安対策につきましては、残念ながら、漏えいガスによる高圧ガス関係事故が2件発生したところでございます。今後と

も、県民の安全性の確保のため、業者に対する指導監督、研修を行い、保安の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘・要望事項はございません。

消防保安課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○外山主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様からの質疑がございましたらお願いいたします。

○米良委員 質疑というよりも財政課長に1つだけ。特別委員会の資料の中で歳入についていろいろ御説明がございましたが、前年度と比較しました収入財源、全体で439億円減という報告がございました。その中で、特に県税収入というのが、117億、所得税から住民税への移行による増という話もありました。具体的には、国庫支出金で言いますと、290億という大きな減があるわけですが、その中で特に、治山、林道災害が減ったという話もありますけれども、これからの、特に地方譲与税に限って言いますと、179億というのがあるんです。将来にわたるこれに対する一つの見方、考え方がどう変化していくのか、国絡みのことであろうと思えますから、その辺を教えてくださいませんか。

○西野財政課長 歳入の減、とりわけ地方譲与税の減というものでございますが、19年度は特殊な事情がございまして、委員御指摘のとおり、個人住民税が約107億円、三位一体改革の関係で税源移譲が行われました。それに伴っての増が約107億円でございます。一方で、委員御指摘の地方譲与税の減でございますが、それに伴いまして、所得譲与税、すなわち平成16年度からの三位一体改革による税源移譲のためのつなぎの措置といたしまして、所得譲与税の廃止に伴

いまして、約180億円減少しております。つまり、税源移譲に伴いまして、県税が107億円増加したものの、暫定措置であります譲与税が180億円減少しておりますので、差し引き約73億円減少したというのが三位一体の改革に伴う税源移譲の効果でございます。

その結果、今後の見通しということでございますが、今後とも、個人県民税につきましては、当然税収の確保に努めるべく徴収率の向上等に努める必要があるかと思っておりますが、一方で三位一体の改革の結果、本来移譲されるべきものが、恐らく都市と地方の格差といったものが影響して、本県のように、特に地方につきましては、期待される税源が来なかったということであろうかと思っております。そうした場合、大切になってくるのは、都市と地方の偏在と申しますか、必要な財源を財源調整するはずの地方交付税でございます。この地方交付税につきましても、三位一体の改革で全国ベースで5.1兆円、本県で見ますと、約3年間で350億減少したところであります。まずは、その復元、あと、交付税の本来果たすべき財政調整機能、財源調整機能、そういったもののしっかりした確保を国に働きかける必要があると考えております。

○米良委員 ありがとうございます。一方では、所得譲与税なるものの廃止によってそういう状況が出てきたということではありますが、今、話がありました地方交付税は、だんだん算出の方法が変わってきたと思っておりますけれども、これが減ると私は心配していたんですが、決算でいきますと8億9,000万円ふえたという背景が出ておるわけですが、これらに対する将来的な地方交付税の見通しと申しますか、本県のような自主財源の乏しい県は、それらに対する手当てというのはこれから大きく変化していくものでは

か。どうなんですか。

○西野財政課長 地方交付税、まず19年度の状況でございますが、全国的には前年度比で減少でございました。全国ベースでは前年度比4.6%減少でございましたが、本県につきましては、前年度比プラスになったところでございます。これは、先ほどの税源移譲の効果が大きいと思われませんが、まず所得譲与税の廃止ということで、若干技術的な交付税の算定の話になりますが、交付税というのは、基準財政需要額と基準財政収入額との差ということで、財源不足額を調整するものということは御案内のとおりだと思いますけれども、基準財政収入額というものに所得譲与税というのが100%算入されておりました。それが180億円の減という大きな減少になったものですので、結果的に基準財政収入額が落ちまして、それで本県における財源不足額がふえたということによるものでございます。

今後の見通しでございますが、非常に厳しいものがあるかと危惧しております。と申しますのも、まず国の概算要求の段階、総務省から財務省に概算要求を行う段階におきまして、前年度比で全国ベースで6,000億円の減というような状況でございます。それはあくまでも概算要求でございますので、今後の地方全体の税収など財源不足額がどれくらい出てくるのかということになるかと思っております。ただ、昨今の景気の低迷、後退、それに伴いまして、交付税の原資であります国税5税、所得税など原資自体が減るということでございますので、交付税の総額の確保というのが見通しとしてはやや厳しいものがあるかと思っております。しかしながら、地方における財源不足は年々拡大している状況でもございますので、そこはしっかり総額を確保していただけるように、今後、地方財政対策、

財務省との協議というのが活発になってこようかと思えますけれども、その中でも、知事初め、積極的に総額の確保というものを働きかけていきたいというふうに考えております。

○中野一則委員 私はこの委員会は初めてなのですが、総務部長にお尋ねしますが、総務部は全部で9つの課があるんですが、主要施策の成果に関する報告書には、市町村課と危機管理局だけしか載っていないんです。我々に報告するような成果はなかったということですか。県民政策部は9つ、課室があるけれども、全部書いてあるんです。

○山下総務部長 主要施策の成果に関する報告書で取り上げておりますのは、県の施策に係る分についての御説明でございまして、いわゆる施策的な事業について総務部で扱っている分がこの報告書に掲上してある分でございます。その他、行政経営課あるいは人事課、総務事務センターとかいうところは、言うならば恒常的な事業をやっている、打ち出してどれか施策をとという意味ではございませんので、こういった形になっておるところでございます。

○中野一則委員 この成果は、地方自治法の第233条第5項の規定に基づいて成果を説明すると、はしがきに載っているんですが、総務部は該当しないということですか。

○山下総務部長 基本的に総務部は、言うなら、兵たん部分を所管しているところでございます。県庁内の組織が人的にも物的にもうまく回転するよというものが、大まかに言えば総務部の立場でございます。所管しているもので例えば危機管理とかいうのは、これは施策として県民向けの施策がやはり大きいということで、この主要施策に掲上しているものでございます。

○中野一則委員 わかりました。

次に、個人県民税、徴収率93.7%であります。監査委員の指摘の中でも、市町村と一層連携を密にして、市町村の実情に即した支援策を進めるよう要望すると指摘されておりますね。30市町村の中で目に余るような徴収率の悪い市町村というのがあるわけですか。県民税は市町村民税と一緒に徴収する仕組みになっておりますね。市町村が一生懸命してくれないと、県民税も入らないということになると思うんですが、目に余るよなと言うと言葉が失礼ですけども、93.7が平均ですから、これをうんと下回るよな市町村があるわけですか。

○後藤税務課長 93.7が平均でございますが、30のうち20が平均を超えております。10が平均を下回っているということでございます。一番徴収率が悪いところが87.8というところでありまして、あとは90%を超えております。

○中野一則委員 そこは連携が余りとれていないということとして理解すればいいんですか。

○後藤税務課長 今申し上げました最下位のところにつきましては、県とその市町村と併任交流人事を通じて今のところ取り組んでおります。

○中野一則委員 そういう市町村はどこというふうに、我々にこういう場では報告できないんですか。

○後藤税務課長 今申し上げたのは南郷町でございます。これは個人県民税ということでありまして、あとの税目はまた別であります。

○中野一則委員 南郷町ということですが、例年こんなに悪いんですか。

○後藤税務課長 16年度につきましては、それから下のところもございまして、合併によりまして、現在は南郷町が一番下になっております。

○中野一則委員 南郷町は例年悪いんですかと聞いたんですが。

○後藤税務課長 ここ3年、資料にある限りは今のような状態であります。

○中野一則委員 ちなみに、合併するんですが、日南市、北郷町はどうですか。

○後藤税務課長 日南市は93.9ということで15番目でございます。北郷町につきましては94.2、13番目です。

○中野一則委員 新市に期待したいと思うんですが、新市が困らないように、そういう地域も特別な指導を、連携をとってやっていただきたいと思います。すばらしい市町村もあるわけでしょう。100%近いようなところも、そういうところの例をちょっと。

○後藤税務課長 100%の市町村は西米良村と諸塚村でございます。日之影町が98.3、高千穂、五ヶ瀬、市の中では西都市が一番上でございます。

○中野一則委員 わかりました。

人事課にお尋ねしますが、12ページの説明の中で、旅費の不用額130万何がしがあったんですが、海外派遣に伴うものということでした。海外派遣する職員数は予定どおりであったのかということと、どこかで節約されたということなのか、それとも期間が短くなったとか、そういうこともあるんですか。

○岡村人事課長 派遣者は6名で同じでございます。ただ、旅費は、予算では1人63万となっていたんですが、実績の平均は約54万程度であったということでございます。場所は、具体的にはオーストラリア、ドイツ、米国とかさまざまですけども、実績として、結果として安い旅費でおさめたということでございます。

○中野一則委員 平均63万ということは、130万不用額があるということは、あと2人は追加して派遣してもいいことになりますね。宮日新聞

がいろいろやかましく言うのは、県議に対してやかましく言うわけですから、職員の皆さん方が見聞を広めるために、国際的な感覚を持ってもらうために、お金が余れば、積極的に追加してやるぐらいのほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

○岡村人事課長 海外短期研修のみの不用残は51万5,000円でございます。ほかの分もございまして、合わせてでございます、ですから1名にも満たないという状況ではございます。

○中野一則委員 51万で行けるとところに派遣してください。よろしくお願いします。

16ページ、行政経営課だと思うんですが、訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金ということですが、7件ほど裁判があったということですね。7件の裁判というのはどういう裁判で、着手金は何件なのか。謝金というのは成功報酬だと思うんですが、謝金は何件なのか。

○西野財政課長 訴訟等に伴う弁護士に対する着手金及び謝金でございますが、全部で7件ございまして、その内訳でございますが、着手金が3件、謝金が4件でございます。謝金の主なものでございますが、例えば不動産取得税賦課処分取消請求控訴事件というものがございました。これについての謝金です。着手金といたしましては、屋外広告物許可損害賠償事件というものがございました。

○中野一則委員 裁判になったものはすべて勝訴しているということになるんですか。

○加藤行政経営課長 19年度で終了したものが2件ございまして……。調べて、後ほど御説明でよろしいでしょうか。

○中野一則委員 逆にさかのぼりますが、11ページ、これは総務課だったか、先ほど災害復旧費のところであつち植物園云々と言われましたが、

青島の亜熱帯植物園のことですか。

○馬原総務課長 南郷町にあります亜熱帯作物支場でございます。

○中野一則委員 青島の亜熱帯植物園はどこが管理しているんですか。

○馬原総務課長 あれは県土整備部だと思います。

○中野一則委員 23ページの人事管理費のところでは職員健康診査の2次健診が減だから148万3,000円の不用額になったということでしたが、職員の健康管理、特に1次健診、2次健診、これは例年からすると、計画からすると、2次健診する人がかなり少なくなったというふうに理解すればいいんですか。

○柄本総務事務センター課長 県の法定の定期健康診断は毎年実施しているわけですが、1次健診におきましては、全員を対象にやっているとございまして、2次健診につきましては、1次健診で要所見、もう一回再検査をするべきという職員が例年出ますので、その職員を対象として2次健診を実施しております。2次健診につきましては、最終的に予算上は*1,024人を見込んでいたんですけども、そこまでいなくて2次健診で実際受診したのは818名ということございまして、主にこの差が執行残になったということございまして。

○中野一則委員 予定が1,024人でしょうから、2次健診の必要な方は818名であったということですね。

○柄本総務事務センター課長 具体的に申し上げますと、細かくなりますけれども、1次健診で2次健診に回ったほうがいい、もしくは診察を受けたほうがいいという人は、818名ではなくて、もう少し多いと思います。ただ、この中で一人一人ヒアリングした結果、既に治療中とか

通院中とかいう人につきましては、2次健診に回す必要はございませんので、その人分は落ちると思います。

○中野一則委員 2次健診をしなきゃならない人で、しなかったという人はいないんでしょう。

○柄本総務事務センター課長 私どもも一応、半強制的にお願いしているわけですが、通院中とか治療中という人は除きまして、どうしても業務の都合上受診できなかった人も中にはいたかと思えます。

○中野一則委員 その人は把握されているんですか。

○柄本総務事務センター課長 把握しております。

○中野一則委員 ぜひ検査をするように一生懸命やってください。職員をもって県政、行政をやっているわけですから、健康管理が一番ですから、よろしく願いしておきます。要望しておきます。

○鳥飼委員 説明資料の7ページの県税歳入決算の状況の還付未済額というのがありますが、少額ですけども、文字どおり読めばいいのかなと思いつつ、ちょっと御説明をお願いします。

○後藤税務課長 還付未済額についてであります。例えば法人につきましては、中間に予定申告がございまして、決算申告しまして、決算のほうが少なかったとなりますと、予定申告分からその分を差し引いた差額を返すということになります。そういうものが還付未済額ということになっております。自動車税にありますのは、自動車を抹消いたしますと、その残りの分が還付になります。その分がまだ受け取っておられないということでもあります。

※71ページに訂正発言あり

○鳥飼委員 それはどちらにしても還付しなくちゃならないわけですけども、将来的にはゼロになるということによろしいのでしょうか。

○後藤税務課長 将来は、還付いたしますので、ゼロになるということでもあります。

○鳥飼委員 歳入のところで何点かお尋ねをしたいと思います。5,564億ということで19年度の決算ですが、439億減額になっております。お尋ねをしたいのは、先ほどの中野委員のお話もありましたけれども、歳入歳出、財政の運営等については、確かに施策ではないんですけども、県民にしっかりそこを理解していただくということが非常に大事だと思っているんです。ですから、その解釈については、当局寄りと言ったら語弊がありますがけれども、もちろん県の立場で解釈をすればいいわけで、今後の見通しとかいうものもあって、そんな冊子も出ていたかなとは思いますが、そういうものが今からは必要になってくるのではないかと思うんですが、その辺について概括的にお考えをお聞きしたいと思います。

○西野財政課長 財政状況の現状や見通しについての県民への説明ということであろうかと思えます。我々、今後ますます厳しい財政状況を迎える中で、県民にもぜひ御理解いただきたいというふうに考えております。これまでも、県民にできるだけわかりやすい形で、決算、予算、そういったものをお伝えしようということから、毎年、「宮崎県の財政」という冊子を年2回作成して、公表させていただいておりました。また、お手元の例えば主要な施策の成果に関する報告書についても、財政状況等について端的にわかりやすい形でお示ししていたと思います。それとともに、今後の見通しということにつきましては、平成18年度末に中期見通しを公表いたし

まして、それで平成22年度、23年度の危機的な状況を見込んでおりましたので、それに対応した第2期の財政改革計画プログラム、そういったものを公表して、今、県庁のホームページ等でも公表しております。それらにつきまして、我々としましても、機会をとらえてわかりやすい形で県民に公表してございまして、引き続き、財政状況の現状や今後の見通しについて丁寧に説明してまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 手間はかかるかと思いますがけれども、それは法定じゃないから本当はしなくてもいいんですよということではなくて、わかりやすく、そういう努力をしていただいたほうがいいのではないかとこのように思います。

その観点で、例えば基金が平成7年ごろには1,500億、4つの基金があったと思っているんですけども、それが今この時点では、決算の始まる前、580億ぐらいですか。毎年、財政の中期見通しなり、行財政改革大綱2007でこういうふうな数字が出ておるわけですけども、年度当初に、基金取り崩しが何ぼですよと、こういうふうに崩れていきますので、いつなくなりますよというようにことで、それは大変だということになるんですが、前知事の場合も、前知事の計算でいけば、今はなくなっている計算なんですけれども、しかし、いろんなやりくりなりされてこられて、まだそうっていないということがございます。19年度で見ましたら、決算段階では150億の基金繰入金になっているのかなと。それから、開発事業資金のところ20億だったか、繰り入れをしていると。当初の貯金をこれだけ崩しますよ、年度末は200万崩します、だけど100万でよかったというふうになってきて、この差が結構あるというふうに思っているんで

す。これは後でもいいですけども、例えば16年度から5年間、当初は幾ら崩しますよということが年度末で結果的に幾ら崩して、その差額とか出てくるわけで、結局残高はこうなりますよというようなことになるわけで、そんな数字も、また後日でもいいですから、いただければと思っております。

一方で、県債の償還額が減額になったというふうな御説明が4ページにあったんですけども、義務的経費は、人件費が退職手当の増により前年度比0.8%の増、公債費が一般単独事業債償還額等の減により1.7%の減と書いてあるんですけども、これは例えば借りかえをやられたとか、そういうことではないんですね。その辺を御説明いただければと思います。借りかえについては厳しい規制がありますね。5%か6%で借りている分、現行の利子で言えば1%未満ですね。大変多額な金を何とか基金という国庫のところが徴収しているようなことで、現状に合わせてくれというようなことを地方が要望する。ところが、合理化をすれば、例えば病院の調理を民営化すれば認めますとか、そんな厳しい条件がついているんだと思うんです。これが書いてありますから、そういうもので減額となってきたのかなというこの質問です。

○西野財政課長 県債残高並びに発行額の減というものにつきましては、残高自体はまず減となっております。これは、過去、国の経済対策等によりまして、公共事業の追加などでそういった県債を追加的に発行することが多かったわけですけども、それが一段落ということで、交付税の代替財源となる特別な臨時財政対策債というものが年々増加してきたわけではありますが、それが平成18年度をピークに減少傾向がございます。それで残高自体というのが減少に転じた

と。また、19年度の県債発行の減というものは、大きく言いますと、17年度に発生しました台風14号の災害復旧が18年度で一段落し、18年度に比べると極端に減って、4ページにありますような、災害復旧経費のための県債発行の減に結びついているところであります。

御指摘の過去の高金利のときに借り入れを行いました県債の償還ということにつきましては、制度的には、御指摘の一定の条件のもとでの繰り上げ償還が認められておりますが、平成19年度には、対象となります7%以上の高金利というものの県債がほとんどございまして、3%以下のものが大半を占めておるところでございます。繰り上げ償還というのは、19年度分につきましては行っておりません。繰り上げ償還を行う必要がなかったということでございます。

○鳥飼委員 余りかみ合わなかったかなと思うんですけども、一応置くとして、もう一つ、19年度は150億の基金取り崩しということのようですけども、18年度の数字は持ち合わせておられますか。なければ後で結構です。

私が申し上げたかったのは、その数字を聞いてからでないといけないんですけど、18年度と19年度では、県債、借金をする分については150億ぐらい減になっているわけですね。貯金をいかにほど取り崩したのかなということで、財政運営にかかわることですけども、貯金を取り崩せば貯金はどんどんなくなるわけで、借金をしながらも一方でやるということで、各県、基金のないところも、ほとんどゼロのところもあるわけですね。このままでいけばというような、おどしと言ったら語弊がありますが、オオカミが来るぞ来るぞというふうなことで今いろいろ議論されていますので、その辺は財政運営のありようではないのかなという気がしまして、こうい

う質問をしたところです。

○西野財政課長 一方で借金を減らしながら、一方で基金を取り崩して、また年度内においても基金を積み立ててという、そういった関係であろうかと思えます。基本的に借金ということと言えますと、県債についてでございますけれども、県債の発行というのは、原則認められておりません。これは法律で決められておりました、発行できるものが例外的に定められております。まず、その趣旨としましては、借金というのが、毎年毎年の人件費とか経常的なものにつきましても、基本的に充てることは許されておられません。公共事業、道路、橋梁の建設であったり、将来的に住民に受益が及ぶ、それにつきまして世代間での負担を公平にしよう、そういった意味で、基本的に地方債、県債を発行できる、充当できるものについては、大まかに言いますと、将来的な世代にも受益が及ぶものに限定されております。したがって、例えば18年度と比べて災害復旧の事業が減りましたということで、災害復旧事業につきましても、地方債の充当が認められておるわけでございますけれども、そういったものが減ることで、自動的に減ると。つまり、借金というのは、収支不足、歳出が歳入の範囲内に追いつかないから赤字分を補てんするというものではありませんで、それにつきましては、借金でなく基金の充当によらざるを得ないというわけでございます。収支不足というのが最近拡大しております、基金の減り方も増加してきていると。そこで、22年度当初予算では非常に厳しい状態が見込まれる、そのような状況になっているところであります。

○鳥飼委員 理解としては、県債に充てられる、それができる分についてはすべて当てはめてやっていますよと、借りられる分はちゃんと借

りていますという方針でやっているという理解でよろしいですね。

○西野財政課長 我々も、まず毎年の一般財源、現金と言っていいと思うんですけども、現金がないということで、できるだけ将来世代まで便益が及ぶものについては県債を充当する、しかもできるだけ有利な形、交付税措置がしっかりあるとか、そういった形でできる限りの起債の充当に努めているところでございます。

○鳥飼委員 もう一つ、「預け」の問題ですけども、11月に部長の名前で会計検査院の報告というファクスをもらって、全協でもいろいろ説明がございました。結局、5,659万円、国庫に返還するということですけども、宮崎のような貧乏県でやりくり算段をしてきて事業が回ってきたという現実が一方であるわけです。確かに正すべきところは幾つかあったにしても、しかし、それ以外については、宮崎県の県民のために県の職員はやりくり算段をしてやってきたんだという、私は理解なんです。ですから、これだけ返しますと言われても、そんなはずじゃなかったでしょうと言いたいです。渡辺部長はいないですが、国庫から返還を命じられないように頑張っていくますというようなことを言っておられたものですから、話が違うじゃないかと、そんな思いなんです。部長の所見を聞いておきたいと思えます。

○山下総務部長 確かに調査を報告する時点とかでは、御指摘のようなところは、そういった思いは十分あったんだろうと思えます。ただ、現実には、佐賀県なり長崎県なりというところも同じような形で既にお返しになっている。しかもさらに、今回、新しい形で12県、いろいろ議論はあるんだろうと思えますけれども、という中で、本県の五千数百万、恐らくそれに加算

金が幾らかつくんだろうと思うんですけども、それを返さないというわけにはいかないのかなと思っております。

○鳥飼委員 結果的には返さないかんでしょうね。これだけ公になったわけですからね。しかし、私、何遍も去年の委員会でも言いましたけれども、古い児童相談所が雨漏りして、子供を一時保護をして、雨が漏る中で学習指導したり、卓球やレクリエーションをしたり、ぬれていいんですよということなんです。私、それはけしからん話だと思っているんです。そこでやりくりを、結果的に必要な金が措置されなかったから、こういう手段を選ばざるを得なかったということで、それは非常に意味があったと。雨漏りの中で、ぬれなくて子供たちを育てることができたということがあるわけですから、そこをしっかりと押さえてもらいたいのが一つ。

もう一つは、本庁におられた方については、懲戒処分はなされずに、出先でやりくり算段をさせられた職員だけが戒告なり実損を伴う処分を受けていったということもありまして、納得できないものを感じているんです。今度の預けの問題は、職員の側にも、自分たちのことだけ、自分の持ち分だけやっていたらいいんだ、それがコンプライアンスという、人事課が段取りをしてやっておられますけれども、行政のあり方を変えていったんじゃないかと私は思っているんです。本当はそうであってはならないと私は思っているんです。それを超えて議論をするときもあるし、超えて仕事をするときもあるし、行政というのは確かに法に基づいて規則に従ってやるわけですけども、人が生きていくことについて仕事をやっていくわけですから、人が倒れていれば助けるといようなことをやっていかざるを得ないということを根幹に置

いていただきたいなというふうに思っています。答弁は要りませんが、この問題というのは大きな問題を……。結局点数を上げたのは…、というような感じもしまして、私としては、行政運営をしていく上ではもっと別なやり方があったのではないかとこのように思っております。

○加藤行政経営課長 裁判費用の件でございます。先ほど7件ということでございまして、着手金が3件、謝金が4件でございました。4件のうち、知事が被告または原告になっている訴訟事件は1件でございまして、あと3件は県警本部でございまして、先ほど私が2件と言いましたのは、この1件の中身が裁判として2件に分かれておりましたので、2件と申し上げた次第でございまして、その分については、先方が取り下げましたので、勝訴という形でございまして。

○西野財政課長 先ほどの鳥飼委員へのお答えでございしますが、基金の実績の取り崩し額が、平成19年度で言えば、差し引き90億であったが、18年度については約17億4,000万ということでございました。これは、基金の取り崩しと、例えば決算で剰余金が生じまして、その2分の1相当を積み立てる、そういったものを通じて最終的に相殺した年度の額でございまして。

○柄本総務時センター課長 1点訂正させていただきます。中野一則委員の2次健診の受診者数の実績でございまして、1,024名が818名になったと申し上げましたけれども、1,024というのは当初の数字でありまして、2月補正後の数字は848、これから最終的に818になったということに訂正させていただきたいと思っております。

○外山主査 暫時休憩します。

午前11時51分休憩

午後1時1分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

○加藤行政経営課長 午前中の訴訟事件数について、再度御説明させていただきます。先ほど、知事が被告または原告となっている訴訟事件数が2件、3件が県警本部関係と申し上げました。県警本部関係につきましても、正確には、訴えの相手方が知事となっているものが2件、公安委員会が相手方となっているものが1件でございます。なお、結果は、勝訴が2件、請求の放棄が1件、ここに付きましても実質、勝訴というふうにとらえてよろしいかと思えます。

○外山主査 委員からの質疑を続けます。

○井上委員 収入未済額の状況についてお尋ねしたいと思えます。収入未済額の推移は、横に表もつけていただいているので大体理解できるんですけども、県内における地域差はあるんでしょうか。県税事務所ごとでも結構です。

○後藤税務課長 収入未済額につきましては、自動車税は満遍なく各事務所に課税されておりますので、これについては特に地域差はございません。ただ、法人事業税とか、そういうものが未済になりますと、かなり高額なものがありますので、事務所によって、そういうのが発生しますと未済額が大きくなるということでございます。

○井上委員 その地域差はありますか。

○後藤税務課長 宮崎県税・総務事務所が一番大きいということでありますので、額といたしましては、宮崎県税・総務事務所が一番大きいということでございます。

○井上委員 監査の報告書の指摘じゃないけれども、注意事項の中の、県税収入について、収入未済額は前年度と比較して増加しているというので、都城県税が挙がっているんですけど

も、これはどういう状況によるものでしょうか。

○後藤税務課長 都城県税事務所におきまして、法人事業税と不動産取得税、これは1,000万円を超えるものが発生しております、現在、倒産法人につきましては、倒産しているということで、破産管財人へ交付要求を行っております。不動産取得税につきましては、不動産の差し押さえを行いまして、ことしの10月に完納になっております。

○井上委員 まじめに払っている人たちもいて、だんだん払えなくなる人というのが、今後もそういうことが予想されるというか、景気が悪くなれば、そういうことは非常にあるわけですが、収入未済額を減らしていくための努力は、19年度として特別にこのことについてはやったというようなものが何かあるのかどうか、そこを教えてください。

○後藤税務課長 収入未済額の68%が個人県民税であります。これにつきましては、市町村が賦課徴収するということになっておりますので、県といたしましては、19年度から税務職員の併任人事交流で市町村のほうに職員を派遣し、また市町村の職員を県税のほうに受け入れるということで、市町村と一体となって取り組んでいるということですが、これを本年度も進めてまいりたいというふうに考えております。

自動車税につきましては、クレジット納税は20年にやりましたけれども、19年度につきましても、タイヤロックによる差し押さえとかインターネットによる公売とかいうことで、徐々に自動車税の徴収率は上がってきておまして、現年度課税分につきましては、99.0%ということでございます。ただ、1%未済になりますと、課税が40万台ございますので、4,000台は未済として残るということでございます。

○井上委員 不納欠損額には簡単には上げないと思うんですが、不納欠損額に上げる場合に、税務課として気をつけている部分というのとはどういうふうなことですか。

○後藤税務課長 不納欠損につきましては、地方税の時効が5年ということになっております。それから、財産がないとか、財産があっても差し押さえすることによって生活に困窮する、滞納者の所在、財産がともに不明という場合については、執行停止という措置をとれることになっております。執行停止が3年間経過いたしますと、消滅するということになりますので、催告、差し押さえ、財産があればそういう手段をとれますけれども、ない場合については執行停止の措置をして不納欠損になるということなんです。

○井上委員 市町村の職員との人事交流を含めて、できるだけ徴収率が上がっていくように、そしてまた、税の取り方についてもいろいろお互いが研究しながら進めていきたいということをおっしゃっておいりましたので、税金を払いたくないという人も多いわけですが、税金の徴収については一生懸命やっていただくようお願いしておきたいと思います。

次ですが、危機管理課にお尋ねしたいんですが、主要施策の成果に関する報告書の48ページの24時間防災ウオッチ・情報伝達システム運営、これについては高い評価をしておられるわけです。おおむね安定した成果を上げているというふうに言われておりますが、これについては、何か特別つけ加えるようなことはないというふうに理解していいんですか。

○武田危機管理課長 24時間ウオッチ体制でございますけれども、18年5月から運用開始しております。個々の運用状況を御紹介しますと、いろんな情報の収集、防災ですとか気象情報、

これが平成18年は133回であったわけですが、平成19年は216回の情報を休日夜間等で収集しているということです。また、職員を呼び出したり連絡をしたりということも、平成19年は28回、18年は37回でございますけれども、順調にいい体制で情報をキャッチしていただいているというふうに考えております。

○井上委員 実は、IT関係のソリューションの総合展に行くと、伝達システムというのが物すごく高度になってきているわけです。予算額というのが1,200万程度のことですから、なかなかそれを導入するというにはならないのかなというふうには思いますが、できるだけ伝達方法が隅々までいけるような、市町村も自分ところのお金ではなかなかそれはつくれないというのもあると思うんです。そういう点での研修みたいなものは、日々、何かの折に触れてそういうものに行っていたらいいかなと思うんですけれども、そういう研修とかに行かれたことはないのでしょうか。

○武田危機管理課長 過去に、いろんな防災情報等がそのまま市町村に直結するようなシステムの研修に、山梨県等に視察に行っておりますけれども、いろんな経費等で、なかなかそれが具体的に実現していないというようなところがございまして、今後いろんなシステムが委員おっしゃるようになりますので、研さんを重ねて、市町村のところまで直結していくように研修をやっていきたいというふうに考えております。

○井上委員 市町村が導入するという事は困難かもしれないんです。末端の1課に1つ、IP電話が必要だったりとか、そういうこともあるので、なかなか難しいかもしれないんですけど、一応そういう意味での情報収集はしっかり

やっていたらなというふうに思っています。どんどん機械的には高度になってきているんですけども、そういうことについての情報というのも危機管理課のほうでも受けとめておいていただきたいというふうに思います。

次は、自主防災組織率ですが、これは私の理解が悪いかもしれないんですけど、ずっと60から動かないという印象がしてならないんです。自主防災組織率のアップのために何か特別な取り組みをされたとか、市町村との動きを一緒にやったとか、そういうのはあるんでしょうか。

○武田危機管理課長 自主防災組織率についてですけども、平成19年は60%目標ということで、毎年2%ずつのアップで、平成22年、66%を目指しておるところでございます。平成19年の実績は59.8%ということで、ほぼ60%に近い数字にはなっておりまして、18年からしましたら約2%アップしているわけでありまして。

自主防災組織率をアップするために、自主防災リーダー研修ということで、地域のリーダーを育成しているというのが一つあります。これを数字的に言いますと、県内9会場でリーダー研修を行っておりますけれども、170名の地域の公民館長ですとかリーダーになれる方の研修を行っております。防災士機構という防災に関する専門のところがございますけれども、一定の試験を受けて資格を得るわけでございますが、15名、防災士を誕生させています。18年が10名に対して15名でありまして、研修を受けた人たちも、18年が154名に対して170名ということで、リーダーとなる方たちの研修を行っているところでもあります。そのほかに、各自治体をずっと回りまして、どういう実態になっているのかということをして直接、現場から話を聞きまして、いろいろ協議して、組織率のアップということ

でやっているところがございます。

○井上委員 私が行ける範囲ですので、中央を基準にしてというふうにお考えいただいても結構なんですけど、自主防災組織の防災訓練に呼んでいただけるものですから、そこに出かけていくわけですね。県北あたりから防災士の資格を持っていらっしゃる方が見に来られたりとか、お互い交流をやっていらっしゃるみたいですね。ところが、地元に戻って自主防災組織をつくりたいと思っても、自治会とうまくいかなかったりするらしいんです。自主防災組織の訓練をやっていらっしゃるところは、本当によくやっているわけですね。毎年必ず日にちを決めて、地域の消防署の人たちからの協力も得たりして、AEDの訓練とか、炊き出しまでやったり、よく訓練していらっしゃるんです。こういうのは、やり始めると、地域地域でつながっていくから、これはいいんですが、ないところについては、ずっと無関心のままと言ったらおかしいんですけども、なかなかそこに発展しないというのがあるんです。市町村との連携は、自治会がないところが特にその辺は難しいのかもわかりませんが、自治会の研修も含めて、そこにどうかして入り込んでいけるような手だてというのか、そういうのをつくられたほうがいいのかというふうに思うんです。そのためにも、確かに防災士の資格を取っていただくということは有効なので、これについては積極的に取り組みをして、少ない予算では物すごく効果のある事業だと思うんです。これをもっと浸透させていくということができないものか。それを積極的にやっていただくと、予算よりも効果のあるものとして、これはマル優の事業ではないかというふうに思うんですが、それについての今後の取り組みはどのようなふうにご考えていますか。

○武田危機管理課長 まさしくそのとおりでございまして、各市町村を全部回りまして、活発なところの自主防、あるいは形だけの自主防というところがあります。今度も全市町村を回りましたけれども、各首長さんたちにお願ひしたのは、自主防の組織をつくってくださいと。あなたの市町村はこのパーセントですよ、防災士は何名ですよと具体的な数字を行政のほうに示しまして、トップダウンじゃありませんけれども、意識をしっかりとっていただいて。各公民館長さんを集めまして、公民館長の規約を一回見てくださいますと、その中に自主防という防災の組織があるのかどうか、その付近を見ていただいて、なければ防災組織をつくってください、できればそういう組織があって、年1回ぐらい訓練を、消火器の訓練の初歩からでもいいから、やってくださいということで、熱っぽく訴えてきたところではあります。

ただ、行政も、一担当が幾つも業務を抱えているというところもありますので、そういうことから一担当だけでは大変でしょうから、その右手となる防災士もリーダー研修の中で出させていただいて、試験を受けさせて、そして地域の防災力が上がる意識啓発をする。組織はどうしてつくるんだと、そういったことを訴える防災士を育成してくださいということでお願ひしたところでありまして。

○井上委員 ぜひこれは頑張ってください。地域コミュニティーというのが壊れつつあるとか言われていますが、このコンセプトなら絶対にできるんです。つながれるんです。たかだか200万程度でお気の毒ですが、これは力を入れて頑張ってくださいと、いろいろなものが底上げになるのではないかとこのように思います。これは財政的なことから言えばマル優ではないかとい

うふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

もう一つは、防災救急ヘリについてお尋ねしたいんですが、防災救急ヘリを持ったことで私ども本当によかったなというふうに思っているんですけれども、現実には、救急患者だけの搬送というのはどのくらいの率であったんですか。

○川野消防保安課長 お手元の資料の50ページ、92件ということで19年度は実績が上がっています。その中で救急が54件、救助が30件、火災が4件、その他というのは広域応援ということで熊本とか大分に行ったものとか、そういうものになります。救急の中には、病院の転搬といひますか、かわったものもありますので、そういうのを含めたものが54件あると。救助については、山岳救助であるとか、トラック事故で落ちて救ったものとか、そういうのもございます。その他の4件のうち1件が、昨年、台風で日之影町見立地区が孤立したときに、1人、要救助者を移送した、そういうものが入っております。

○井上委員 ドクターヘリについての議論というのは議会でもいろいろされているんですけれども、宮崎県が財力が余りないので、いろいろなものが持てるかどうかというのはずっと議論しないといけないことなんですけど、防災救急ヘリの今の出動状況を見ていると、中にドクターが乗っていない、薬はないというのはあるけれども、その役割の何割かは果たしているというふうな理解ですか。

○川野消防保安課長 私どもとしては、防災救急ヘリという呼び方をしておりまして、防災プラス救急が入っているんだということで、ほかの県と違う特徴は、救急救命士が隊員8名中、現在3名いるということではないかと思ってお

ります。ほかの県の職員からも、「おたくはいいですね」というような話も承っているところがございます。

○井上委員 着地する場所というのがいろんな意味で必要になるわけですが、例えば病院から病院へ運ぶ場合に、出動してみても、着地が困難であるというような場所、ここが改善されるといいということは今まで起こったことはないんですか、おりられないということも含めてですか。

○川野消防保安課長 県内では、指定の着陸ヘリポートを90カ所前後、既に確保してございまして、それ以外にも、確保できる地点について毎年調査をいたしまして、年々ふやしているところがございます。病院におりられるというのが一番いいと思うんですが、なかなかそこまではできませんので、できるだけ近くのヘリポートということで、そして安全ということが一番重要になりますので、そういう観点から確保しているところがございます。

○井上委員 離着陸地を拡大するために、シミュレーションしてみたということはないんですか。はっきり申し上げて、ドクターヘリがなかなか持てないなら、防災ヘリがそれにかわるような形で何かができるための、離着陸を可能にする方法をシミュレーションされたことがあるかどうかということですか。

○川野消防保安課長 離着陸に関しましては、ある程度、航空法とかそういうので基準が定められております。例えば、40メートル四方ないといけないとか、ヘリコプターは上からおりるんじゃないかと、斜めにおりてきて斜めに上がりますので、そういった場合、周りに建物があるとか、送電線があるとか、そういうものについては無理でございますので、着地点の状況の調

査ということで、たしか200を超えるような数で県内をあちこち調査して、それによって、ここはA判定ということでおりられるとか、ここはC判定ということで無理だとか、そういうような調査を実施したことはございます。

○井上委員 県内では、地域的にどこが一番おりにくいというふうに……。救急も頭に入れてという意味です。

○川野消防保安課長 あくまでも手元にある範囲内でお答えいたしますと、例えば椎葉であったとしまして、椎葉の小学校がございすけれども、そこにおられるかということ、ここはC判定になっております。周囲に山があるため、使用不可能と。また、この場合は北側に送電線があるので、注意しておりなさいいけないとか、小学校のグラウンド等については、よく着陸場所になりますけれども、同じく椎葉の大河内小学校につきましても、狭くて、周囲が山のため使用不可能とか、そういった形で事細かに、先ほど言いましたけれども、400カ所程度をピックアップしまして、一応今みたいな形ですべて調査を行っているという状況でございます。

○井上委員 医師不足の解消も含めてそうだけれども、救急の搬送がスムーズにいくように、もっと精査したシミュレーションしていただいて、予算化する必要があるものについては率直に出していただけるといいかなというふうに思いますので、頑張ってくださいと思います。

実は東国原知事が就任されて衝撃的というよりか、どうするんだろうというふうに一番思ったのが、単年度の350億円の財源捻出というのを言われたわけです。平成19年度の決算するに当たって、350億、知事が言われるように財源の捻出というのは可能であったのか、できたのかということについてお尋ねしておきたいと思いま

す。

○西野財政課長 知事がマニフェストで掲げられた350億円の財源捻出ということにつきましては、第2期の財政改革計画におきまして、事業費ベースで18年度を基準として単年度350億円を見直すということで置きかえさせていただいております。これにつきましては、事業費ベースであるということ、スクラップ・アンド・ビルドも含めてということでございますが、それにつきまして、平成19年度の実績としまして、18年度と比べ325億円の見直しができたということを考えております。

○井上委員 ということは、結局、事業仕分け委員会とか、ああいうところで見させていただいて、仕分けした結果、325億財源の捻出ができたというふうに理解していいということですか。

○西野財政課長 見直しの内容でございますが、必ずしも仕分け委員会の結果というものでございまして、仕分け委員会では意見をいただきましたが、それはそれとして、一つの参考として見直させていただきました。見直しに当たっては、さまざまな議会での御審議、そういったものがあつたわけですけれども、そういったものだけでございまして、通常、ある事業があつたとしますと、原則、終期設定、つまり、いつ始めていつ終わるかというのをあらかじめ定めております。例えば、3年間の終期が来て、それについて内容を見直して新たに取り組む、または改善してさらに内容を精査、充実させるといったものもございまして、そういったものをろもろ含めまして、19年度は325億円見直したということでございます。

○井上委員 これは、人件費の削減とか、そういうものは一切入っていないというふうに、単なる事業ベースだけだというふうに理解してよ

ろしいんですか。

○西野財政課長 人件費の見直し分も含めてということでございます。

○井上委員 事業ベースでこれほどの金額が削減できるということは、今までずっと無駄な事業をしていたというふうに理解するべきなのか。それとも、工程表を早めた。今回の総括質疑のときの知事の答弁を聞いていると、7割方順調にいらっていると。工程表に照らし合わせてうまくいっている、全体的に19年度うまくいったんだというふうに、何度も答弁の中で言っておられましたが、そういうことを考えると、325億、財源の捻出ができたということは、事業の中に無駄な事業みたいなのがすごくあつたというふうに理解するべきことなんですか。

○西野財政課長 19年度、325億円を事業費ベースで見直したということでございますが、これは、先ほど申し上げましたように、スクラップ・アンド・ビルドという、ビルドまで含んでということでございます。例えば、1,000万円の事業が終期を迎えたとすると、翌年度ある課においては、1,000万円であつた事業費が900万円であつたり、例えば1,100万円であつたり、それを事業の見直しと位置づけさせていただいています。事業の見直しの結果、1,000万円の事業なら1,000万円の事業が全くなかった、それだけ財源が捻出できたということには必ずしもなりません。見直しはするんですが、引き続き、新たな財政需要に対応する、その事業を形を変えて実施する、そういったこともありますので、必ずしも財源の捻出というところには、厳密な意味で言いますと、なかなか言えない。ただ、3年たつてその事業を見直したときに、また新たな形で財政需要を見出して、それに措置する、そういったものはございまして、そういった意味では、

事業の見直しというふうに位置づけさせていただいています。したがって、我々、従前やっていた事業、見直しさせていただいた事業が無駄であるとは考えておりませんで、いずれにしましても、議会で御審議いただいて、監査のチェックもいただいている。そういったいろいろチェックもさせていただいておりますし、我々としても、単年度で見直しさせていただいていますので、そういった御懸念は当たらないのかなというふうに考えております。

○井上委員 325億の財源捻出ができたということは、この325億の別の使い道、捻出できた財源の使い道というのは、鳥飼委員からもいろいろ出ましたが、県債の残高を下げたというだけの使い道でなくて、これを他の事業にというか、新たな景気対策も含めて、使えるだけの財源になったのかどうかということについては、いかがですか。

○西野財政課長 見直しの結果、325億の見直しをさせていただいたということですが、その成果については、先ほどの事務事業の見直しによって新たな事業に充当する。または、毎年、当初予算を組むに当たって多額の収支不足がございますので、その収支不足を圧縮する、純粋に事業費を削減する、そういったものもあります。事業費ベースということで申し上げますので、例えば国庫補助事業が2分の1の補助率であったとしますと、それを見直すときには、例えば100万円の事業が2分の1補助率ですと、県費で言うと50万円、それをなくすというときには、国庫が50万円。これは、捻出したといっても、国から入ってきたものが来なくなるだけですので、そういった意味では、国庫の部分というのは全く見直しがきかない、捻出財源には当たらないということですが、

残りの2分の1については新たな事業をやったり、収支不足の圧縮のための財源とさせていただいております。

○井上委員 そこに知事と私たちとの違いみたいなのがある。知事のマニフェストでは、純然たる単年度350億円の財源捻出という書き方がされていたわけです。とらえるほうの側としては、新しく財源を生み出して、圧縮した分がきちんとどこかにはめ込まれているというふうに思っているんだけど、公共事業だとか含めて、国の財政との数字の合わせ方によって、知事の言ったマニフェストが全うされたというか、守られたというふうな数字的錯覚を起こされているのではないかというふうに思ってしまうんです。人件費の削減とかも含めてそうだけれども、節約する分についてはみんな節約しようと、賃金カットも含めてそうですけれども、削減していこうという努力はみんなしているわけで、それも全部入れて、知事のマニフェストの350億の財源捻出という言い方が妥当なのかどうかというのが疑問を持つところなんですけど、捻出なんですね、財源の。

○西野財政課長 知事のマニフェストの趣旨等を我々は申し上げる立場にございませんが、いずれにしましても、我々は、知事の就任に当たられて、マニフェストを踏まえて新たな長期計画、行財政改革大綱2007、その中で第2期財政改革推進計画を策定いたしました。我々としては、その中で目標と掲げた、18年度と比べて単年度で事業費ベース、スクラップ・アンド・ビルドを含めて350億円の見直しというふうに位置づけさせていただいて、その旨、議会にも御了解いただいているところだと理解しております。我々としては、350億の財源、先ほどの目標どおり、見直しということを目標として掲げさ

せていただいておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○井上委員 入札制度の改革によって節約できた部分というのは幾らあるんですか。どのくらいの金額になったんですか。

○西野財政課長 入札制度改革の結果、例えば落札率が低下しているということにつきましては、基本的に、公共事業につきましては、年度内で一般財源のシーリングがありまして、そのシーリング枠内で優先順位の高いものから順に行っていくということにしておりますので、いわば浮いた財源とでも申しましょうか、その部分については、例えば追加的な公共事業の実施であったり、そういったものに活用されているというふうに理解しております。

○井上委員 追加的事業に回したのはどのくらいあるんですか。何割くらいありますか。追加分が、入札制度を改革して節約した部分だと思うので、その追加額というのは幾らくらいあるんですか。

○西野財政課長 はっきりしたものを申し上げるのは難しいというふうに思ひますけれども、例えば先日、本会議で県土整備部長が答弁申し上げた内容としては、公共三部で60億円余り追加投資に回ったのではないかとこのように試算をしているということでございます。

○井上委員 実は私たちがよく県議会で、入札制度の改革によって建設業界が非常に厳しい状況になったと、そのほかも含めてそうだけれども、今の雇用の状況の中で、景気対策、雇用対策を考えられたらどうかということもあって、知事とお話をすると、決まって財源がないというところではしつと切られて、議論にならないという状況になるんです。本来出さなかった分で本当に60億も出せたんなら、公共三部が60億

も本当に発注したんなら、私は、建設業界全体ももっと違う反応になっていると思うんです。

この60億というのが、財政方がなぜ知らないのかというのが私もよくわからないんですけど、私も確かに本会議場で、県土整備部長が言ったのは聞きました。でも、これが本当に入札制度の改革によって生まれた財源をもとにして追加したものかどうかというのは、私は理解できないんです。財政方はそういうふうに思ってもいいだろうし、本来、財政方がこのあたりも含めて理解できていないといけないのではないかと私は思っているんです。違うんですか。公共三部でいいんですか。

○西野財政課長 公共事業の執行につきましては、公共事業の所管課で責任を持って執行されているということでございます。公共三部での試算でございますが、単純に、過去の入札率の実績、それから低下したものの、その差分で機械的にはじいたものでございますが、我々としても、そういった試算というのは認識を共有しているところでございます。なお、例えば公共事業がそういった落札率の低下によって追加的にできるということは、常時行われておりまして、それ以外にも、本年度9月補正でもありましたが、国からの補助の内示率が想定よりも多かったということで、追加的に補正を行わせていただいて、公共事業の量を追加したということもございまして、そういった意味ではシーリングの範囲内、年間使える一般財源、その範囲内で、できるだけ効果的、効率的に公共事業を執行していただいているというふうに理解しております。

○黒木委員 山下部長、全体の不用額、執行率、大体99%です。以前から、私の市議時代からですけれども、使い切ることが優秀な職員みたい

に言われていた時代もずっとあってきていますね。民間で考えると、例えば1,000万の事業は少しでも安く上げようという社員努力、それは企業努力といいますか、それだけ利益が上がっていくわけですけれども、ここらあたりの考え方はですね。これから収支不足が起こってくる。先ほど財政課長が言いましたように、22年度から予算を組むのが非常に難しくなってくる、そういうことも言われます。そういうときに職員全体で、小さな予算で大きな効果といいますか、そういう努力をしていく、それが大事なことだというふうに私は思うんです。でないと、これから先、幹部の皆さんは退職金にしても十分もらえるでしょう。将来にわたって職員の皆さんがそういうものが安心できるか、まだ不安です。退職債というものが特別認められるというふうにしても、これがどういうふうになっていくのか我々もわからない。そういうことを考えると、職員全体の努力、その辺の考え方はどうでしょうか。

○山下総務部長 財政が平衡している時代、歳入と歳出が基本的に平衡しているときには、不用額というのは限りなくゼロに近いというのが基本だろうと思うんです。そういう時代ではないということが前提のお話になるんですけれども、毎年、基金を崩して充当していかないと足りないという時代には、与えられた歳入で最大限の行政効果を発揮するというのが我々の使命でございますから、当然その予算を有効に使うということが前提ですけれども、節約できるものは節約するべきであるし、不用額という形で残るものすべてが悪と片づけるわけにはいかないだろうというのが今の時代だろうと思います。

○黒木委員 私もそのように思っているんですが、今、団塊の世代の退職者もふえてきており

ますね。このピークもやがてだろうと思うんですけれども、年間の退職債といいますか、借入れはどのくらい起債を起しているんですか。

○西野財政課長 退職手当債につきましては、平成20年度は30億円計上しております。19年度も30億でございます。

○黒木委員 人事課長、退職者は何名ですか。

○岡村人事課長 今回の退職手当の対象となっている者は、知事部局が19年度末で204名でございます。

○黒木委員 知事部局外は。

○岡村人事課長 知事部局以外は、教育委員会が294名、警察本部が99名、全体では597名でございます。

○黒木委員 597名で30億というのは低いようなんですが、別にこれには予算組みがしてあるんですか。

○西野財政課長 退職手当債は30億ぐらいと申しましたが、退職手当の予算につきましては、19年度で言いますと、約150億ということでございます。

○黒木委員 確かにたくさんの職員が退職していくわけですね。何年間かまだこういう形で団塊の世代の時代が続いていくのかなど。合わせますと、180億ぐらい退職金が全体では要るわけです。これも大変だろうと思うんです。そういうことを考えると、これからいろんな財政難をどうやって乗り切っていくのか、職員の皆さんもここあたり不安は少しはあるのかなというふうに思うんです。

人事課長、もう一点、職員手当の中で時間外、これはそれぞれの部署で違うと思うんです。必要な部署、余り時間外をしなくてもいい部署、確かにあると思うんです。一昨年、鳥インフルエンザ、このときにかかり職員の皆さんへ時間

外を出しましたね。庁外に出ていくわけですから、これはどういうふうな時間外の扱いでやっているんですか。時間帯、土日も出た方もいらっしゃると思うんです。勤務時間以外に出た方、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○岡村人事課長 平日は、5時半以降は時間外がつくということで、あとは当然勤務時間以外ということですので、土日については時間外の対象になりますが、ただ、振りかえということで、休日振りかえで時間外縮減の観点からなるべく対応するようにしております。

○黒木委員 私は日向ですが、スポーツ大会とか、お祭りでもいいんですが、そういうイベントがあるんです。担当の職員は時間外で出てくる。市民ボランティアは無料で、すべてが提供ですね。いろんなものを提供する。そのときに市民から不満が出てくるんです。「我々はボランティアを一生懸命しているのに、職員だけは時間外もらって出てくるじゃないか。出てこんでいい」とかやるんです。その辺を我々は中にいて心配するんです。県の場合はそういうことはないんですか。

○岡村人事課長 県の業務として行く場合、例えば何々課のイベントとしてそれに責任を持って対応しないといけない場合というのは、やはり時間外として扱っています。ただ、我々も、例えば今度ある青島マラソンとか、いろんなものについては、県職員自体がボランティアとして参加している行事もたくさんございます。

○黒木委員 時代が時代だから、職員の中でもボランティアでできる分はボランティアでやらないと、その辺、かなり県民からも不満が出てくるんです。少しでもボランティアでできるならボランティアでしていただきたいなど。そう

いうボランティア精神といたしますか、職員もたくさんそういうボランティアについてはあるんでしょうから、また皆さん方からはお願いや指導もするべきじゃないかというふうに思っているんです。部長、どうですか。

○山下総務部長 難しい問題ですけれども、職員が命ぜられた勤務時間に対してはきちんと給与支給者として対応しないといけないというのは、基本だろうと思います。その中で、一社会人として、一地域住民として、職員がどう行動するかというのはまた別問題ですから、ただ、職員の場合にはボランティア休暇というのを設けておりまして、年間に1人5日まではボランティア休暇を取得することができるというのがございまして、それを活用した形はあるんだろうと思います。

○中村委員 主要施策の成果に関する報告書の48ページで、危機管理課、施策の目標、「外部からの武力攻撃等から国民を保護するための体制整備を推進する」と書いてあるから、軍隊を持つのかなと思ったり、憲法9条を廃して集団的自衛権でも認めるのかと思って、これはどういうことをされたんですか。

○武田危機管理課長 外部からの武力攻撃ということでありましてけれども、今や空襲があるとかいうことは考えにくいわけでありましてけれども、テロでありますとか、こういうことは十分考えられるわけでありまして。日向灘はリアス式海岸で潜入されやすい。あるいはさきにはここで北朝鮮のスパイの関係のこともございましたけれども、そういったことを見たときに、自国は自国で守っていかないとかなわけでありましてけれども、もしそういう事態があったときに、どのような避難の態勢をとるかとか、国民保護に関する避難のパターンづくりとか、そういった

ことの自主防衛に関する体制づくりを図っているというような意味合いでございます。

○中村委員 何か施策をされたんですか。具体的に訓練か何か。

○武田危機管理課長 訓練につきましては、昨年の総合防災訓練の中におきまして、県北の延岡、門川、日向で行いましたけれども、テロが行われてサリンをまかれたという想定のもとに住民の避難訓練を行っております。また、後ろに書いてございますけれども、国はそういうことでございますけれども、国民保護法の改正ですとか、いろんなことがあったときに国民保護とはこういうことだという啓発用のパンフレットを35万部作成しまして、各戸に配布したところでございます。

○中村委員 しっくりいかないんだけど、これは国防という問題であろうと思うんです、武力攻撃等というのを書くということになると。県で取り組む守備範囲でないような気がするんだけど、例えば国民保護法というのがありましたね。そんなものをつくったとおっしゃるけど、守備範囲が違うような気がして仕方がないんだけど、そんなことはありませんか。武力攻撃となると、すぐ自衛隊あるいはというふうに思いがちなものだから、もういいですよ、私が理解すればいいんだから。

財政課長、14ページで聞き漏らしたんだけど、一般管理費の中で財政課で共通経費を各課のを何とかおっしゃいましたね。これはどういうことでしたか。

○西野財政課長 一般管理費の内訳ではありますが、一部は、給料であるとか職員手当等、こういったものは財政課の事務費、運営費でございます。そのほかの部分で全庁的な共通経費というものを計上させていただいていますが、これ

は、例えば県税で還付が生じた場合、午前中もありましたが、法人税で予定申告というのがありますが、後で確定申告になった段階で、予定申告の段階で払い過ぎたというものをお返しする。それにつきましては、あらかじめ予算で見込んでおくことが非常に難しいということで、法人税の還付など、予期しがたいものについて一般管理費の中から対応させていただいています。また、先ほど鳥インフルエンザのお話がありましたが、その防疫作業に全庁的に動員がかりました。そういったときに人件費なども急遽発生したものですから、この中からも一部捻出させていただいております。

○中野一則委員 先ほど中村委員が質問されましたが、「外部からの武力攻撃等から国民を保護する」とありますが、やはりいつでも県民を保護するために有事に備えておくということは大切なことだと思いますから、いつも心しておきたいと申し上げて、別ですが、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。緊急運航に防災ヘリが92件出動したということですが、4日に1回ですね。1日で2回、時には同じ時間帯に要請がある、そういうこともあったかもしれないし、今後は、よりその可能性があると思うんです。いろんなルールがあると思うんですが、こういう緊急運航のためのマニュアルというのはきちんと整備されているわけですか。確認させていただきたいと思います。

○川野消防保安課長 マニュアルはございまして、ヘリを運航するための条件というのが3つございます。1つは緊急性、1つは非代替性、もう一つは公共性、この3つの観点から、運航するかどうか。私、2つ同時に来たというのはまだ聞いていないんですが、そういうことに照らし合わせて、どちらに行くべきか、そうい

うものを判断するという事になるかと思っております。

○中野一則委員 例えば、そういう要件を満たして、同時に2カ所、1つは高千穂から、1つは国富から要請があった場合に、どちらを優先するんですか。

○川野消防保安課長 非常に難しい質問ですが、先ほど申しましたとおり、まず緊急性がどうなのか、例えばうちのほうも救急救命士等おりますので、そういう電話があった場合は、消防本部ないし市町村から連絡が参りますので、救急救命士が状況を聞いた上で判断するという事になるかと思っております。また、どうしてもどちらもということになりましたら、熊本、大分と相互応援協定を結んでおります。こういうことも活用しながら、対応していくということになるかと思っております。

○中野一則委員 要望しておきたいと思うんですが、県央地域はお医者さんも多いし、出動体制もきちんと整っていると思うんです。ところが、中央から離れたところは今でも医師不足云々が言われているわけですから、できたら遠隔地を優先するようなことをお願いしておきたいと思っております。

出動の要請とか命令者というのはだれになるんですか。要請はだれができるんですか。そしてまた、出動する命令はだれができるんですか。

○川野消防保安課長 通常は、何かございましたら、消防本部の消防長、もしくは非常備でございましたら町村長、場合によっては、病院の院長から救急隊に来るものがございます。基本的には、ヘリの運航責任者は消防保安課長になっておりますので、私のところに救急隊のほうから電話が来るというシステムでございます。

○中野一則委員 課長がそれを指示せんと出動

できないわけですか。

○川野消防保安課長 もちろん、それだけではできませんので、通常の形態としては、救急隊のほうで判断して飛ぶということでございます。

○中野一則委員 わかりました。

次に、不適正な事務処理についてお聞きしたいと思うんですが、けさの新聞にも載っておりました。先日の総括質疑で総務部長がいろいろ答弁されておられたから、この場でも聞きたいと思うんですが、けさの新聞を見たら、科目の更正ができた、いわゆる決算上は是正された、そういうことでの当局の見方で載っておりましたね。当年度分ということでは21万円でしたね。具体的に、どういう形で更正とか是正されたんですか。

○西野財政課長 19年度に行われた書きかえについての決算上の是正についてでございますが、例えば農政水産部におきまして、スチール製棚を購入したいといったときに、本来であれば、備品購入費として支出しなければいけないところを需用費として、そういった科目で購入したと。いずれにしても、スチール製棚につきましては、外部調査委員会でも公的支出の必要性は認められまして、ただ、予算科目が本来であれば備品購入費であるべきはずが、需用費としていたところ、科目に誤りがあったということで、これにつきましては、財務規則でも規定しておりますとおりに、例えば支出すべき年度が誤っていたとか、予算科目が間違っていたというときには、通常、チェックをしまして直します。その直す作業をルールに基づいて適正に実施したと。その結果、お出ししている決算には科目上の誤りはなくなった、そういったことでございます。

○中野一則委員 けさの新聞では、コンピュー

ターソフト6万円と載っておりましたが、これは何月何日に実際購入——この日付は変わらなわけですね。これを遡及して購入したようにはせんわけでしょう。

○西野財政課長 御指摘のコンピューター用ソフトの購入につきましては、19年5月16日に購入したことでありますが、購入した日付は変えず、ただ、これにつきましては、本来、備品購入費であったところを需用費として予算を支出しておりましたので、備品購入費に改めさせていただきますまして、さらに備品であれば当然登録が必要でございますが、備品登録も追ってさせていただきますというところでございます。

○中野一則委員 この例については6万円ですが、普通は、支出科目が予算化されて、そして6万円支出して、科目が変わっても、間違っただということで、需用費が実際は備品だったということで備品にすればいいと思うんです。購入した物品のもとの予算というのは、18年度に裏金としてどこかに預けか何かしておったお金ですね。

○岡村人事課長 今御説明いたしましたのは、19年度に関係いたしますのは「書きかえ」でございます。書きかえといいますのは、当該年度で本来需用費であるものをほかの用途に使うというようなのが書きかえということでございます。

○中野一則委員 購入した元金はどこにあったんですか。購入したことには間違いのないわけですね。

○岡村人事課長 これは19年度の需用費ということでございます。

○中野一則委員 よくわからんのですが、19年度の需用費という科目の予算は計上してあったわけですか。

○岡村人事課長 そうでございます。

○中野一則委員 そんなふうに聞けば、何ら問題ないような気がするけれども、何でこれが大きな問題になったんですか。単なる予算が計上してあったのを、需用費にしていたのを、実際は使ったのが備品だったということで、5月16日に購入して、5月17日に記者発表したということで翌日ですね。もともとがこれを出すことがおかしかったんじゃないですか。

○岡村人事課長 今回、全庁調査で調べましたのは、年度をまたがって年度末に需用費で預けて、次の年度に備品を買ったりというのが預けですが、それ以外に書きかえというのも全庁調査で調べました。需用費で買ったことにして、入ってくるものは備品をお願いするというようなのが書きかえでございます、この場合がそれに当たりまして、需用費の予算で備品を購入した。これも同時にやることではあるんですけども、やはり不適切な事務処理ではないかということで、書きかえも調査対象にして、公表させていただいたというところでございます。

○中野一則委員 科目違いの支出というのは往々にしてあると思うんです。しかし、これは故意があったということだったから、あえて書きかえということで昨年の調査のときに挙げたということですか。

○岡村人事課長 需用費を使いながら備品を買うというのが故意に行われたということで、問題があったということです。言われるとおりでございます。

○中野一則委員 では、県土整備部に関するものも、21万円はすべてそういうものですか。

○岡村人事課長 県土整備部に関するものも、同じく書きかえでございます。

○中野一則委員 わかりました。

○鳥飼委員 今に関連して言えば、去年の1

月に知事が就任して、「そういうものはありませんか」と言ったときに、当然、当時の事務方の責任者が内部調査の受付に入れば、今のようなことは起きなかったと思うんです。それは当時の総務部長の失態だと、不作為のためにこういうふうになったと私は思っておりますけれども、それについてとやかくは言いませんけれども、そういう意味では、職員の自発的な申告を待つというようなことの不適切さというか、そっちのほうが重いのではないかと私は思っておりますが、私がお聞きしたいのは、そのことではありません。1つは、市町村合併が行われまして、延岡とか北浦、いろいろございました。施策の成果等にもいろいろ書いてありますけれども、これまでも申し上げてまいりました、合併の効果の検証作業がどのように行われてきたのかということをお尋ねします。

○坂本市町村合併支援室長 合併後の検証についてでございますが、本県におきましては、例えば各市町村に調査物を出して統計的に調査をするという事は行っておりません。実際に行っておりますのは、各市町村に職員を派遣いたしまして、合併後の住民のサービスの状況やまちづくりへの取り組み、これについて実態調査を行って、それに伴いまして、いろんな対策を含めて、必要な助言を行っているというところで県のほうとしては対応しているところです。

○鳥飼委員 市町村がやっていて、県では実際やっていないということですが、それは私はいけないと思いますね。合併については是非について、ここについては合併したらどうですかと案を出したりとか、今までずっと何年間かやってきたわけですから、やはり検証作業も責任を持ってやらないと、それは責任の放棄ではないかというふうにとられますので、今まで

の議会の中でも何回か指摘されてきたことだろうと思うんです。

きのうの県民政策部のときも申し上げましたけれども、去年、仕分け委員会というのがありましたね。一つの事業について、仕分け委員になった人たちが30分か40分、説明を聞いて、議論して、これについてはどうだこうだというようなことで一定の方向性を出していったと。そんないいかげんなことでは困るということをお願いしたんです。評価委員会の評価についても、聞くところでは、2時間半と3時間、わずか数時間で県の行政施策についてすべてを分析して評価するという、それが県の評価になってしまう、それはおかしいじゃないですかということをお願いしたんです。私どもがいろいろ申し上げる部分が今後の県政に活かされていく、参考にされていくものでないと、私は、この場も本会議も意味がないと思っております。余り時間はありませんけれども、ぜひやっていただきたいと思っております。

○坂本市町村合併支援室長 実は検証作業につきましては、国のほうでも第29次の地方制度調査会の資料にするべく、大規模な調査をされております。その中で、合併の是非についていろんな例が各県から挙がっております。ただ、私ども思いますに、合併してよかったという声もかなりあるわけでございます。具体的な例を2～3申し上げますと、それまで取り組みたかったけど、市町村の財政規模が小さくてできなかったと。具体名を挙げると、高岡における下水道事業の取り組みが始まろうとしております。あるいは、もう一つぐらい例を挙げさせていただきますと、東郷町では、消防の関係でございますが、それまでは時間がかかったところですが、今度、分遣所を日向市のほうで設置される。そ

ういう取り組みで安心ができるという声も上がったところ。また一方では、「役場に知った顔がいなくなった、寂しい」、あるいは「我々の声が事業にすぐ反映されない」、そういう声もごさいます。これについてはいろんな知恵を出して、しっかりと住民の目線に立って、優しい行政といいますか、温かみのある対応を窓口等でとっていただいて、いやしくも本所まで行かないと解決しないとか、そういうことが絶対ないように首長さんにくれぐれもお願いして、今後の合併の推進をさらにもお願いしているところ。です。

○鳥飼委員 私は、合併がよかったとか悪かったとかいうことは一つも言っていないんですけども、どっちかといったら、私は否定派のほうだろうと思いますけれども、そのことについては申し上げているんじゃないんです。どういう効果があったのかということ、ただそういうことで聞くだけにとどめるんじゃないくて、実際、検証事業としてどうだったのかということをやらないと、これは平成の大合併ですから、県の形を変える事業なんです。そういうこともやらないで、国が合併せえと言うから合併したというようなことでは困るということですから、私どもの意見を受けとめていただいて、そういう努力をしていただきたいと思っているんです。

○坂本市町村合併支援室長 委員おっしゃるとおり、合併新法期限まであと1年と4カ月になっております。所要の協議とか手続に要します時間を考えますと、そろそろ限界に達しているかなと思っているところ。ごさいます。我々としては、やはり今後、厳しい財政状況、それから人口の減少、例えば郡部におきましては、過去10年間を振り返りますと、人口減少が10%を超しております。大きい町村に行きますと、2割を

超している人口減少につながっています。県全体では3～4%の減少だと思いますが、特に中山間地、郡部の減少は厳しい。国のほうで、1万人未満の小さな市町村について今後の行く末を非常に心配されております。職員数をかなり採用して対応されておりますが、こういう言葉がごさいます。外野は、イチローはすばらしい選手だけれども、1人では守れないと。市町村も一緒にごさいます。職員が1人10役で頑張っておりますけれども、いつかは限界が来る。そういう対応をするがためにも、やはり合併は一つの有効な方策ではないか。委員おっしゃるように、検証すべきではないかということも十分理解できますが、まず第一番目には、何らかの形で情報を住民の方に提供していただいて、今後の町村の行く末を大いに議論していただくのが先決かなと思っているところ。です。

○鳥飼委員 合併新法の期限も一つあるでしょう。しかし、合併新法が切れた後も市町村は存在するんです。宮崎県は存在するんです。今度の合併については国が旗を振ってやってきたわけ。それはそれで一つの方向性でしょう。それで県も旗を振っていったわけ。それでどうなったのかという検証を、合併新法の期限が切れようとして切れまいと、しっかりやっていくべきだということなんです。そうしないと、県が進めたことはどうだったのかということをお問われかねますから、そのことを私は申し上げているんです。

○坂本市町村合併支援室長 時期を見て適宜対処してまいりたいと思います。

○鳥飼委員 これ以上申し上げませんが、これは大事なことだと思うんです。県の形を変えたんです。例えば、北浦とか北方とか一緒になりました。宮崎市も大変広くなりましたけれど

も、市町村のあり方、人々の暮らしのあり方を変えたわけですから、そのことについてしっかり、それはどういうふうな意味があったのかということ进行分析するのは、それを推進した者の責任だと思っているんです。そこは十分受けとめていただきたいと思います。

もう一つ、いろいろ議論がございました50ページの航空消防防災事業、防災救急ヘリのことについてお尋ねします。そもそも、先ほど言われましたけど、「おたくはいいですね」というのは、ドクターヘリが入っていないところですね。救える命は救おうじゃないかというので、ドクターヘリの議論が県議会の中でも高まっていますし、医療薬務課でも必要な調査もやっているわけですから、そこはしっかり押さえておいていただきたいというふうに思います。防災ヘリの場合は15人ぐらい乗れますね。ドクターヘリは、運転手とドクターと患者と看護師というようなことですから1,000ccぐらい、一方は4,000ccぐらいという感じですから、そこが大きく違うわけですから、ここに書いてありますけれども、前年度1億2,600万が1億5,300万ということで、3,000万近く上がっているんですけれども、なぜこんなふうに増加になっているんですか。

○川野消防保安課長 要件は2つございまして、1つは、ヘリの修繕費が500万近く増加したということでございます。赤外線カメラであるとか、ほんのわずかですが、本体に亀裂が見つかったというようなことで修繕したということで、500万近く増加したものです。もう1点が、運航委託業務経費について2,100万円だったものが4,200万円ということで、2,000万円ほどアップしたという、この観点から決算額がふえたものでございます。

○鳥飼委員 車検みたいなことを去年やったん

です。それに伴って修繕をされたということでしょうけれども、運航委託費を見積もりしたときは、契約はどんな状況でやられているんでしょう。入札でやられていますか。

○川野消防保安課長 当初は一般競争入札で行っております。

○鳥飼委員 当初というのはいつでしょうか。防災ヘリが入ったのは何年でしたか。

○川野消防保安課長 16年度の10月から運航しております。

○鳥飼委員 入札契約というのはいつといつ行われているんですか。16年度から最初にやられて、また毎年入札をしておられるということでしょうか。

○川野消防保安課長 当初、今申しました一般競争入札をしまして、以降につきましては、随契という形で行っております。

○鳥飼委員 一般競争入札をやられて、随契でずっと来ているんでしょうか。

○川野消防保安課長 当初しまして、その後、17、18、19については随意契約ということで行っています。随意契約の理由としましては、他都道府県の類似契約は8,600万円程度かかっております。それと比較しますと、4,200万円と非常に安いということで、他と比べて著しく安い経費で契約が可能なおこと。また、西日本空輸というところに委託しておりますが、救助ということで本県の地形に熟知している必要がございます、万が一があっても困りますので。そういうことで安全性も確保できるというような観点から、この2点の観点から随意契約をこれまでしたところでございます。

○鳥飼委員 今後も随契をやられていく予定でしょうか。ちなみに、20年度はどんなふうになっているんでしょうか。

○川野消防保安課長 20年度も随意契約で行っております。今後につきましては、4年度が経過するところでございます。御指摘のとおり、ヘリの運航につきましては、随意契約と一般競争入札という2種類がございますので、ヘリが安全に運航できるということが一義的にまず優先されるべきものと考えております。したがって、他県の状況等も考慮しながら、今、検討を進めているところでございます。

○鳥飼委員 16年度の新規のときに一般競争入札をやられて、8,600万と4,200万ということで、破格の額をつけたほうを決定されたということですか。その後に徐々に上がってきているということではないかと思うんですけれども、今後もうこういう形を続けるということは、いかがかなというふうに思っているんです。九州管内、例えば鹿児島にもありますし、いろいろありますね。安全運航はもちろん大事ですけども、競争も大事ですから、そこはしっかりやっていただかないと、1円入札というのが時々ありますね。今度も警察であるんだそうですけれども、これは論外でしょうけれども、安くで札を入れて、後ずっととって行って、どんどん上げていくというようなことは、本来あるべき姿じゃないだろうと思いますので、今後は、やはり一般競争入札でやるべきではないかというふうに思っていますので、これは要望で、後は答弁いすけれども、お願いしておきたいと思います。

○米良委員 私は以前にもこのことは申し上げたと思うんですけれども、特に今回の歳入決算を見ておきますと、山地、治山災害を中心とした国庫支出金というのが290億も減ってきておるという状況ですね。中山間地を初め地域経済に果たしてきた役割というのは非常に大きいと思

うんですが、加えて、ことしは台風も幸い来なかったということからすると、公共事業に対するしわ寄せというのが大きいんじゃないかということを経済にわたって考えたときに、もちろん、さっきから言われますように財政改革をやりながら、どう公共投資予算を確保するかということについて大きな課題が残されておるやに思えてならないわけではありますが、特に厳しい財政の中で、やりたくても手も足も出ない県土整備部の状況からすると、財政を握っておる総務部の皆さんたちの役割というのは、大きいと思うんです。総務部長でも結構ですが、公共事業予算に対する取り組み姿勢というのは今後どう考えておられますか。

○山下総務部長 災害復旧関連の事業も含めて公共事業ということになるんですが、年々で災害の状況が違う部分がある意味、当てにした財政運営でも、よくないというのが基本です。公共事業についての取り組みですが、御承知のように、総体の事業が落ちている。これは全国押しなべてということですが、そういう中で、本県もこういった状態になっているというのが現実でございます。一方で、財政の健全性は確保していかないといけない、安定してやっていかないといけないという要請と、その中で公共事業が持つ地域経済への役割というのをどんなふうにもバランスをとっていくかというのは、常に考えていかないといけない。特に、宮崎県の産業構造の中で占める割合の高さということからいけば、それも地域への財源配分といいますか、公共的な財産の配分というのに力があるわけですから、そういったところはやはり総合的に考えていかないといけないというのが私の基本的な立場でございます。

○米良委員 特に、各県と比較して、環境的に

も距離的にも、宮崎県というのは社会資本の整備がおくれた県なんです。いろいろ厳しい財政のもとで、なおそういうことが強いられるということになってくると、それまでに投資して、経済浮揚に効果的になってきたという中山間地のいろんな状況を考えると、大きなウェートを占めるということなんです。釈迦に説法であります、さっき言ったような山地災害が今度はなかったということは幸いではありますが、290億あったかなかったかということになってくると、本当に大きな経済ウェートを占めると思うんです。ですから、そういうことを前提にして、これから財政というのを考えたときに、総務部の占めていく役割というのは大きいと言わなきゃならんと思うんです。県土整備部がやると言えば、やるかやらんか、あっちに任せておけということであれば、それは別ですけども、やっぱり皆さんたちがそういう目配り、気配りをしないと、これからの宮崎県の経済というのはますます疲弊していく。特に中山間地の生活の実態というのは推して知るべし、大変なんです。ですから、知事室で、陳情なんかのときもよく言うんです。知事が言われるように、何でもかんでも改革の方向に持っていったら大変なことです、そういうことを視野に入れて、これからの宮崎県の浮揚、中山間地の浮揚というのは考えてくださいよということを私は毎回言っているんです。そういう視点に立って、総務部長、今おっしゃられたことも頭に入れながら、頑張ってくださいなと思うんです。

いろいろ質疑の中でも今回出ておりましたけれども、誘致企業もままならないところがあるじゃないですか。1万人雇用と知事は言っていますけれども、とてもじゃないが無理なところが結果的には言えると思うし、もう一つは、総

合評価落札方式になってきて、県内の公共事業、あるいは建設業者がどん底に追い詰められておるという状況からすると、これは大変なことになるということなんです。くどいようでありませんが、そういうことを視野に入れて、財政改革ももちろん大事だけど、そちらのほうにどう主眼を持っていくかということをお願いしておきたい、このように思いますので、どうぞよろしく願いしておきたいと思います。

○中野廣明委員 要望を3つ。今、米良委員が言われたように、地域は疲弊するだけ冷えています。私はいつも県土整備部に言うんだけど、県土整備部も公共工事が減った。そこでやっぱり工夫せんといかん。例えば、1,000メートル道路改良するのに、家が5軒あったら、半分以上は個人の補償費に行ってしまう。そういうことも含めて、今、工事が無いわけだから、業者に回るような工事を先にと。例えば、街の中をやる、個人の家屋等の補償費にみんな行っている。かなりの数字です。それと、県北なんかも災害があって、まだ過年災が残っている。そういうものは、一般の公共工事が無いところに回すとか、箇所づけをある程度して、総務部も、地域バランスというのがあるから、ぜひその辺までしっかり見て、査定してもらいたいと思います。

民生費、国民年金の負担金、10分の2は県です。これが今後どれくらい上がるのか。かなり全体的に民生費というのが上がっているから、その分はどこかが圧迫される。それからもう一つ、教育費、これもずっと上がりっ放しなんです。児童は減っていて、上がりっ放し。中身を見ると、アドバイザーだの何だの、とにかく人件費で出ているんじゃないかというぐらい、いろいろ食われている。総務部、財政課として、

教育問題は大事だけれども、予算がないときに、子供が減って予算がふえるという話、よくわからんところがある。3月になりますけど、そこら辺の考え方を財政課もしっかり持って、予算査定してもらいたい。要望しておきます。

○井上委員 部長にお尋ねしたいんですが、先ほど財政課長と事業ベースの話をさせていただきました。財政課と各部とのヒアリングの中で、知事の財源捻出も頭に入っているのかもしれないんですが、事業仕分けで現実に無駄な事業があったんだみたいな、A判定、B判定とかされると、財政課のヒアリングは何だったのかなという思いもしてならないんです。仕分け委員会と財政のヒアリングとの関係はどんなふうにしていらっしゃるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○山下総務部長 各部と財政課、総務部との議論の中で、いろんな事業、もちろん最終的には議会の御同意もいただいてということなんですけれども、その中で最近の流れとして、県民目線なり、透明性の確保なり、あるいは専門的な視点の導入なり、そういったことで評価委員会というものもあったんだろうと。そういうフィルターを一たんは通らざるを得ないというのが、ある意味では、我々公会計を預かっている者の責任でもあったというところではあります。ただ、従来からやってきた総務部对各事業部との議論というのは、継続して当然やるべきですし、ひょっとしたら、外部評価委員会の結論とは違う方向に行くかもしれない、それはお互いに深い議論をしないといけないという気持ちはございます。

○井上委員 外部評価委員会と総務部とが直接議論する場所は全くないということなんですか。

○山下総務部長 外部評価委員会は昨年度置か

れまして、毎年度やるということでは必ずしもないようでございます。したがって、昨年度、外部評価委員会の結論を出す過程で、財政部門とどういった議論があったかというのは、私、つまびらかには存じ上げませんが、恐らく基本のところはそれなりにあったんだろうと思います。

○外山主査 以上をもちまして、総務部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時44分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。明日の13時30分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後2時44分散会

平成20年11月28日（金曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

主	査	外山	衛
副主	査	新見	昌安
委	員	米良	政美
委	員	中村	幸一
委	員	黒木	覚市
委	員	中野	一則
委	員	中野	廣明
委	員	鳥飼	謙二
委	員	井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田	渉
議事課主査	湯地	正仁

○外山主査 分科会を再開いたします。

まず、本分科会に付託されました議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 それでは、議案第10号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○井上委員 従来は、ずっと総務部も予算執行のあり方については把握してきていたと思うんです。いろいろな状況を踏まえつつ、そしてまた、けさ新聞等でも出ていましたように、他の委員会でも議論がありましたとおり、いろいろ

なことを考えれば、総務部は、それなりの執行に当たっての受けとめる力は今までもあったんじゃないか。今回も、告発されて以降、しっかりと総務部自体もその執行に当たっては注意すべきものであったのではないかというふうに私自身は思っています。いささかも総務の分科会の中で異議がなかったというふうには言えない状況だと思っています。この分科会の中でも、私は不認定という立場をとらせていただきたいと思っています。

○鳥飼委員 私は議案自体は認定で、ただ要望事項があって、主査報告に盛り込んでいただくということの前に、要望しておきたいということをお願いしておきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○外山主査 総務部が全部を所管するからといって、各分科会に付託しているわけですから、たまたま今回の部会には該当案件がなかったという判断もできるんです。

○井上委員 私たちのところは、監査事務局の審査も入っているわけですね。いろいろな意味で、コンプライアンスも含めてですけども、そのことについての徹底という点で言えば、本会議でも総務部長が代表して全部答えられたとおり、中野一則委員からの質問に対しても、書きかえの問題を総務部としての立場から発言されたわけですけども、ああいうことを考えれば考えるほど、それを受けとめれば受けとめるほど、今回の私どもの分科会の認定にかかわって言えば、私は不認定というふうに言わざるを得ないと思っています。

○鳥飼委員 そもそも、5月、6月にずれ込んできたというのは、昨年1月に知事が就任して、幹部職員を講堂に集めて、「預けはありませんか」と問うたときから始まったんです。4月

か5月に、みやざき学園というところからまず出てきたと。そこまで待っていたわけですけど、その間、当時の事務方というか県の組織として、知事から、「ありませんか」という、これは指示ですが、当然調査に入るべきではなかったのか。調査をしていないのはなぜなのかということが一つ。もう一つは、知事が、全職員を集めたときにそういう発言をしたわけですから、「そのことについて調査をやっていますか。どうですか」ということを当時の幹部といえますか、部下に問うべきだったと思っているんです。そういう不作為といえますか、当然やるべきことをやらなかった結果、起きてきたということについての責任は極めて重大だということを、私は賛成するんですけれども、指摘をしておきたいということを申し上げておきます。

○外山主査 暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時40分再開

○外山主査 分科会を再開いたします。

認定することに異議がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第10号の認定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山主査 挙手多数。よって、議案第10号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に主査報告骨子についてであります。主査報告の内容として御要望はございますか。

○鳥飼委員 意見は先ほど申し上げたので、省略いたします。

もう一つ申し上げましたのは、評価委員会の件ですけれども、あの評価委員会で本当に短時

間に、すべての事業を網羅して2日間5時間ぐらいでやっただけで、A、B、Cというのは当局がつけたわけですから、そのことについて何らの評価もしなくて、いろんな意見を出されているわけです。よかったということで知事の業務を評価するわけで、これは極めて不十分だと思っているんです。評価委員会をしっかり機能させていただきたいということを申し上げましたけれども、そこをぜひ載せていただけたらいいなと思います。

○中野廣明委員 評価委員会そのものは、議会の本来の仕事じゃないかと思うんです。

○中村委員 何でも別枠で委員会とか、仕分け委員会もそうだけど、つくって、それがあたかも権威あるものと思うこと自体がおかしい。我々議員が判定すべき問題だと私は思います。

○外山主査 それは通常の常任委員会で対案として出してもらっていいと思います。

○鳥飼委員 結果的に、あの評価が県民の皆さん方にもそのまま行ってしまうから、そこが問題だということなんです。

○井上委員 それに関連してですけど、主要施策の成果に関する報告書のあり方についても、私たちには何も諮られもせず、ころころ変えるということについても、ちょっと問題ありというふうに思います。

それと、けさの宮日新聞にエコクリーンプラザみやざきに関して、公社の組織がえを宮崎県と宮崎市で決定したという記事が載っていました。組織がえをする、それは決定したという報道なんですけれども、そういうことに関して県議会の中に出さないでいいのかどうか。常にそういう政策的な変更をする場合の提起の仕方、それは県民政策部なのか、それとも総務部なのか、よくわからないんですけど、そういうこと

に関して、ああいうふうにはぼろぼろ漏れるというか、議論経過を私たちが知らないうちに表に出るということを含めて、いかがなものかなというふうな受けとめなんです。県議会には知らせなくても何でも決定していいんだというふうなことなのか、よくわからないんですが。本来、県民政策部を含めてですけれども、政策に関する説明というのは、もっと丁寧にあるべきではないのかという気がしてならないんです。今後にもかかわってですけれども、そこをしっかりと報告の中にも出していただけるといいかなと思います。

○外山主査 もっともそれは今回の分科会というよりも、全体的な議会と執行部とのありようですね。スタンスの問題ですね。

○井上委員 そういう意味で言うと、県民政策部とは何なのかという役割論のところまで入っていきそうなので、今回、分科会の中で出させていただきました。

○外山主査 主査報告につきましては、御意見等を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山主査 以上で分科会を終了いたします。

午後1時47分閉会